

# 文教福祉委員会

令和5年7月21日

## 1 報告事項

### 【子ども部】

- (1) 千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結について 【資料】
- (2) お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について 【資料】
- (3) 千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件における男女別定員について 【資料】

### 【保健福祉部】

- (1) 地域福祉交通「風ぐるま」次期運行協定の概要について 【資料】
- (2) 千代田区障害福祉プランについて 【資料】
- (3) 第9期千代田区介護保険事業計画等について 【資料】
- (4) データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の改定について 【資料】

## 2 その他

## 千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結について

### 1 目的

千代田区と小笠原村の地域の特性を生かして相互に連携協力し、人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会における学校教育の充実及び発展に資することを目的として、締結する。

### 2 経緯

令和4年10月25日に合同で道徳教育研究協議会の研修を実施した（小笠原教育委員会の職員や同村立学校の教員はオンライン参加）。

両教育長は、この合同研修会の実施を受け、今後教員間の交流をさらに深め、子ども同士の交流に発展させることで合意した。

この合意を受け、千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会で協定を締結するものである。

### 3 主な連携協力内容

- (1) 学校教育における授業改善に関すること。
- (2) 教員相互間の研修会の実施に関すること。
- (3) 教職員及び児童・生徒の相互交流（オンラインでの交流を含む。）に関すること。

なお、上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、双方が必要と認める事項について、協議の上実施する。

### 4 締結予定日

令和5年8月24日（木）午前11時～予定

### 5 今後のスケジュール

令和5年7月26日	教育委員会定例会で協議
同年8月22日	教育委員会定例会で議決
同年8月24日（予定）	協定締結式（於 千代田区）

## お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について

### 1 新校舎所在地

千代田区神田猿樂町一丁目 1 番 1 号

### 2 新校舎での教育活動の開始時期

令和 6 年 4 月 1 日（月）（新学年・新学期）から

- ・令和 5 年度中 3 学期の修了式及び終業・卒業式は、現校舎で実施
- ・令和 6 年度 1 学期の始業式及び入学式（4 月 8 日）は、新校舎で実施

### 3 竣工後から令和 5 年度中

#### （1）児童・園児

- ・現校舎・園舎での教育課程
- ・全学年において新校舎での体験学習や見学の機会を設ける予定（令和 6 年 3 月）

#### （2）教職員

- ・現校舎・園舎での教育活動
- ・新校舎・園舎への引越物品の荷造り等の作業

#### （3）教育委員会

- ・初度調弁の物品搬入
- ・小学校・幼稚園の引越作業の支援 など

### 4 その他

- ・新校舎への移転（引越し）作業は主に春休み期間を予定
- ・関係団体・地域関係者等を招待しての落成式や区民の皆様等を対象とした内覧会の実施を予定

## 千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件における男女別定員について

千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件における男女別定員を撤廃し、令和6年度入学者より適用する。

### 1 経緯

これまで、九段中等教育学校の入学者決定については、都立中等教育学校の入学者決定要綱に準ずる形で、男女別定員を定めている。

しかし、ジェンダー平等意識の社会的な高まりを受け、九段中等教育学校における入学者決定要件について主体的に見直す必要があると考え、令和5年度より千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会を設置し、入学者決定要件（主に男女別定員）についての検討を行い、教育委員会での協議・議決を経て、今後の方針として決定した。

### 2 今後のスケジュール

- 令和5年7～12月：区HP、広報、学校説明会等による方針の周知
- 同年9月：入学者決定に関する実施要綱の策定、公表
- 令和6年1月：出願受付
- 同年2月：適性検査の実施

### 3 過去の受検状況（参考）

※ 区分Aは区民枠、区分Bは都民枠を示す

		募集人員(a)			受検者数 (b)			受検倍率 (b/a)			合格者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
R5年度	区分A	40	40	80	95	91	186	2.38	2.28	2.33	40	40	80
	区分B	40	40	80	157	219	376	3.93	5.48	4.70	40	40	80
	合計	80	80	160	252	310	562				80	80	160
R4年度	区分A	40	40	80	89	96	185	2.23	2.40	2.31	40	40	80
	区分B	40	40	80	176	243	419	4.40	6.08	5.24	40	40	80
	合計	80	80	160	265	339	604				80	80	160
R3年度	区分A	40	40	80	73	81	154	1.83	2.03	1.93	40	40	80
	区分B	40	40	80	177	252	429	4.43	6.30	5.36	40	40	80
	合計	80	80	160	250	333	583				80	80	160
R2年度	区分A	40	40	80	92	86	178	2.30	2.15	2.23	40	40	80
	区分B	40	40	80	220	291	511	5.50	7.28	6.39	40	40	80
	合計	80	80	160	312	377	689				80	80	160

## 地域福祉交通「風ぐるま」次期運行協定の概要について

地域福祉交通「風ぐるま」は、日立自動車交通株式会社が区との運行協定に基づいて運行している。

現在の運行協定は令和 6 年 3 月 31 日で満了するため、令和 2 年度から 3 年度にかけて、風ぐるまの利用促進に向けた課題の明確化と解決策の検討を目的として調査検討を行い、次期運行協定の見直しを行うこととした。

### 1. 「風ぐるま」運行見直しの方向性（令和 4 年 7 月 25 日保健福祉委員会報告）

#### (1) 利用促進策の検討

乗り継ぎしやすさの「見える化」

#### (2) 運行ルートやダイヤのマイナーチェンジ

一部時間帯の増便、隣接区との停留所の共用

#### (3) 新たな移動サービスの二次交通としての導入

オンデマンド交通の実証実験の実施検討

### 2. 見直し検討過程での運行環境の変化とその対応

運転手の人員確保が運輸・輸送業界全体で困難化するとともに、運転士の労働環境への配慮が法的に求められる状況となっている。現ルートの朝夕の増便については、現在の経費のおよそ 1.5 倍の経費を要すると事業者から回答を得た。

そのため、かねてから課題となっていた障害者よろず総合相談 MOFCA や神田錦町方面へのアクセス、中央区江戸バスとのバス停の共用を行いながら現ルートの乗り継ぎによる利便性の向上を図るため、新ルートを設定することとした。

新ルートについては、風ぐるまの運行を取り巻く今後の環境変化を見定めるとともに、利用状況や費用対効果を確認するため、実証運行として開始する。

### 3. 次期運行協定の概要

(1) 地域福祉交通として、現行ルートは維持する。

(2) 「増便、双方向ルート、時間帯の拡大」の要望に対応するため、既存ルートを補完する新ルートを試験的に運行する（週 5 日程度）。

(3) 新ルートを中央区に延伸し、新日本橋駅、日本橋三越周辺のバス停を共用する。

(4) 脱炭素化への対応するため、現車両の更新にあたって電気自動車を導入する。一斉に車両を入れ替えることは調達面で困難なため、当面 2 台の調達を目指す。

(5) 臨時便（直行便）を柔軟に運行し、福祉施設等の利用者のみならず、イベント参加者の利便性を高める。

#### 4. 風ぐるまの運行見直しスケジュール（予定）

令和5年度 第1四半期：ルート変更案、実証実験内容の検討

関係機関との協議、車両調達時期の決定

第2四半期：ルート変更案の決定

予算要求、議会説明、運行協議会、地域公共交通会議

第3四半期：関東運輸局への申請・検査

第4四半期：新協定による運行準備（停留所工事、新規ルートの周知）

令和6年度 第1四半期：実証運行開始予定

## 千代田区障害福祉プランについて

### 1 計画策定の目的

障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画の実施計画として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援などの提供に関する基本的な考え方、目標、サービス見込量、サービス確保のための計画事業を千代田区障害福祉プランとして一体的に定めています。

現行の千代田区障害福祉プランは、障害者計画（平成 30 年度～令和 5 年度）、第 6 期障害福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）・第 2 期障害児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）として令和 2 年 3 月に策定しました。

令和 5 年度は、障害者計画の改定及び第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

- (1) 障害者計画（障害者基本法第 11 条第 3 項）
- (2) 第 7 期障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項及び第 89 条第 1 項）
- (3) 第 3 期障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項及び第 33 条の 22 第 1 項）

### 3 計画期間

- (1) 障害者計画  
令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間
- (2) 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画  
令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

### 4 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（別紙参照）

第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画策定にあたり、計画策定のための基礎資料とするため、千代田区に居住する障害者手帳、愛の手帳、精神障害者手帳の所持者等に対し、令和 4 年度に障害福祉サービスの利用実態及び利用意向の調査を実施しました。

## 5 計画策定に係る厚生労働省が提示する「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」のポイント

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援体制の整備
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

## 6 スケジュール

令和5年5月	第1回障害者支援協議会	○障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の概要確認 ○計画部会、差別解消部会の下命など
令和5年7月	第1回計画部会	○障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の検討 (現状と課題の整理分析)
令和5年7月	計画の骨子案作成	
令和5年8月	第2回計画部会	○骨子案の検討
令和5年8月	計画の素案作成	
令和5年9月	第2回障害者支援協議会	○素案の修正
令和5年10月	第3回計画部会	○修正案の作成
令和5年11月	第4回計画部会	○修正案の確認
令和5年12月	第3回障害者支援協議会	○修正案の確認
令和5年12月	パブリックコメント	
令和6年1月	第3回障害者支援協議会	○計画案確定
令和6年2月	第4回障害者支援協議会	



別紙

# 千代田区第7期障害福祉計画、第3期障害児 福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

## 《概要版》

2023年3月

千代田区

## I 調査実施の概要

1 調査の目的	1
2 調査の設計と回収結果	1
3 この概要版のみかた	1
4 回答者の属性	2

## II 調査結果の分析

### 1 日常生活上の手助けの状況について

(1) 日常生活に必要な手助け	8
(2) 主な介助者	10
(3) 主な介助者の健康状態	12
(4) 主な介助者の相談できる場の有無と介助者に必要な支援	12

### 2 障害や疾病の状況について

(1) 身体障害者手帳の級	14
(2) 身体障害者手帳の主な障害	14
(3) 愛の手帳の度数	14
(4) 精神障害者保健福祉手帳の級	15
(5) 自立支援医療（精神通院医療）の受給の有無	15
(6) 難病認定の有無	15
(7) 発達障害の診断の有無	16
(8) 高次脳機能障害の診断の有無	16
(9) 手帳を持たない理由と医療ケアの必要の有無	16
(10) 現在受けている医療ケア	17

### 3 住まいや暮らしについて

(1) 地域で生活するために必要な支援	18
---------------------	----

### 4 日中の活動、スポーツやレクリエーションについて

(1) 平日の日中の過ごし方と1週間の外出の頻度	19
(2) 外出時に困ること	21
(3) 外出に必要な支援	22
(4) 障害児施設について困っていること	23

### 5 就園、就学について

(1) 子どもに役立っている特別な支援・配慮等	23
-------------------------	----

<b>6 就労について</b>	
(1) 就労の状況	24
(2) 就労している場合の働き方	24
(3) 必要な就労支援	25
<b>7 障害福祉サービス等の利用について</b>	
(1) 障害支援区分の有無	27
(2) 要介護認定	27
(3) 障害福祉サービスの利用状況及び利用希望	28
<b>8 相談相手について</b>	
(1) 悩みや困り事の相談先	32
(2) 障害や障害福祉サービスの情報の入手先	33
<b>9 災害時の避難等について</b>	
(1) 災害時の一人での避難の可否	35
(2) 近隣の援助者の有無	36
(3) 災害時に困ること	37
<b>10 障害者差別解消法について</b>	
(1) 障害者差別解消法の認知度	39
(2) 障害特性にあった特別な配慮が得られているか	40
(3) 特別な配慮が得られた場所	41
(4) 特別な配慮が得られていない場所	42
(5) ヘルプマークやヘルプカードの認知度	43
<b>11 福祉施策等について</b>	
(1) 現在利用中の施設	44
(2) 将来利用したい施設と利用したい時期	45
(3) 障害児について特に力を入れてほしい施策	47
(4) 住まいについて特に力を入れてほしい施策	48
(5) 就労について特に力を入れてほしい施策	49
(6) 生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策	50
(7) 余暇活動等について特に力を入れてほしい施策	51
(8) その他の特に力を入れてほしい施策	52

# I 調査実施の概要

## 1 調査の目的

この調査は、千代田区に居住する障害者手帳所持者等の障害福祉サービス利用実態及び利用意向を把握し、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定するための基礎資料とする目的で実施した。

## 2 調査の設計と回収結果

- (1) 調査地域 千代田区全域
- (2) 調査対象
  - ① 身体障害者手帳所持者（以下、「身体」と示す）
  - ② 愛の手帳所持者（以下、「知的」と示す）
  - ③ 精神障害者手帳所持者及び精神通院医療助成受給者（以下、「精神」と示す）
  - ④ 難病医療助成受給者（以下、「難病」と示す）
  - ⑤ 障害児福祉サービス利用者（児童）（以下、「児童」と示す）
- (3) 調査方法 郵送法（郵送配布－郵送回収）
- (4) 調査時期 令和5年3月17日～3月28日

	標 本 数	有効回収数	有効回収率
① 身 体	1,177	414	35.2%
② 知 的	161	65	40.4%
③ 精 神	707	181	25.6%
④ 難 病	365	108	29.6%
⑤ 児 童	155	47	30.3%
合 計	2,565	815	31.8%

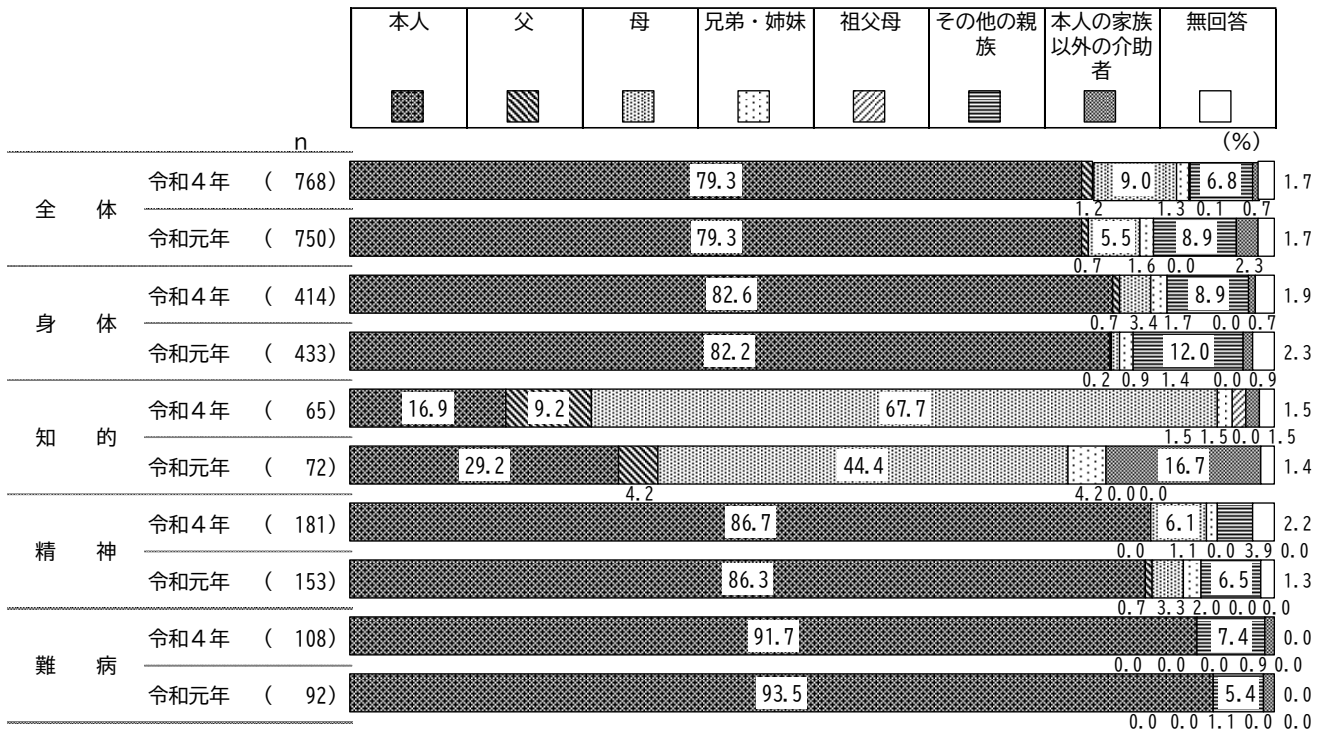
## 3 この概要版のみかた

- (1) 図表中の「n」は、各質問の回答者数を示す。
- (2) 調査結果の比率は、nを基数として比率を算出し、小数点以下第2位を四捨五入して第1位まで示した。したがって、すべての選択肢の比率を合計しても100%にならない場合がある。
- (3) 複数回答の設問においても、nを基数として比率を算出しているため、すべての選択肢の比率の合計は、通常100%を超える。
- (4) 調査票上、①身体、②知的、③精神、④難病の各調査では、障害者手帳所持者、難病患者及び障害福祉サービス利用者等本人を「あなた」と呼んで質問したのに対し、⑤児童調査では、障害福祉サービス受給中の児童本人を「お子さん」と呼んで質問した。  
この報告書に示した質問文のうち、⑤児童調査の質問文は、①身体、②知的、③精神、④難病の各調査にない単独の質問でない限りすべて割愛し、①身体、②知的、③精神、④難病の各調査の質問文のみ掲載した。
- (5) 選択肢の文言が長い場合は、本文や図表中では、選択肢中のかっこ内の文言を省略した表現を用いた場合がある。

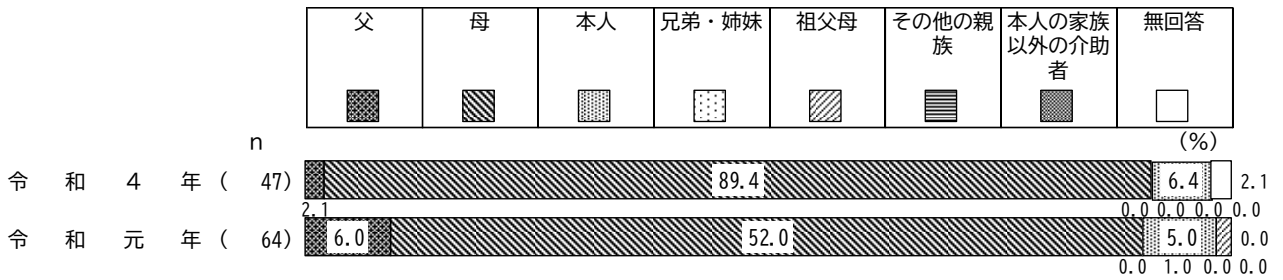
## 4 回答者の属性

### (1) アンケートの記入者

<全体（身体、知的、精神、難病）>

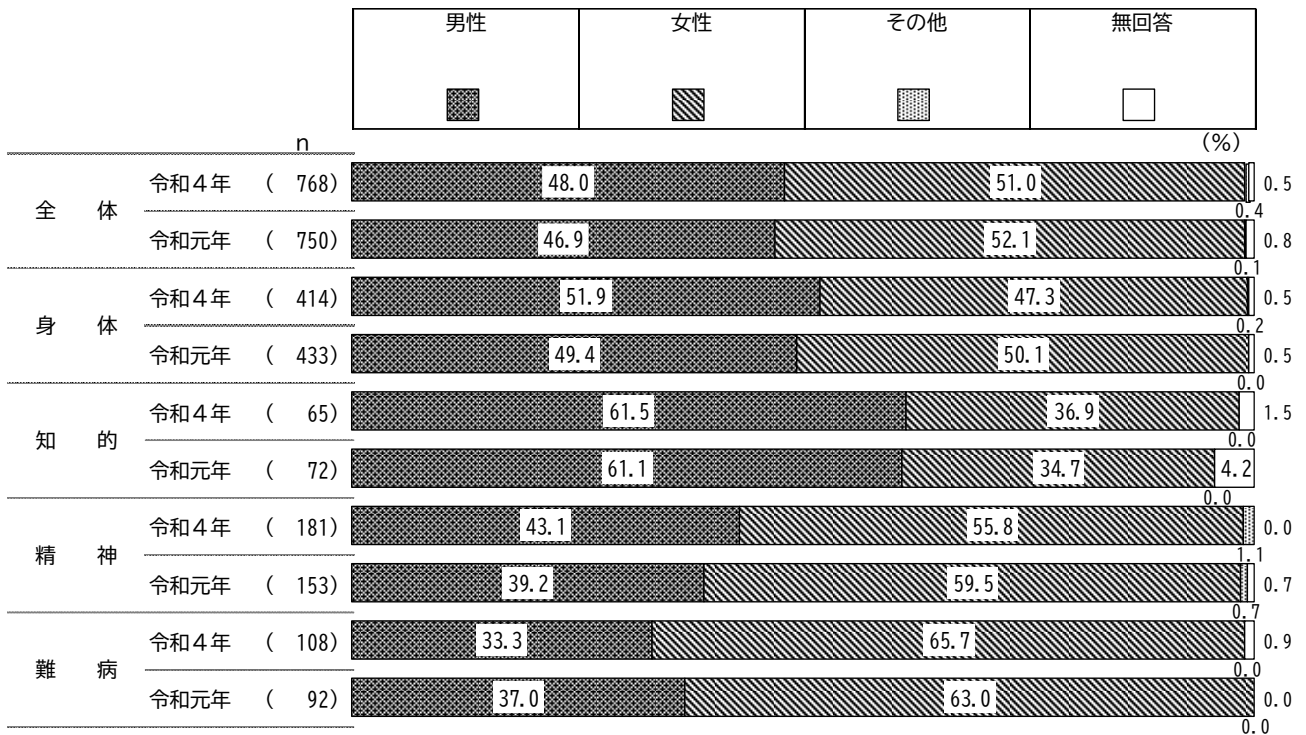


<児童>

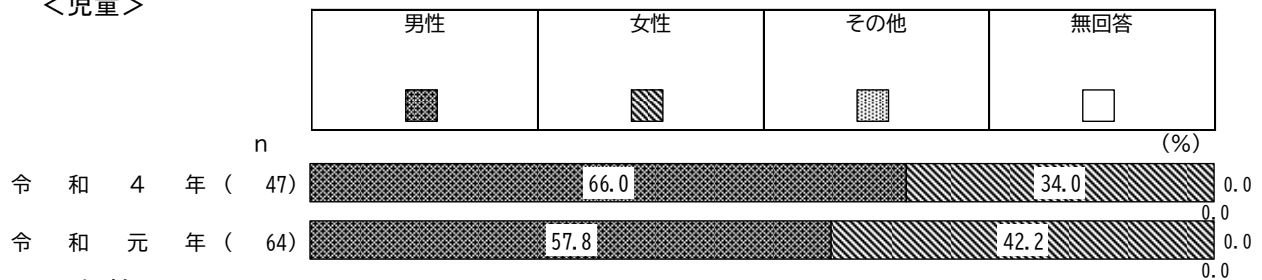


(2) 性別

<全体（身体、知的、精神、難病）>

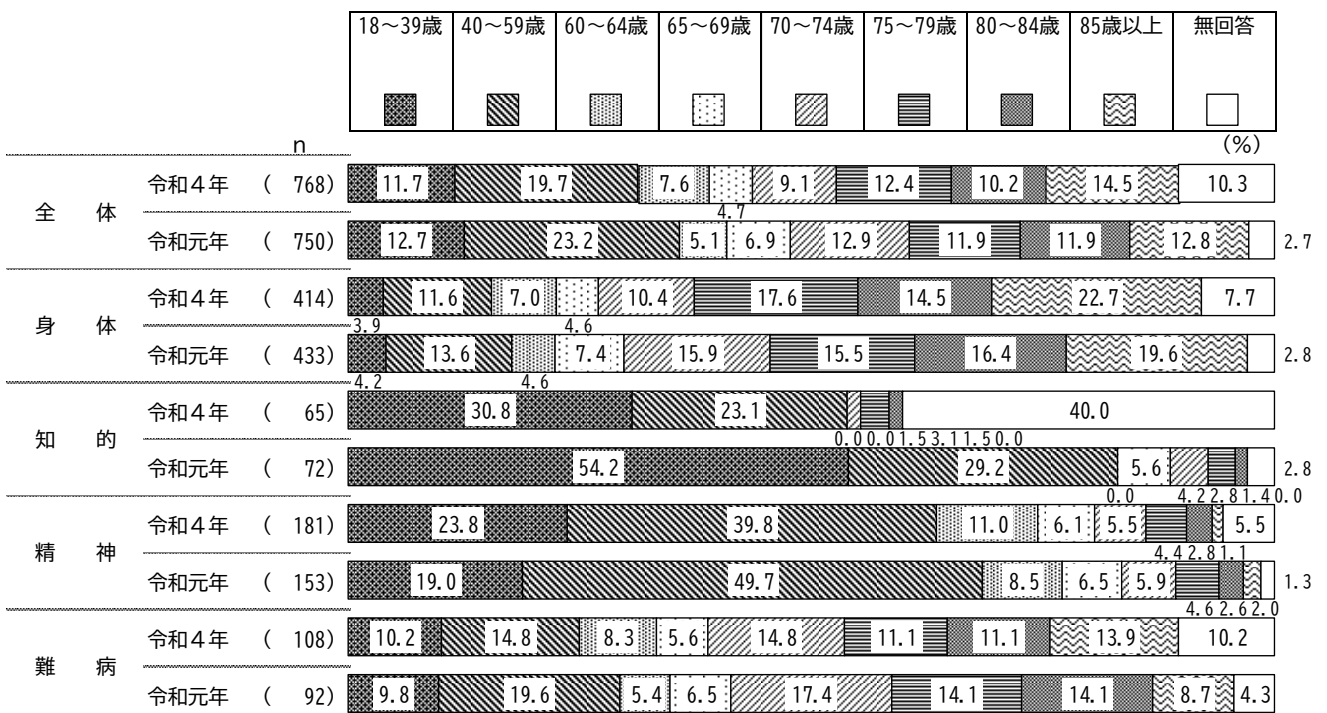


<児童>

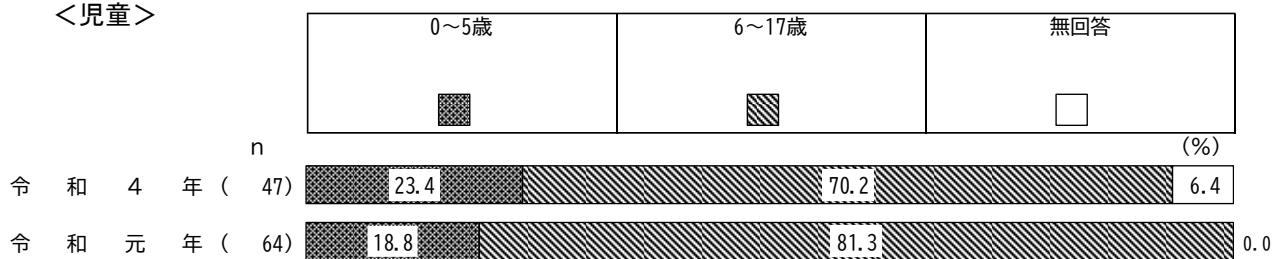


(3) 年齢

<全体（身体、知的、精神、難病）>

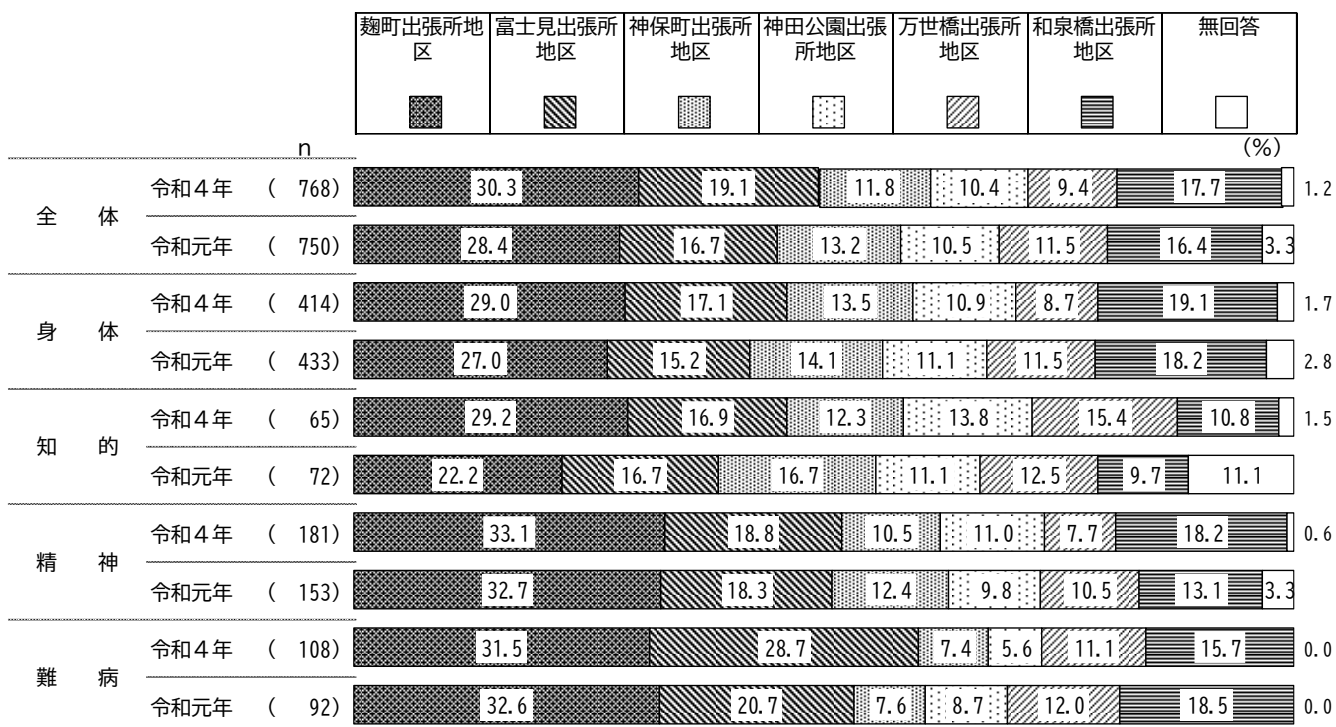


<児童>

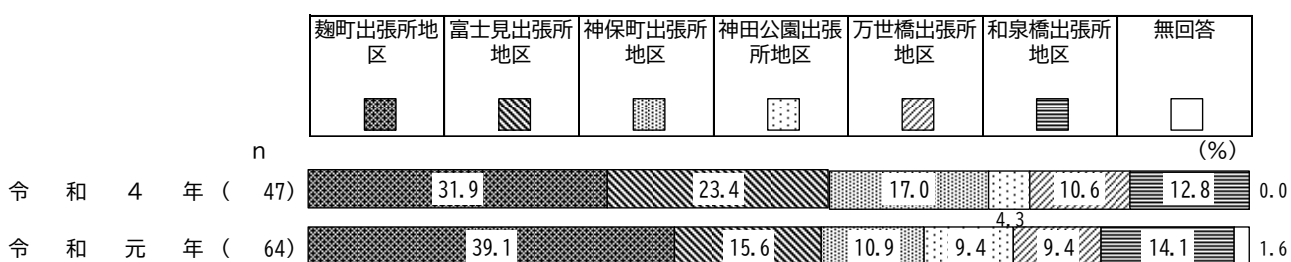


(4) 居住地区

<全体（身体、知的、精神、難病）>

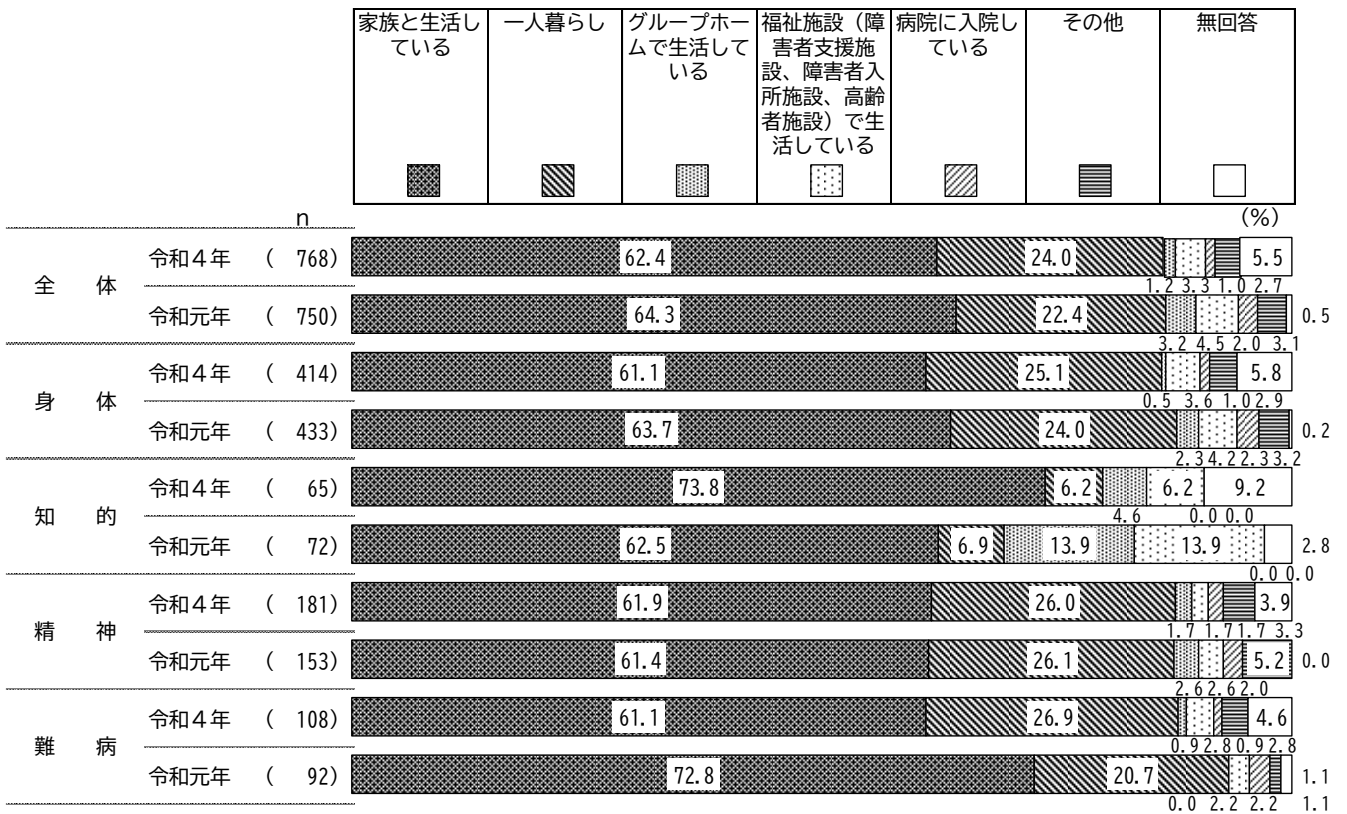


<児童>

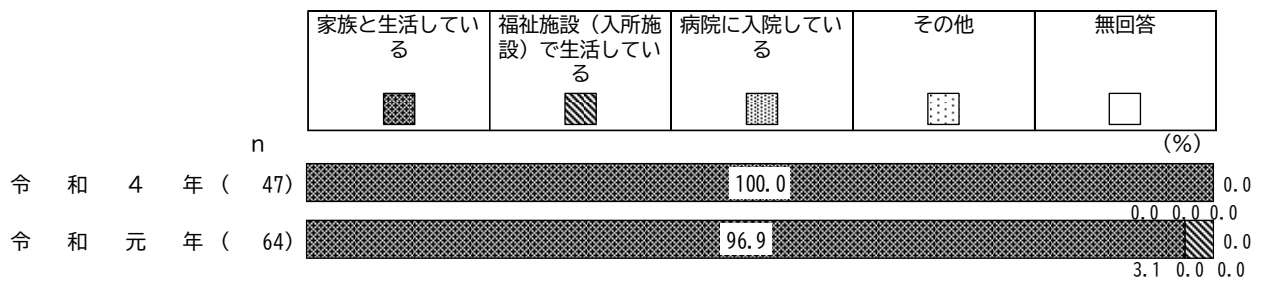


(5) 生活の状況

<全体（身体、知的、精神、難病）>



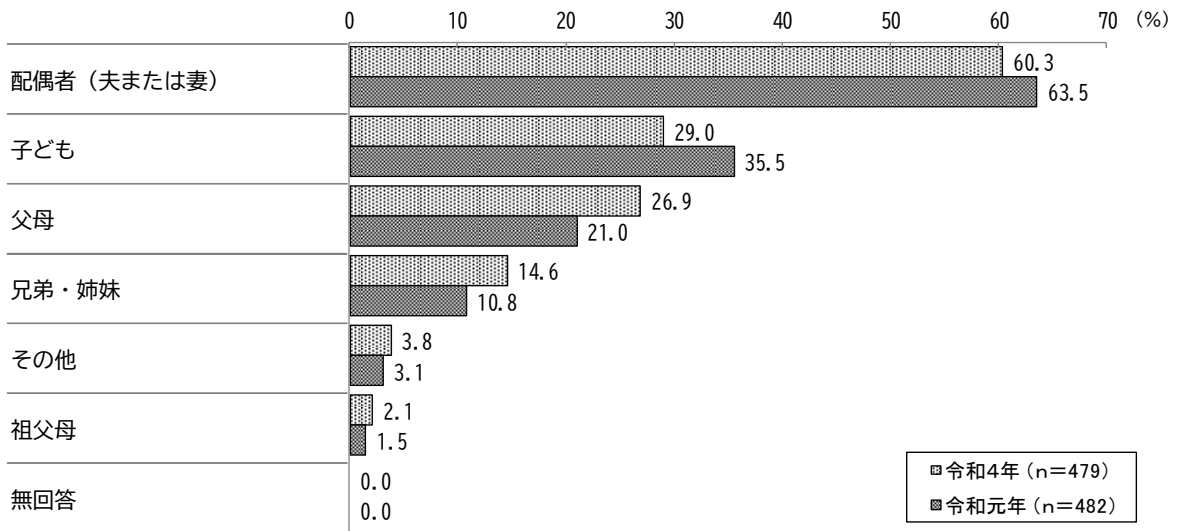
<児童>



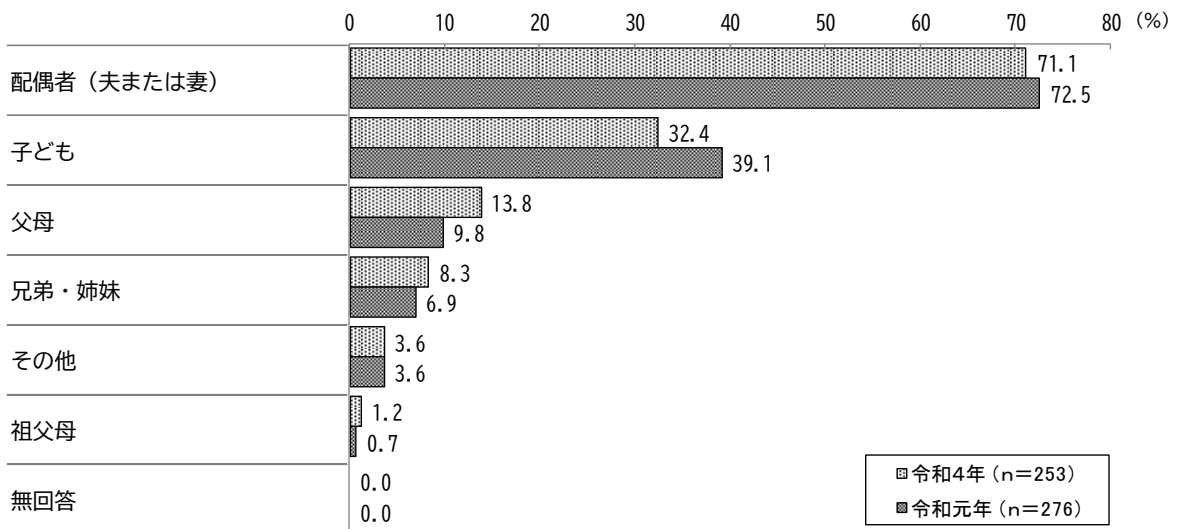


(6) 同居家族

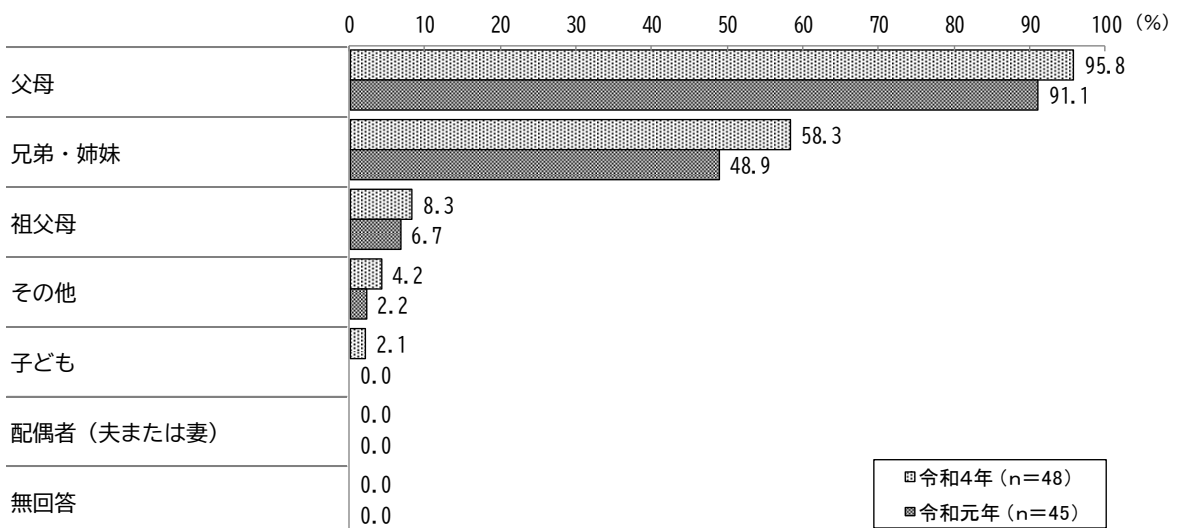
<全体（身体、知的、精神、難病）>



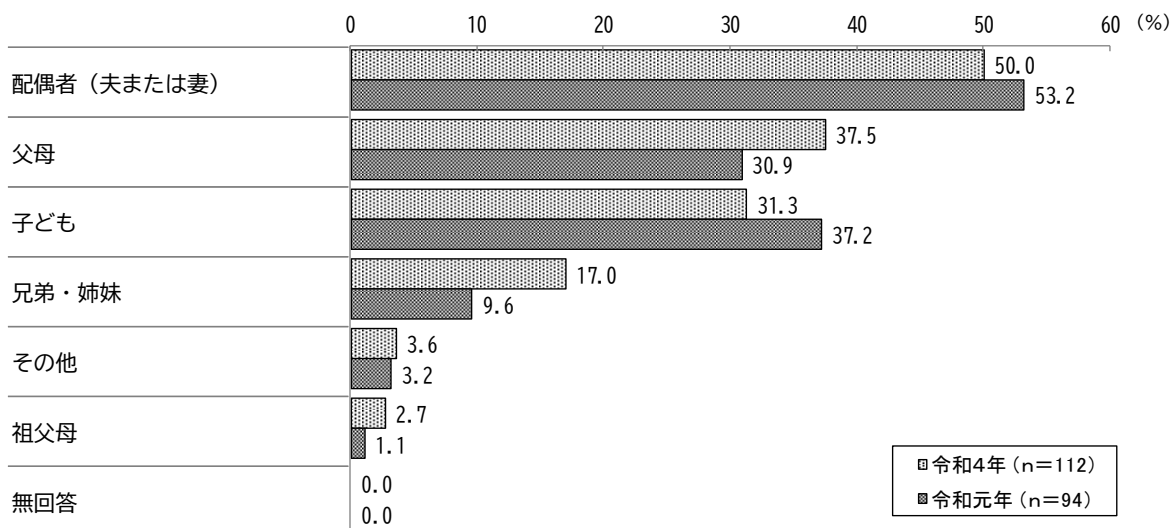
<身体>



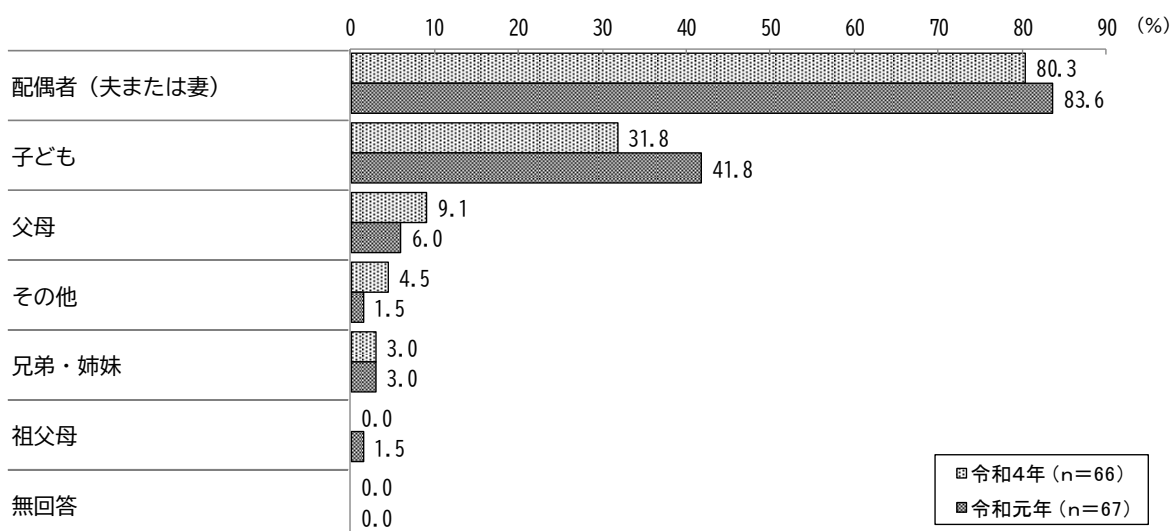
<知的>



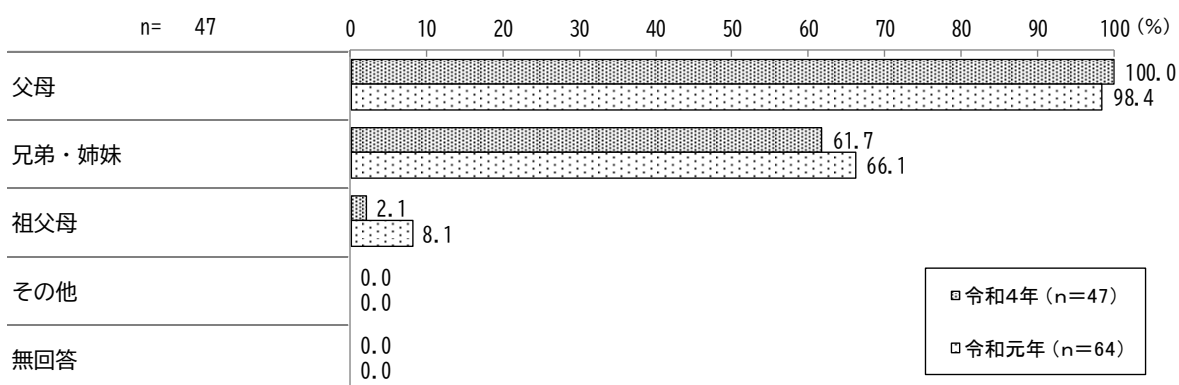
<精神>



<難病>



<児童>



## II 調査結果の分析

### 1 日常生活上の手助けの状況について

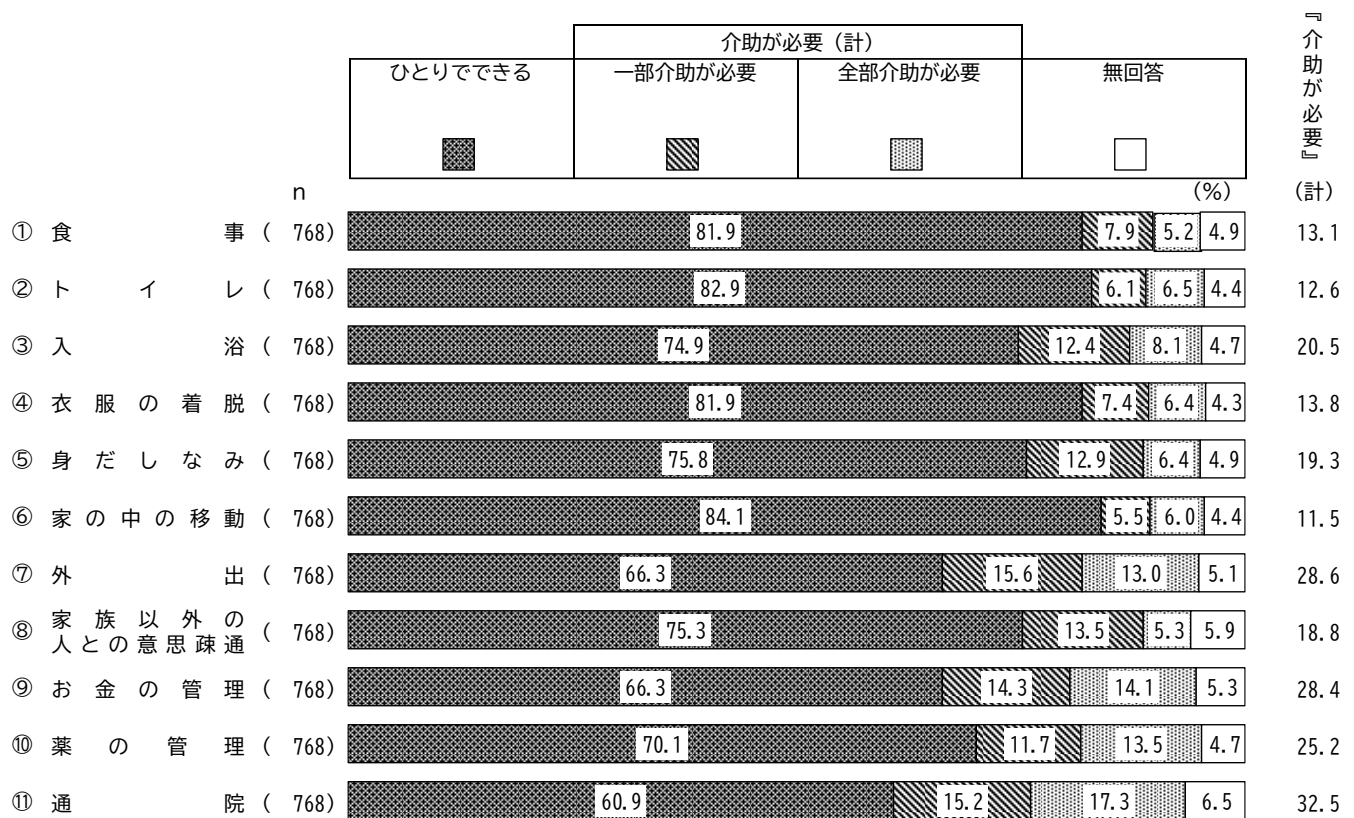
日常生活で必要な手助けについては、家の中の移動やトイレなどはひとりでできる割合が高い一方、通院や外出などには介助が必要と答えた割合が比較的高くなっている。身内が介助者の場合、身体と難病では4割以上が「65歳以上」と答えており、介助者の高齢化がうかがえる。

介助者の健康状態についても、全体では「よくない」が2割となっており、介助者に対する支援が課題となっている。

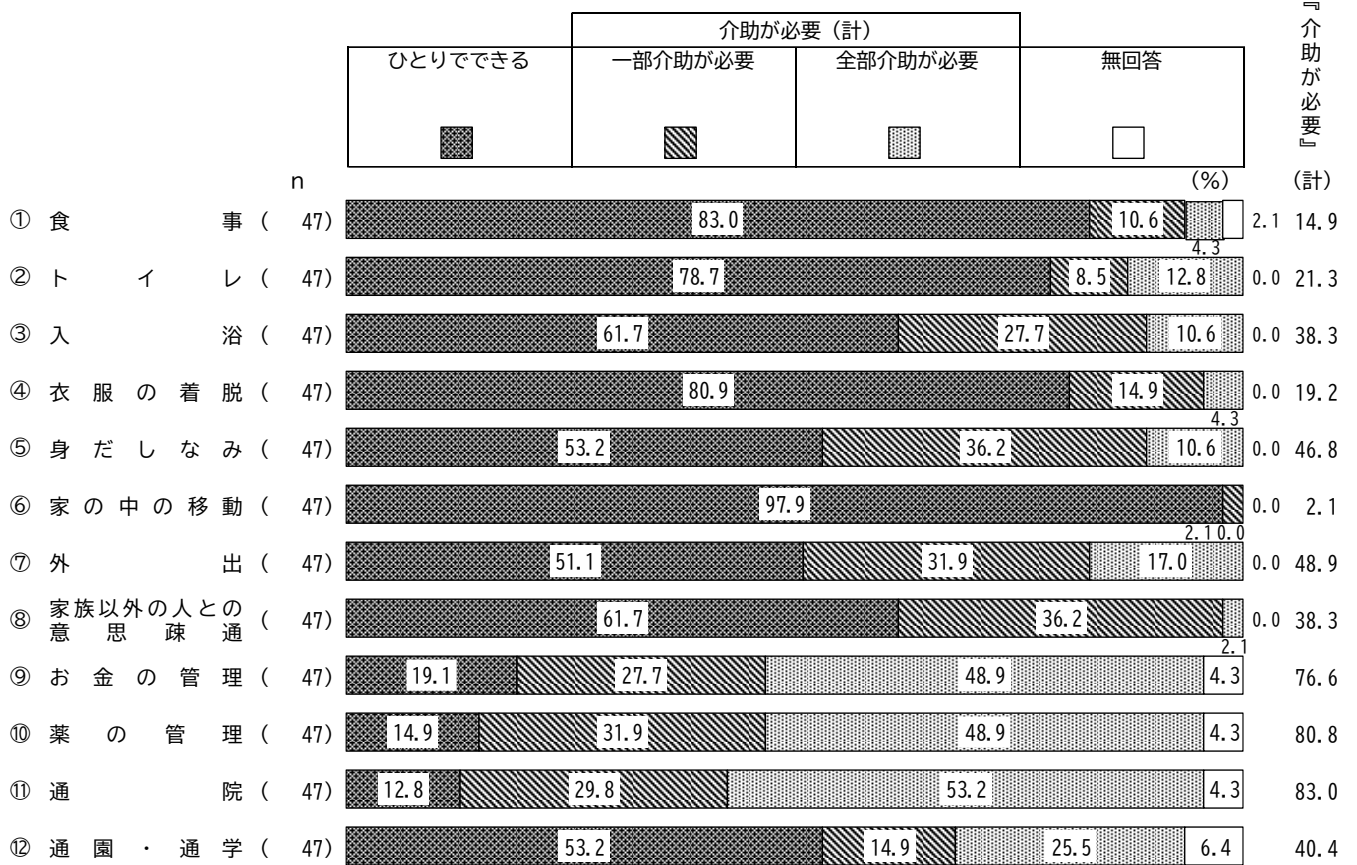
#### (1) 日常生活で必要な手助け

日常生活で必要な手助けについて、全体で見ると、「一部介助が必要」と「全部介助が必要」を合わせた『介助が必要(計)』は“通院”で32.5%と最も高くなっており、児童でも、“通院”で83.0%と最も高くなっている。

日常生活で必要な手助け <全体(身体、知的、精神、難病)>



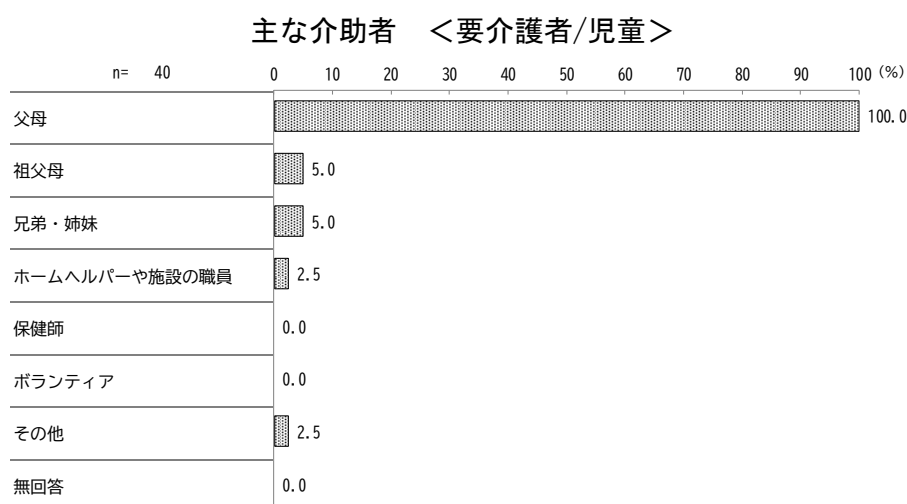
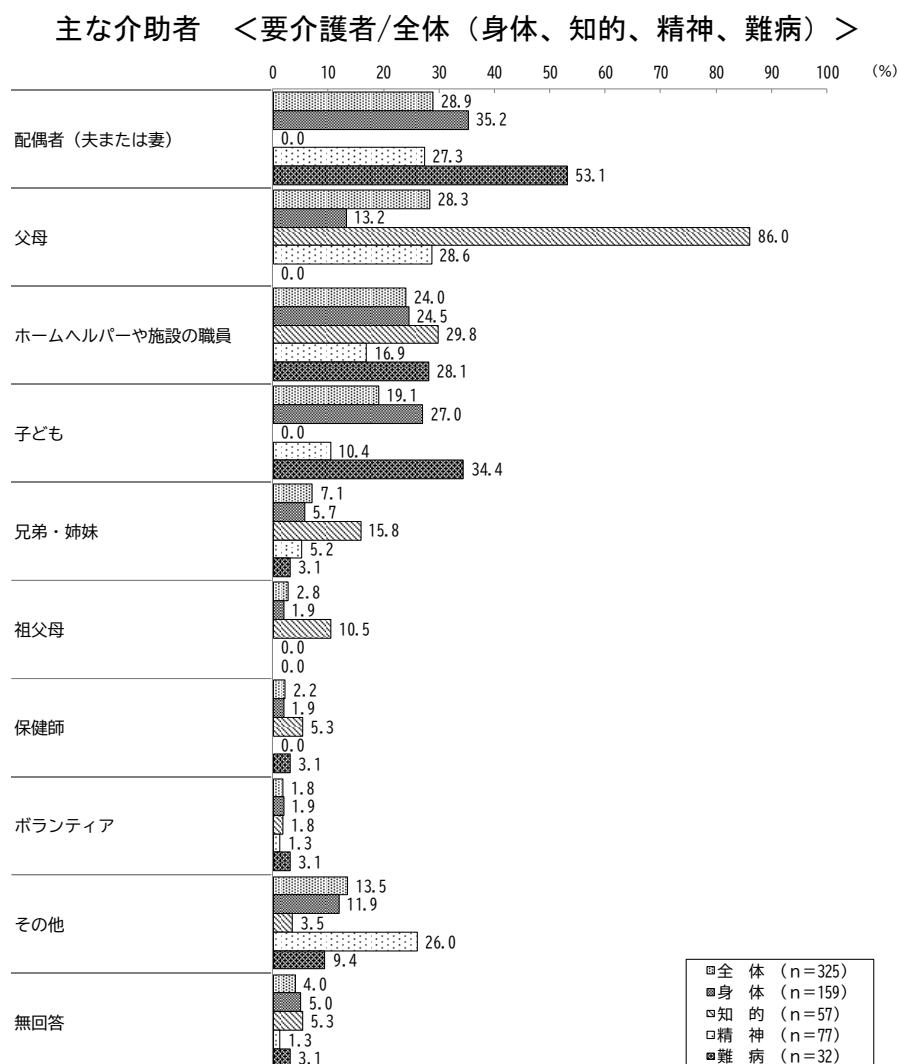
日常生活に必要な手助け <児童>



## (2) 主な介助者

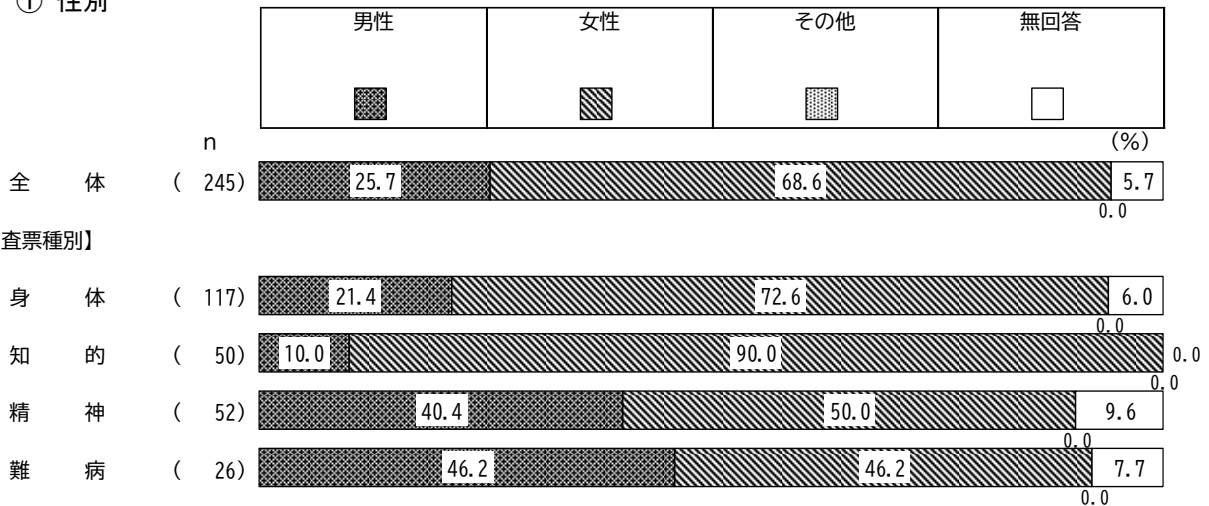
主な介助者について、全体でみると、「配偶者（夫または妻）」が28.9%で最も高くなっており、児童では、「父母」が100.0%で最も高くなっている。

「父母」や「配偶者」など身内が介助者となっている人のうち、全体では、介助者の性別は「女性が」7割近く、年齢は「65歳以上」が3割台半ばとなっており、児童では、介助者の性別は「女性」が8割台半ば、年齢は「40～59歳」が7割となっている。

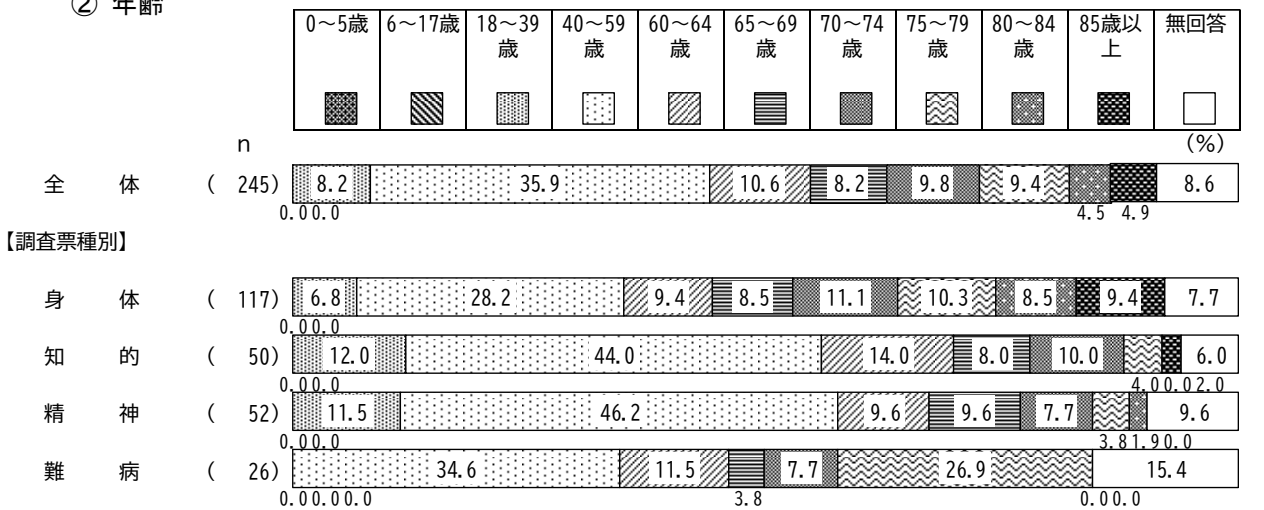


主な介助者の性別と年齢 <身内介助/全体（身体、知的、精神、難病）>

① 性別

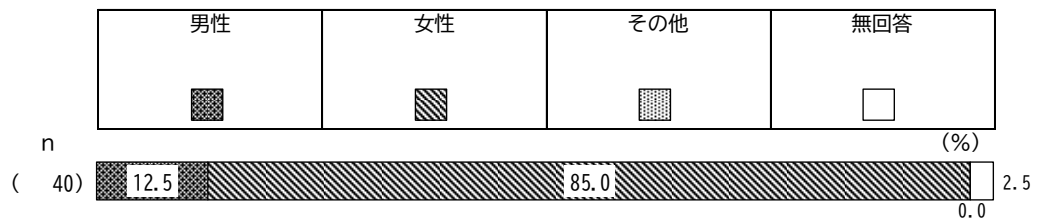


② 年齢

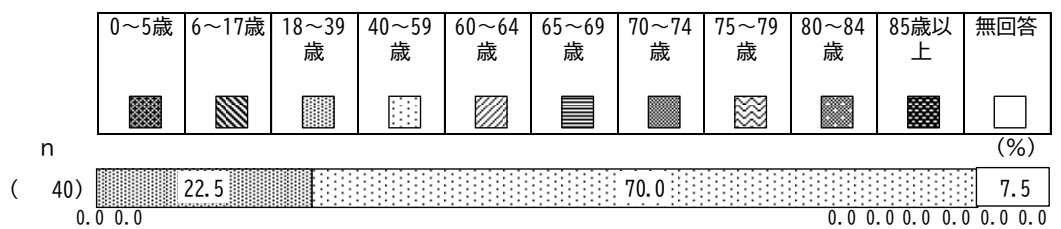


主な介助者の性別と年齢 <児童>

① 性別



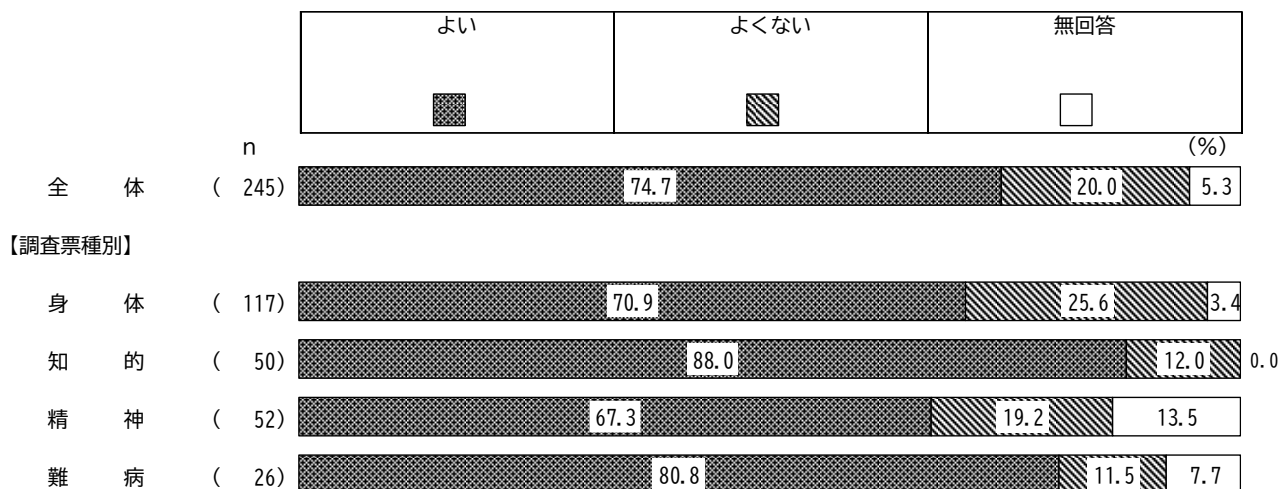
② 年齢



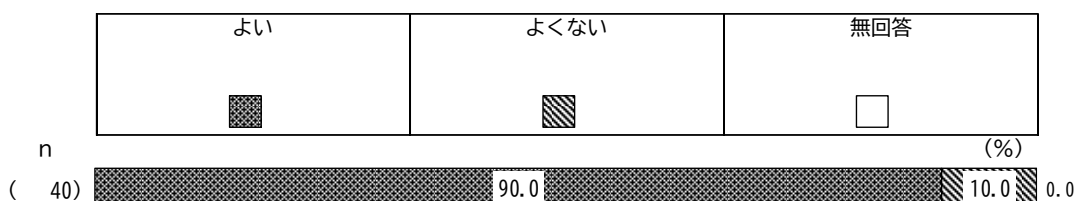
### (3) 主な介助者の健康状態

主な介助者の健康状態について、全体でみると、「よい」が74.7%、「よくない」は20.0%となっており、児童では、「よい」が90.0%、「よくない」は10.0%となっている。

主な介助者の健康状態 <全体（身体、知的、精神、難病）>



主な介助者の健康状態 <児童>

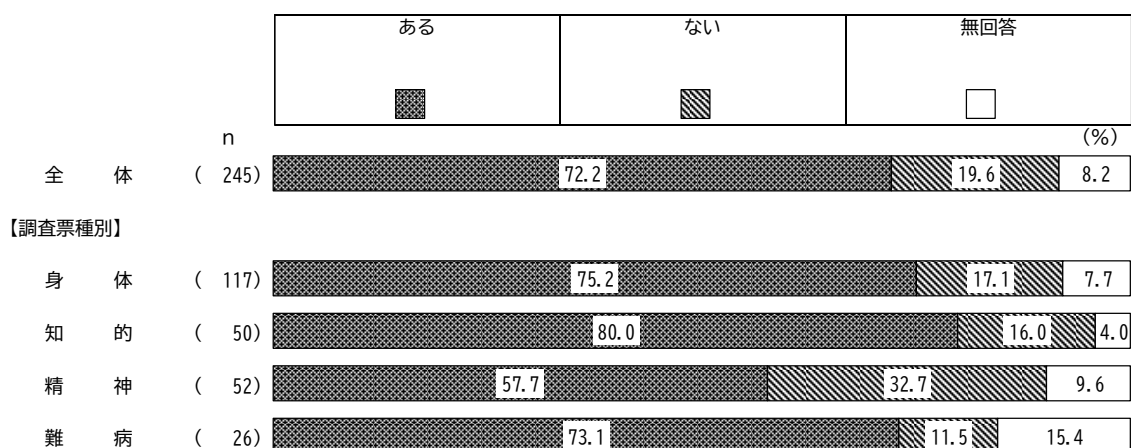


### (4) 主な介助者の相談できる場の有無と介助者に必要な支援

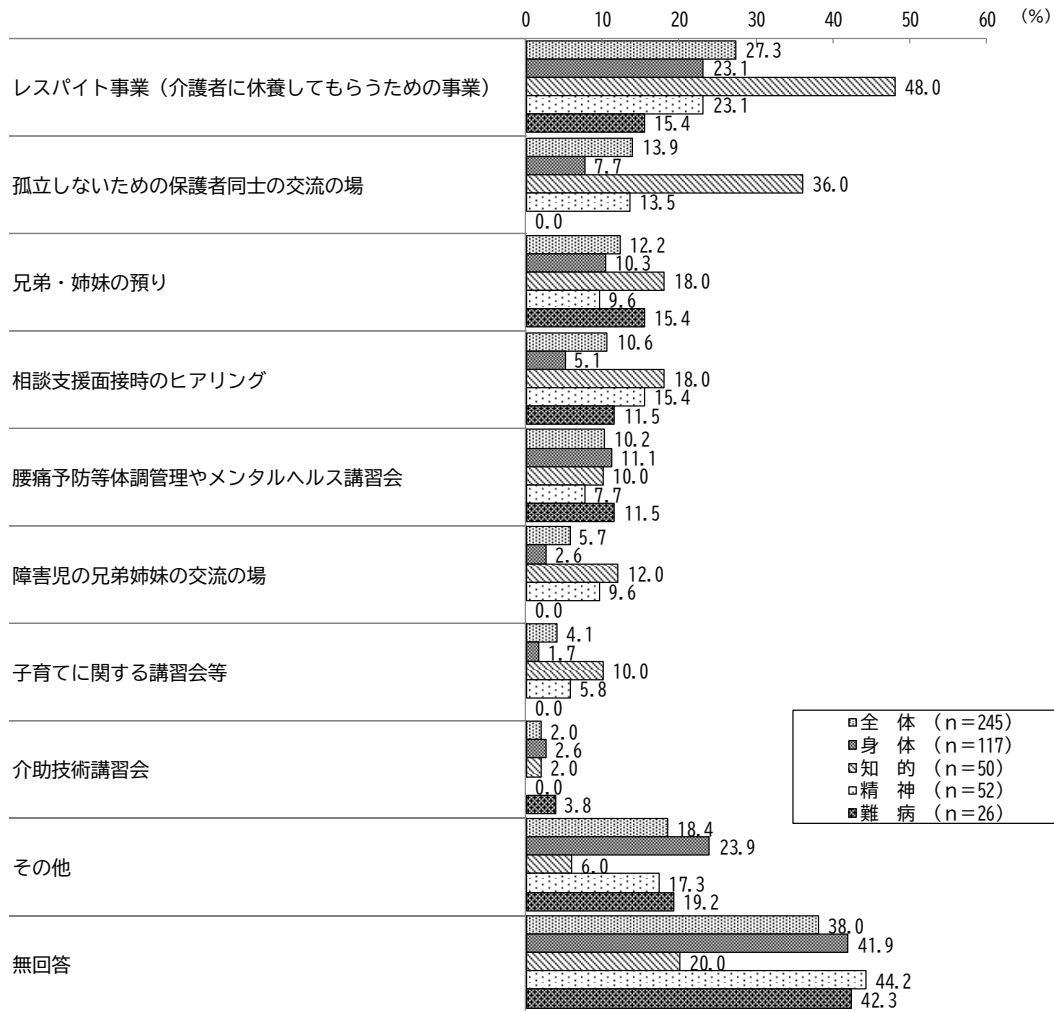
身内が主な介助者となっている人のうち、主な介助者の相談できる場の有無について、全体でみると、「ある」が72.2%、「ない」は19.6%となっている。

また、介助者に必要な支援について、全体でみると、「レスパイト事業（介護者に休養してもらうための事業）」が27.3%で最も高くなっており、児童では、「孤立しないための保護者同士の交流の場」が35.0%で最も高くなっている。

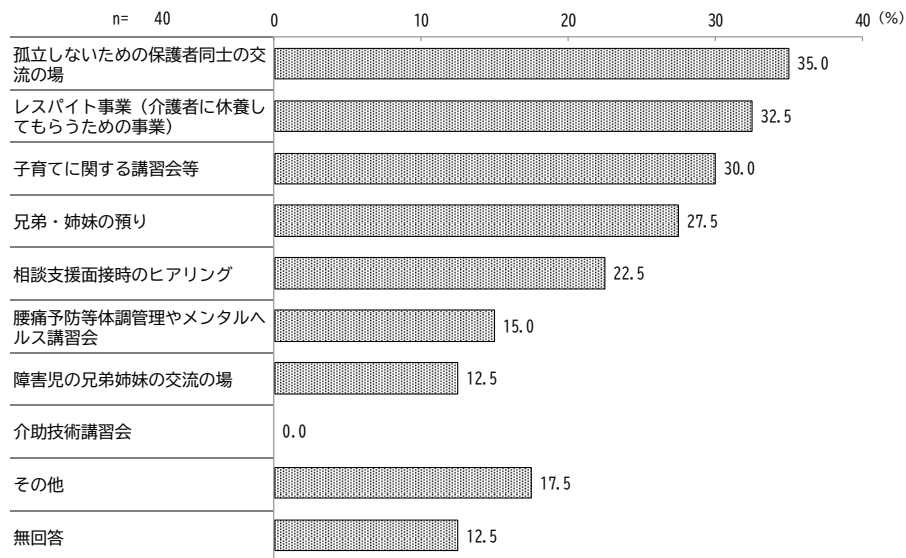
主な介助者の相談できる場の有無 <全体（身体、知的、精神、難病）>



## 介助者に必要な支援 <身内介助/全体（身体、知的、精神、難病）>



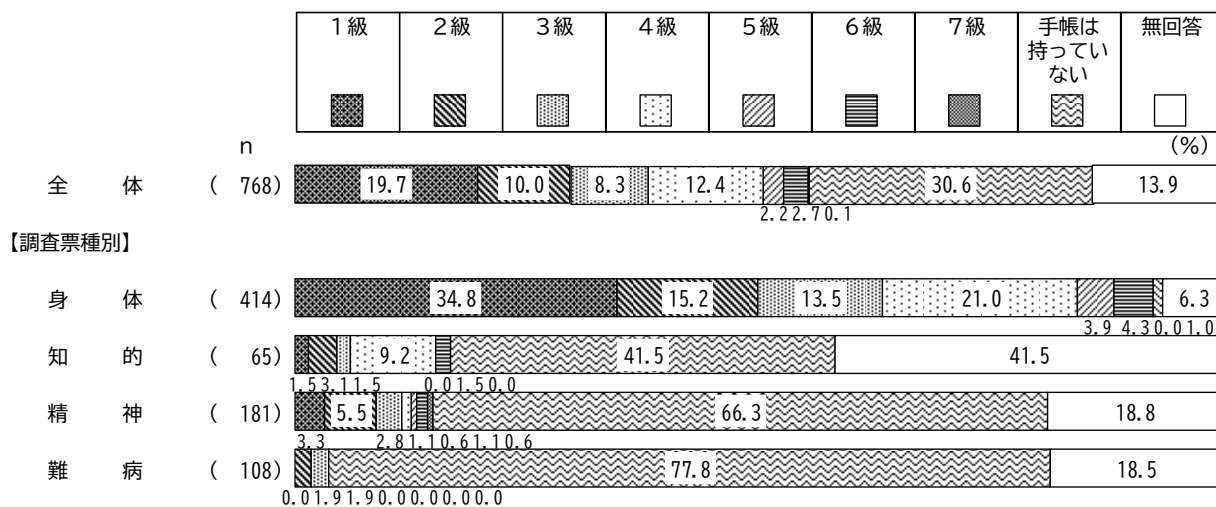
## 介助者に必要な支援 <身内介助/児童>



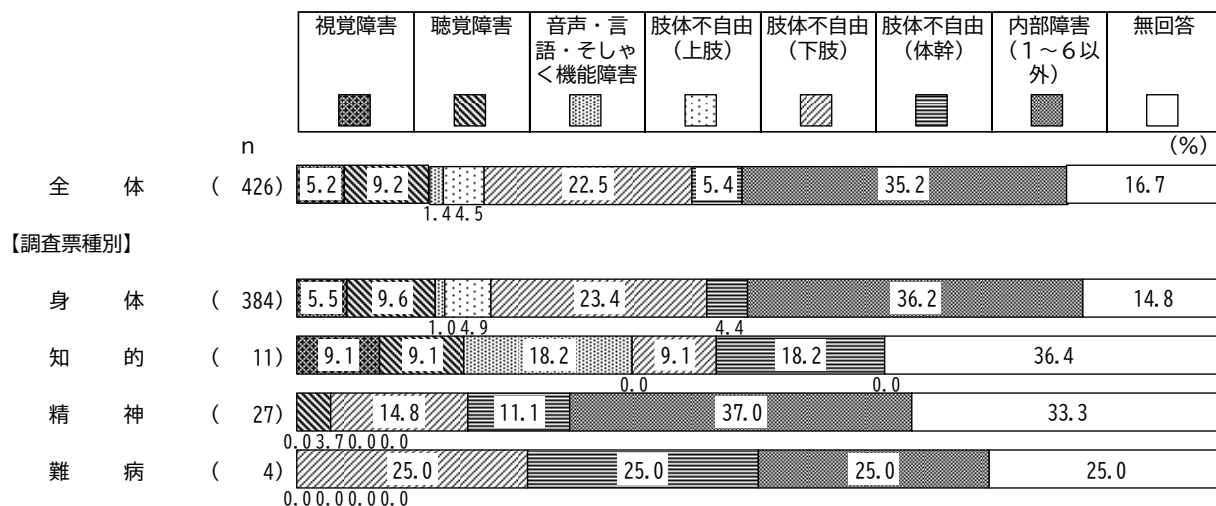


## 2 障害や疾病の状況について

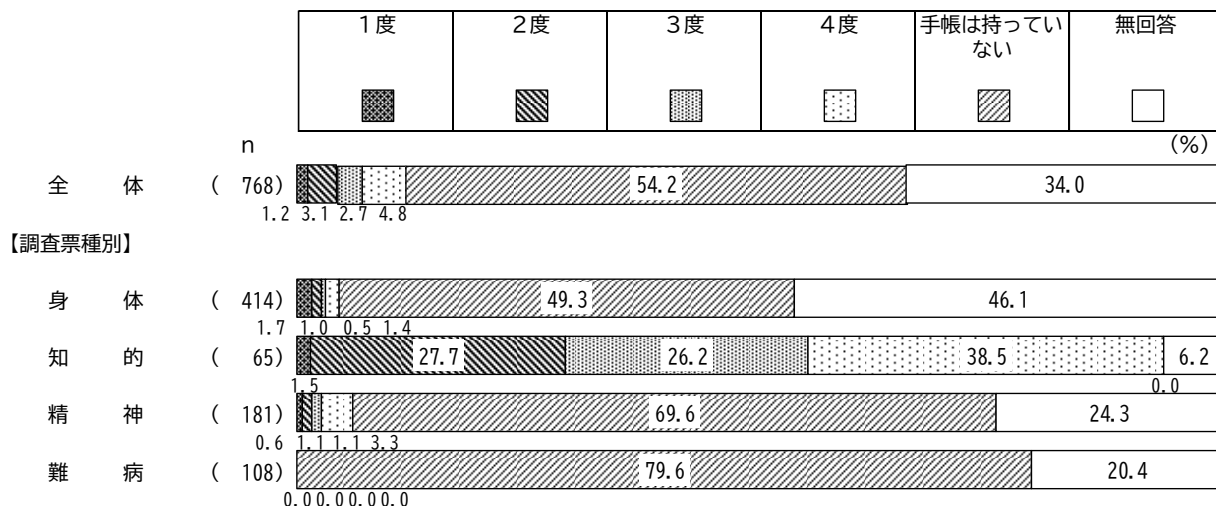
### (1) 身体障害者手帳の級【身体、知的、精神、難病調査の質問】



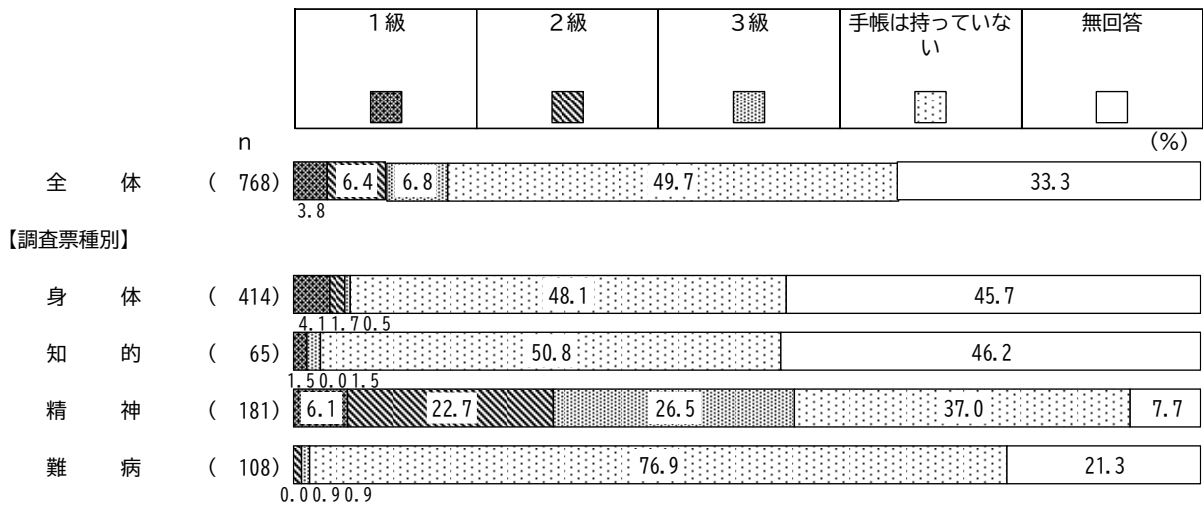
### (2) 身体障害者手帳の主な障害【身体、知的、精神、難病調査の質問】



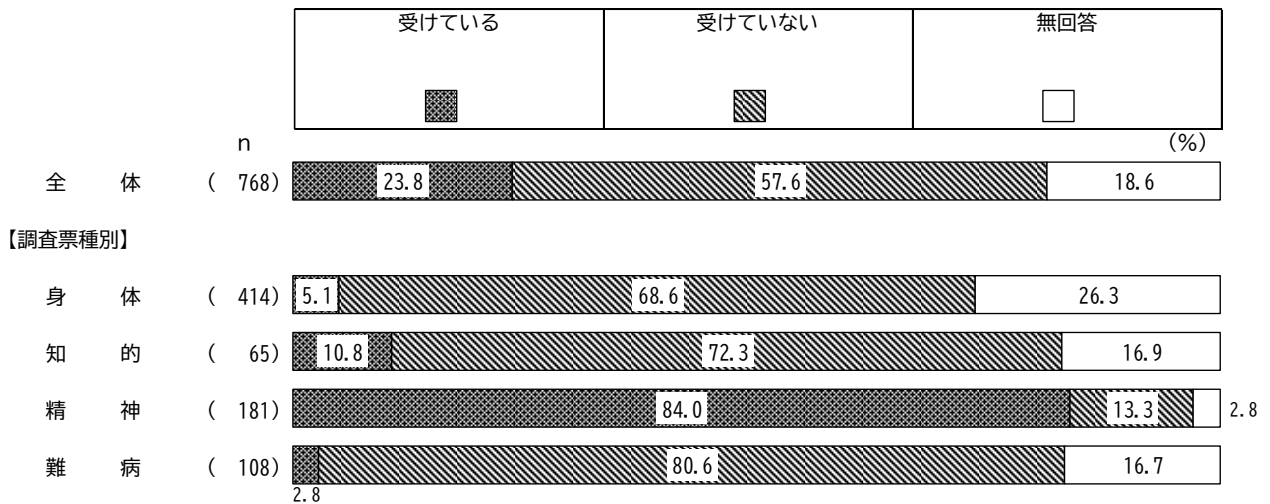
### (3) 愛の手帳の度数【身体、知的、精神、難病調査の質問】



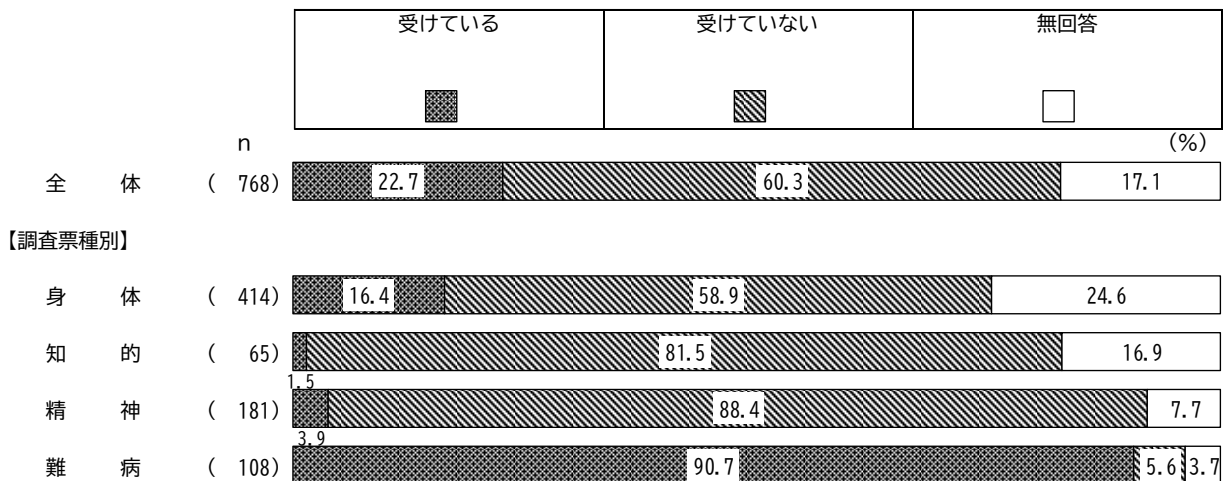
(4) 精神障害者保健福祉手帳の級【身体、知的、精神、難病調査の質問】



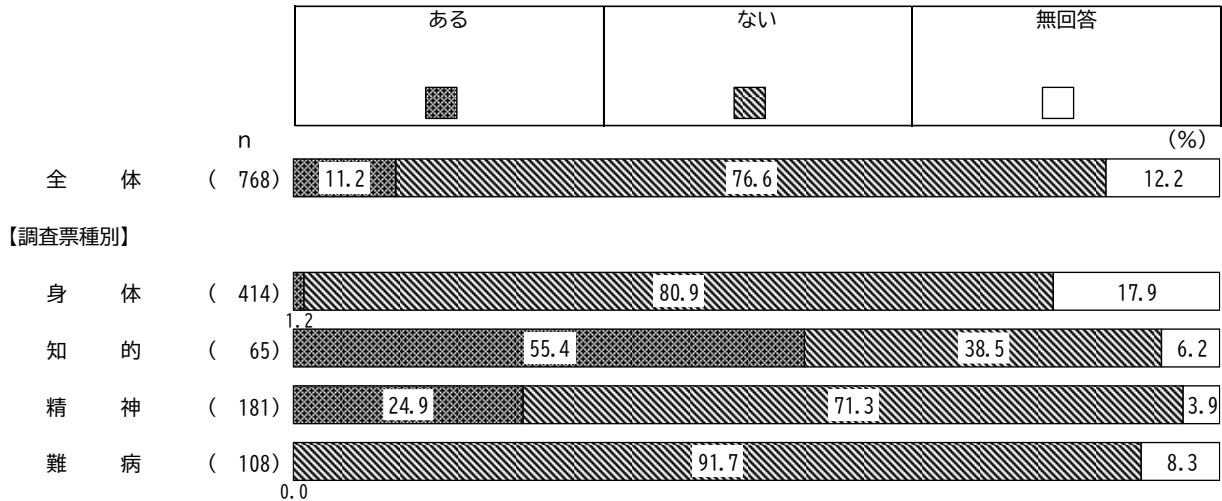
(5) 自立支援医療（精神通院医療）の受給の有無【身体、知的、精神、難病調査の質問】



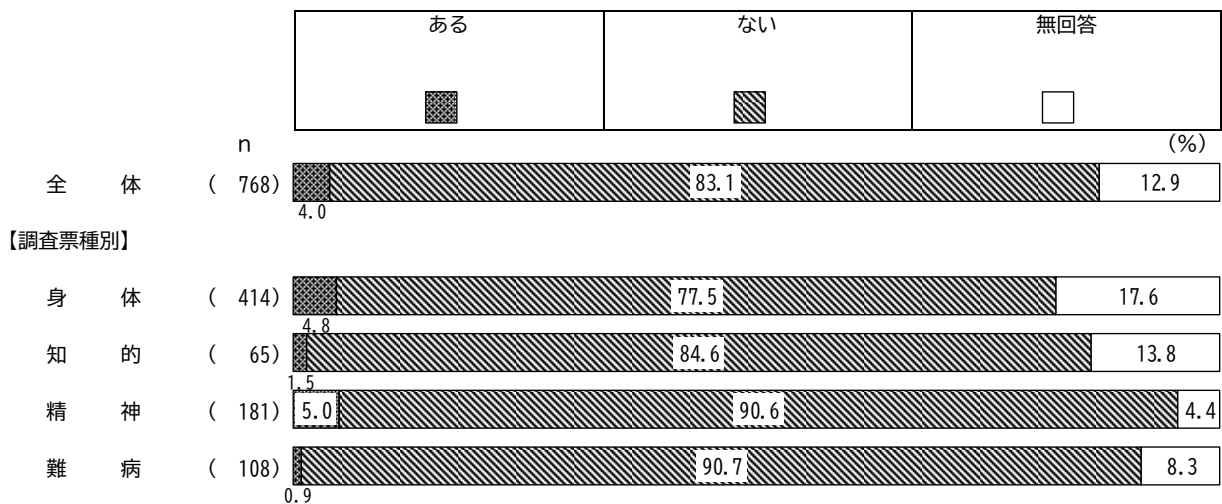
(6) 難病認定の有無【身体、知的、精神、難病調査の質問】



(7) 発達障害の診断の有無【身体、知的、精神、難病調査の質問】



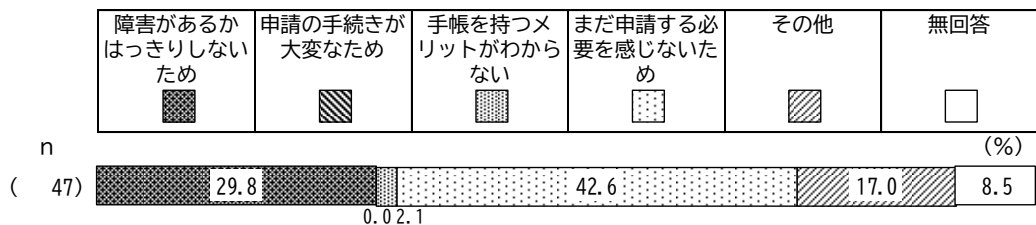
(8) 高次脳機能障害の診断の有無【身体、知的、精神、難病調査の質問】



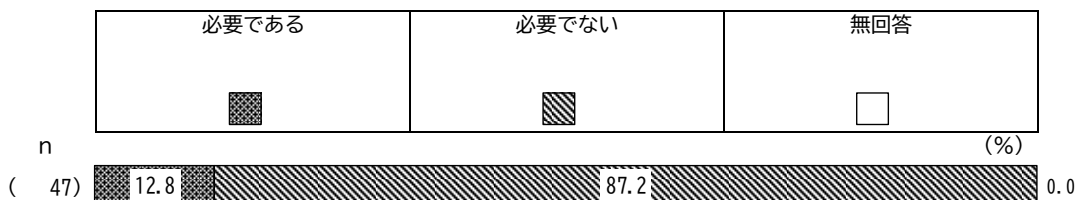
(9) 手帳を持たない理由と医療ケアの必要の有無【児童調査の質問】

児童の手帳を持たない理由をみると、「まだ申請する必要を感じないため」が42.6%で最も高く、次いで「障害があるかはっきりしないため」が29.8%などとなっている。

手帳を持たない理由 <児童>



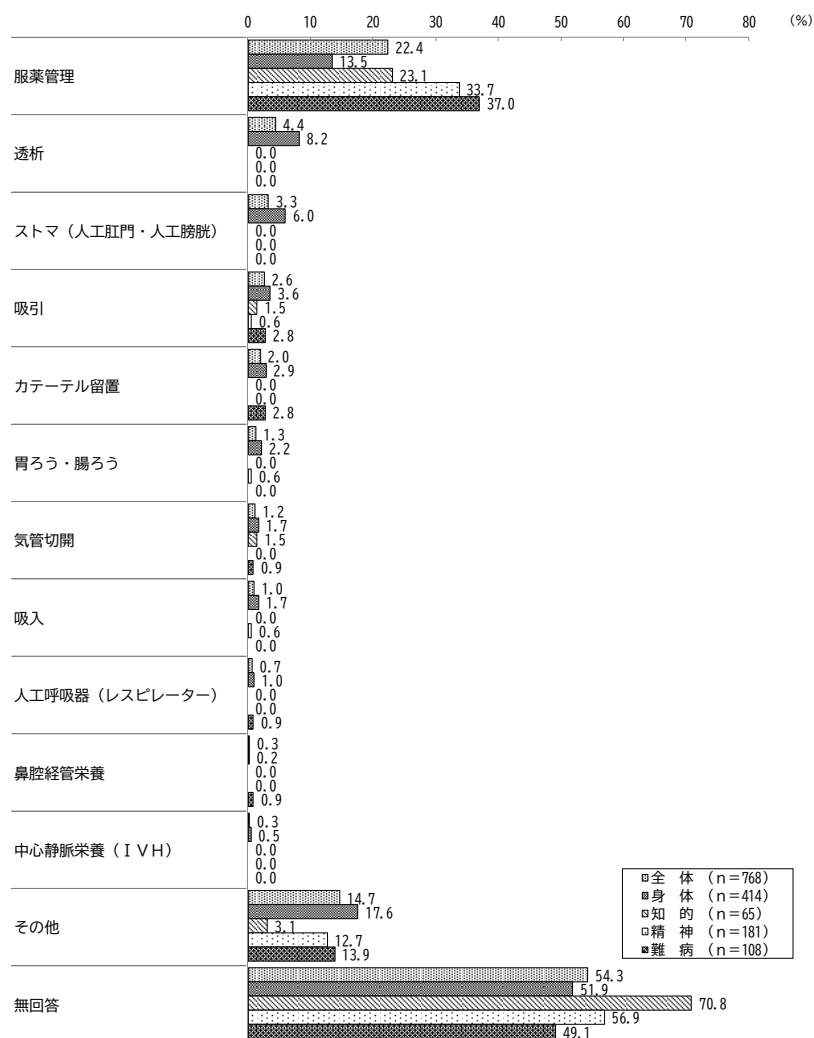
医療ケアの必要の有無 <児童>



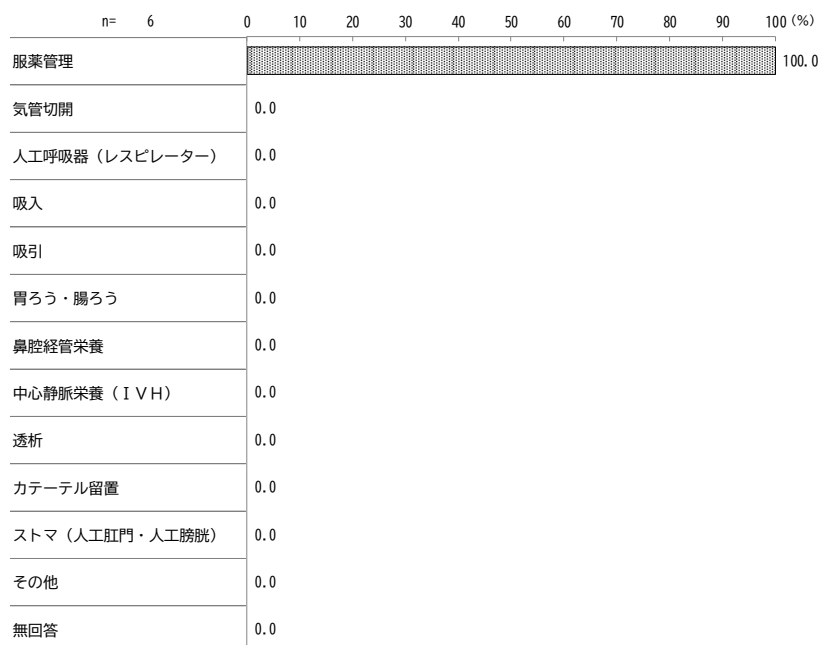
(10) 現在受けている医療ケア【身体、知的、精神、難病調査では全員に、児童調査では医療ケアが「必要である」と答えた方への質問】

現在受けている医療ケアについて、全体でみると、「服薬管理」が22.4%で最も高くなっている。

現在受けている医療ケア <全体（身体、知的、精神、難病）>



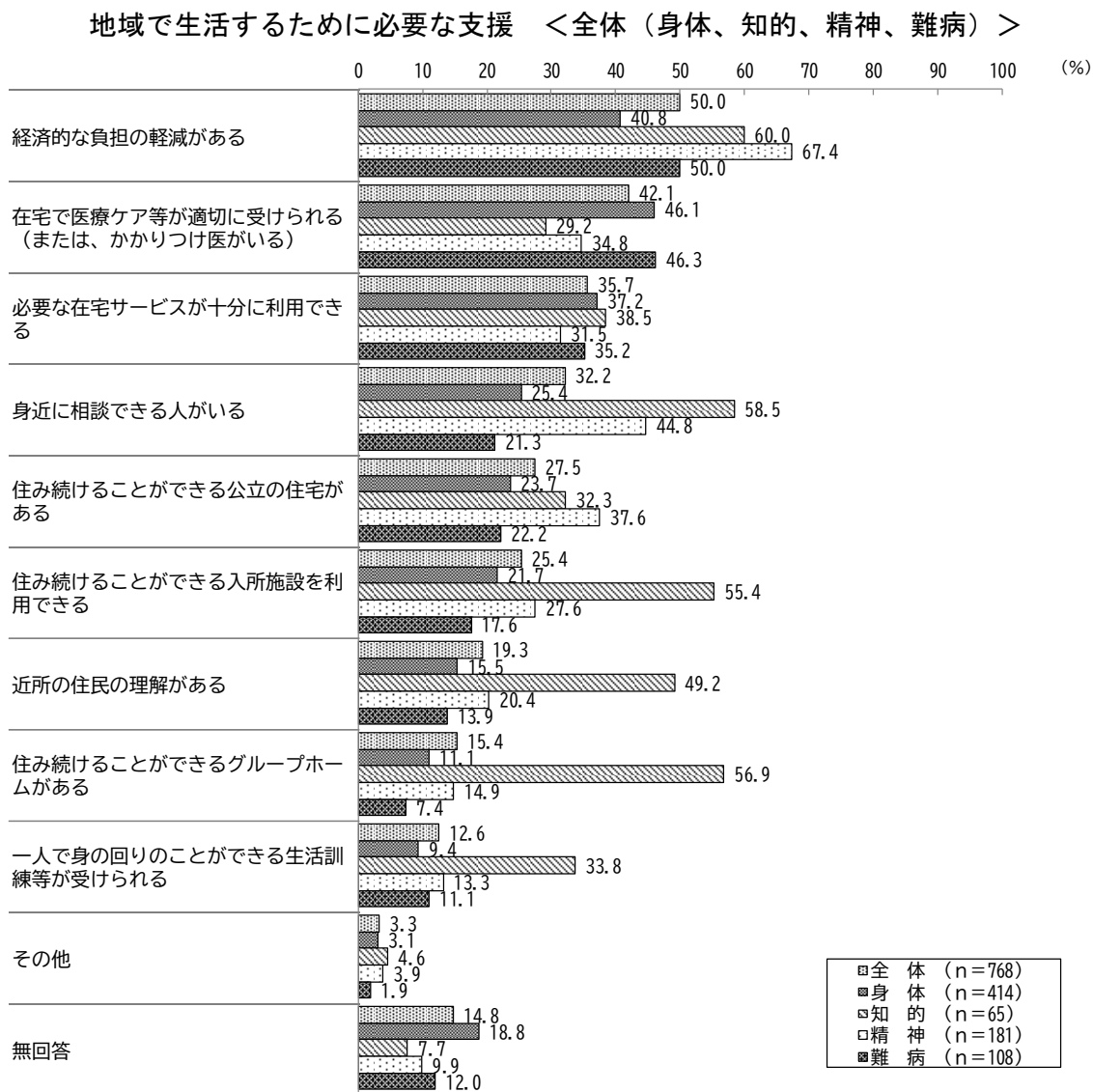
現在受けている医療ケア <児童>



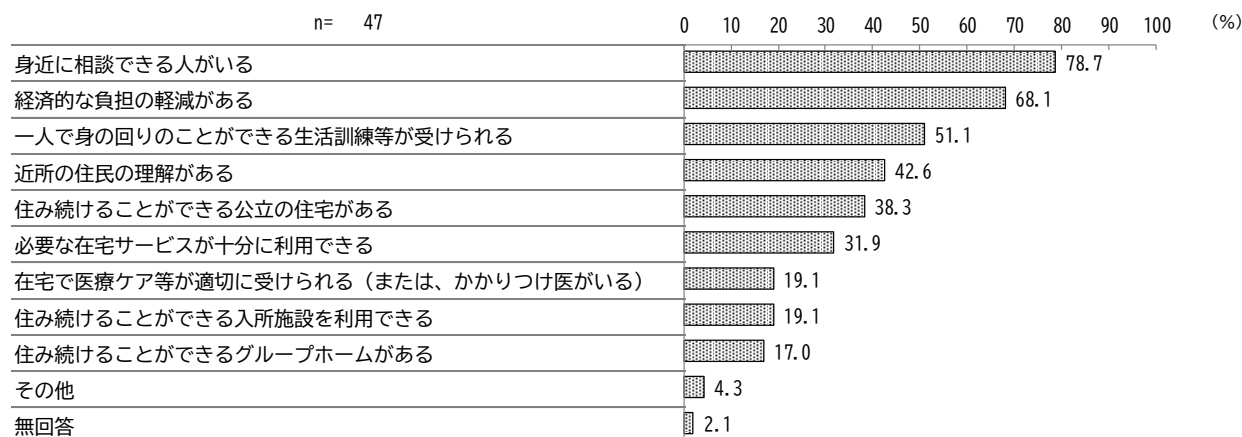
### 3 住まいや暮らしについて

#### (1) 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援について、全体でみると、「経済的な負担の軽減がある」が50.0%で最も高くなっており、児童では、「身近に相談できる人がいる」が78.7%で最も高くなっている。



#### 地域で生活するために必要な支援 <児童>



## 4 日中の活動、スポーツやレクリエーションについて

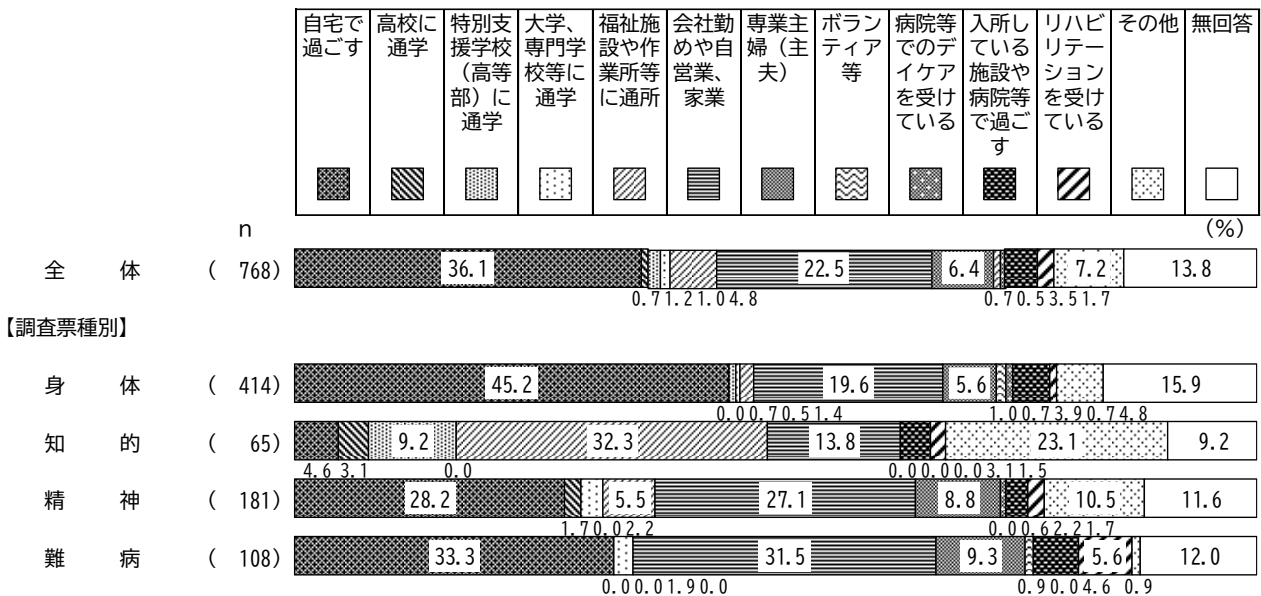
日中の活動では、身体、精神、難病では「自宅で過ごす」、知的では「福祉施設や作業所等に通所」、児童では「小・中・高校（通常学級）に通学」の割合が最も高くなっており、全ての障害で「まったく外出しない」人は1割に満たない結果となっている。

### (1) 平日の日中の過ごし方と1週間の外出頻度

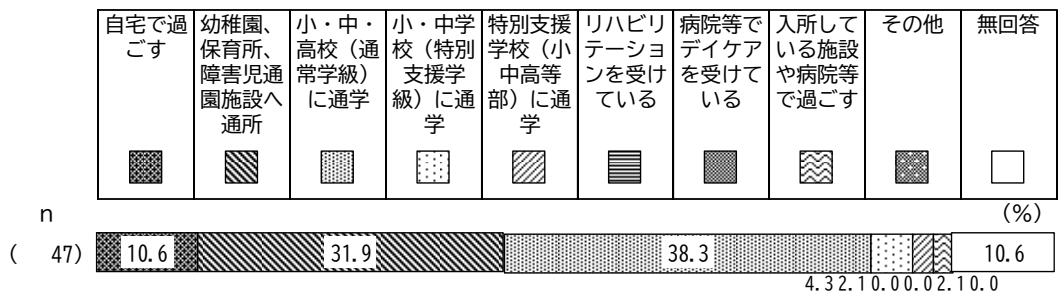
平日の日中の過ごし方について、全体でみると、「自宅で過ごす」が36.1%で最も高くなっており、児童では、「小・中・高校（通常学級）に通学」が38.3%で最も高くなっている。

1週間の外出の頻度について、全体でみると、「毎日外出する」（45.7%）と「週に1日以上は外出する」（37.9%）を合わせた『週に1日以上外出する（計）』は83.6%となっており、児童では、97.9%となっている。

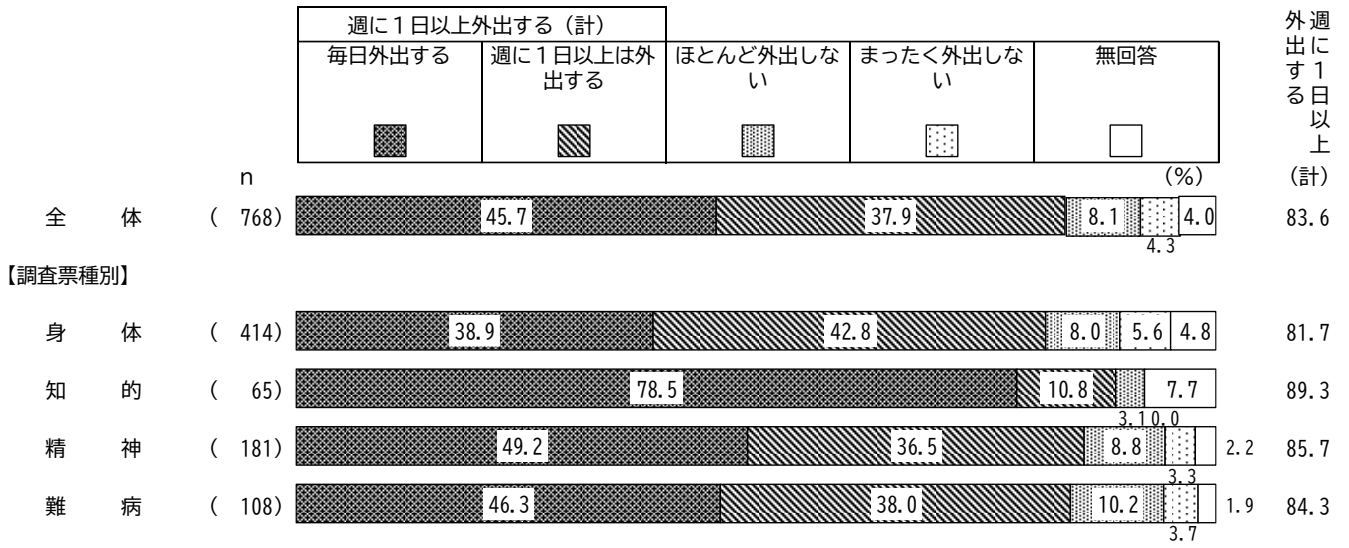
平日の日中の過ごし方 <全体（身体、知的、精神、難病）>



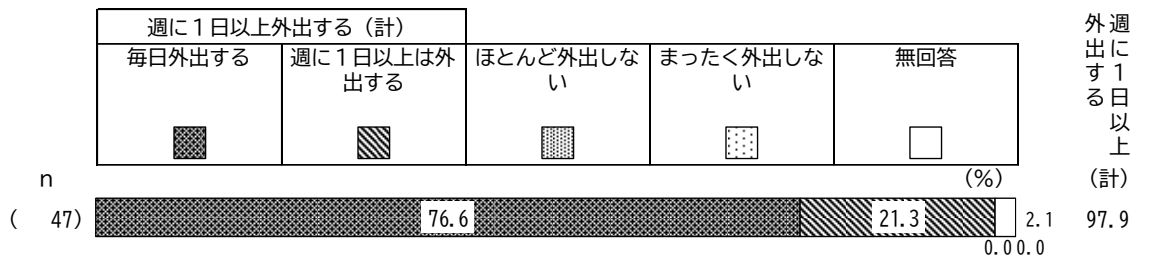
平日の日中の過ごし方 <児童>



1週間の外出の頻度 <全体（身体、知的、精神、難病）>



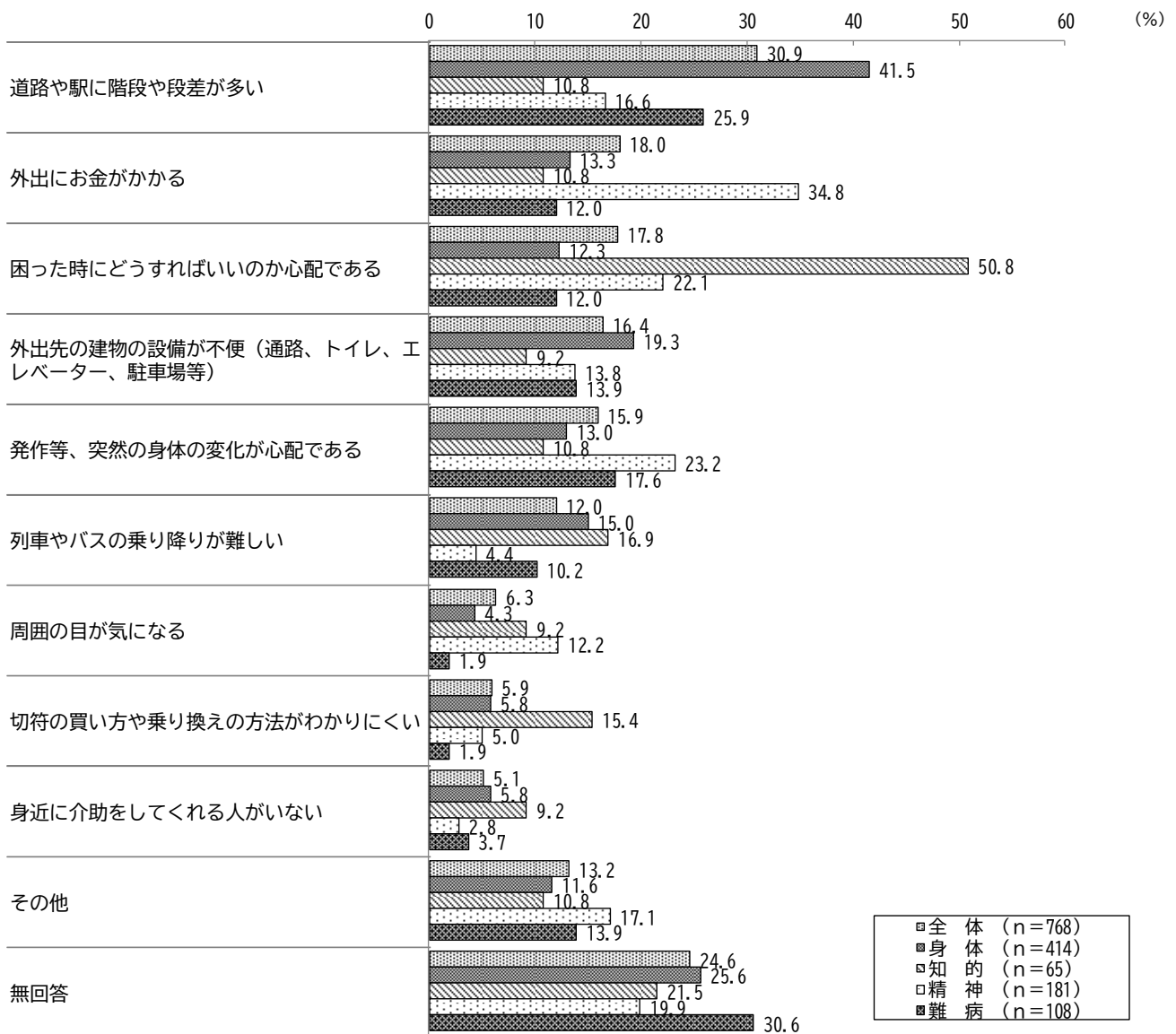
1週間の外出の頻度 <児童>



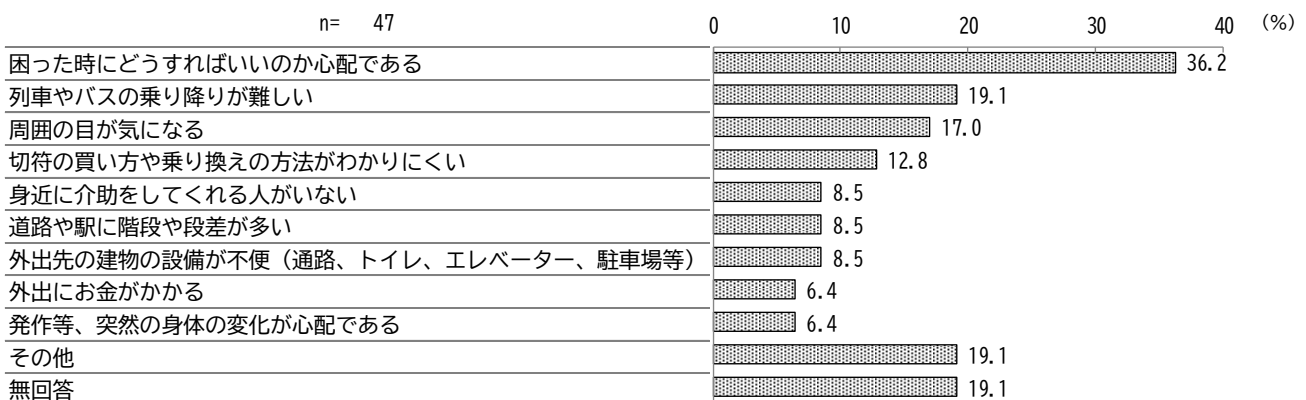
## (2) 外出時に困ること

外出時に困ることについて、全体で見ると、「道路や駅に階段や段差が多い」が30.9%で最も高くなっており、児童では、「困った時にどうすればいいのか心配である」が36.2%で最も高くなっている。

外出時に困ること <全体（身体、知的、精神、難病）>



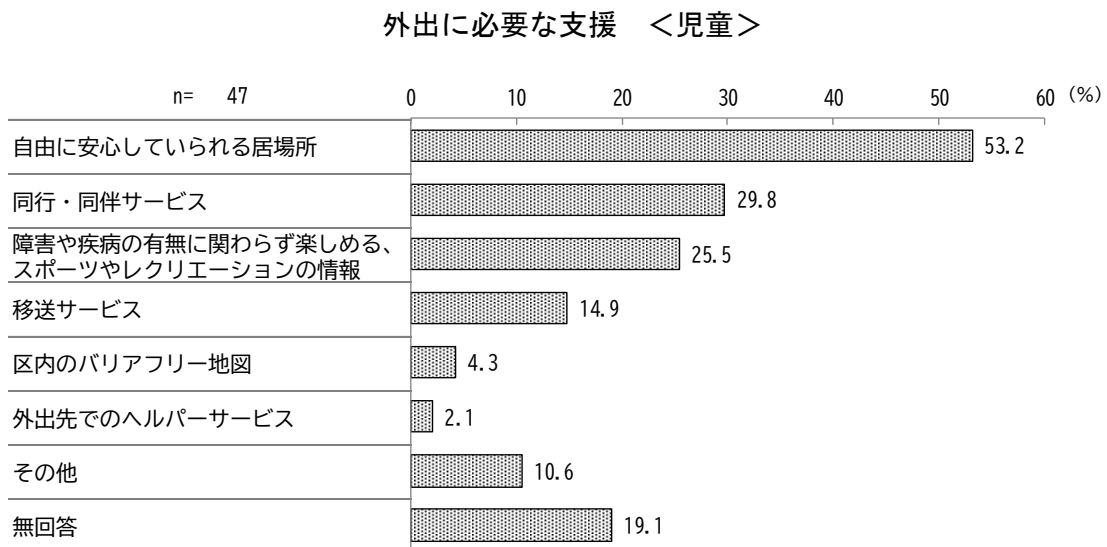
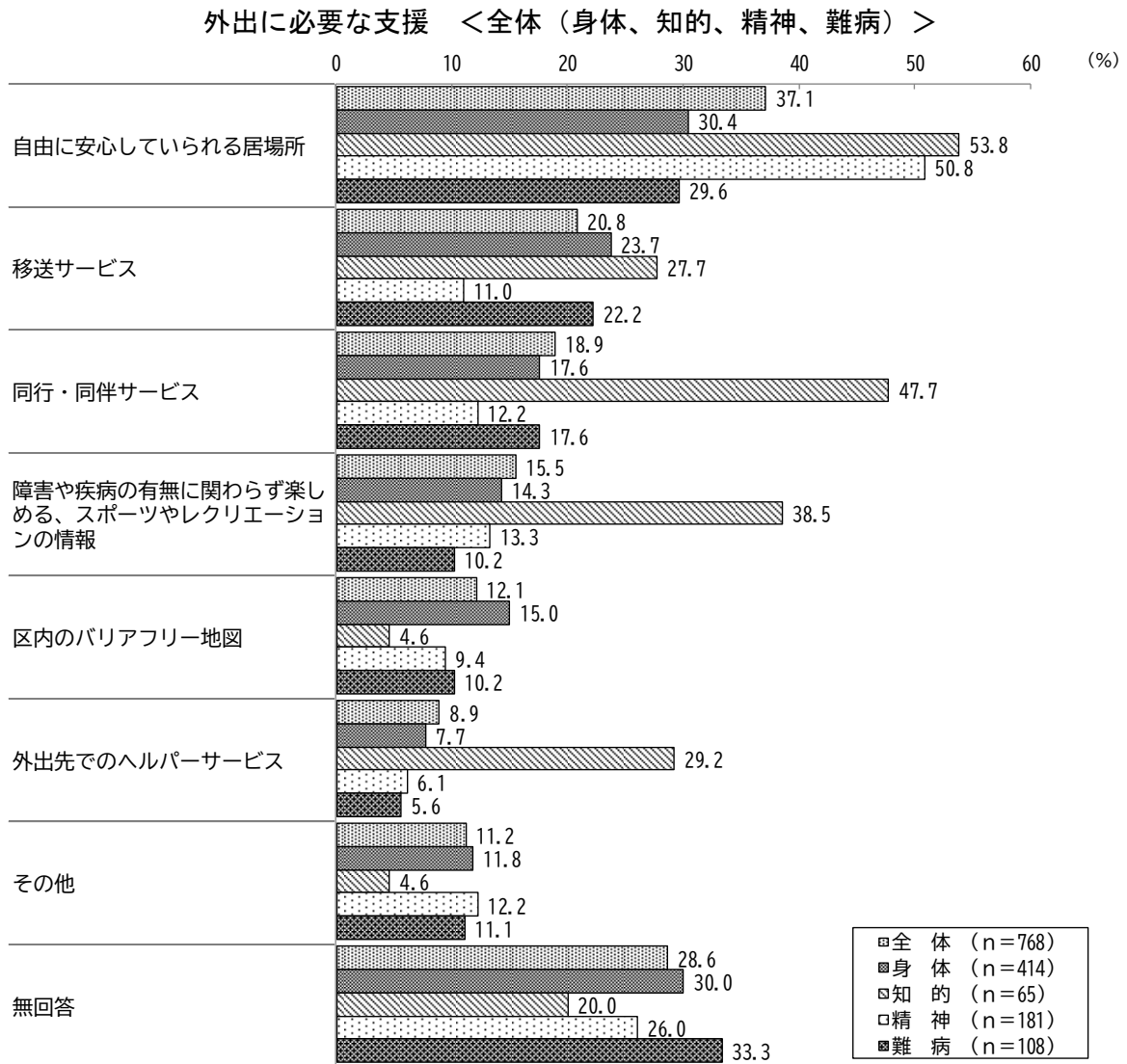
外出時に困ること <児童>





### (3) 外出に必要な支援

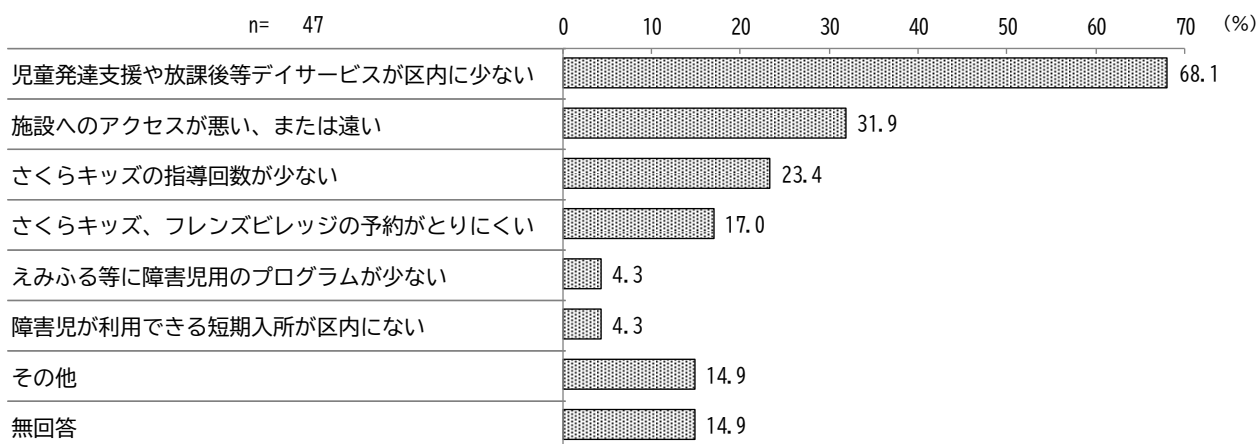
外出に必要な支援について、全体で見ると、「自由に安心していただける居場所」が37.1%で最も高くなっており、児童では、「自由に安心していただける居場所」が53.2%で最も高くなっている。



#### (4) 障害児施設について困っていること【児童調査の質問】

児童の障害児施設について困っていることをみると、「児童発達支援や放課後等デイサービスが区内に少ない」が68.1%で最も高く、次いで「施設へのアクセスが悪い、または遠い」が31.9%、「さくらキッズの指導回数が少ない」が23.4%などとなっている。

障害児施設について困っていること <児童>

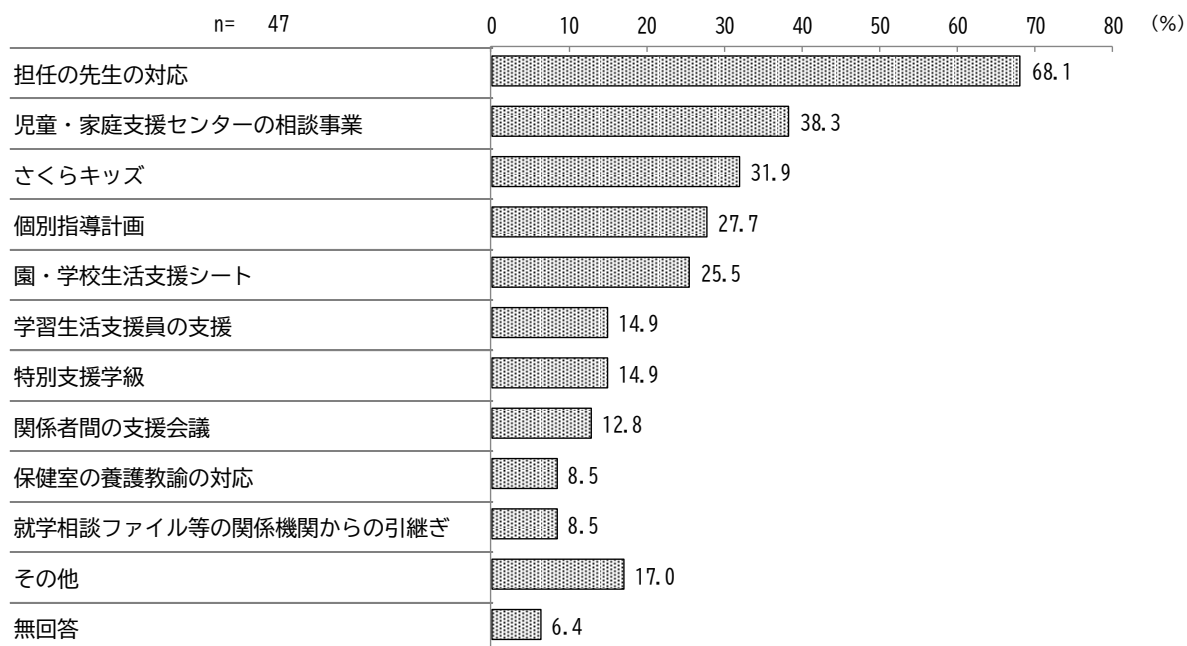


### 5 就園、就学について

#### (1) 子どもに役立っている特別な支援・配慮等【児童調査の質問】

児童の役立っている特別な支援・配慮等をみると、「担任の先生の対応」が68.1%で最も高く、次いで「児童・家庭支援センターの相談事業」が38.3%、「さくらキッズ」が31.9%などとなっている。

子どもに役立っている特別な支援・配慮等 <児童>



## 6 就労について

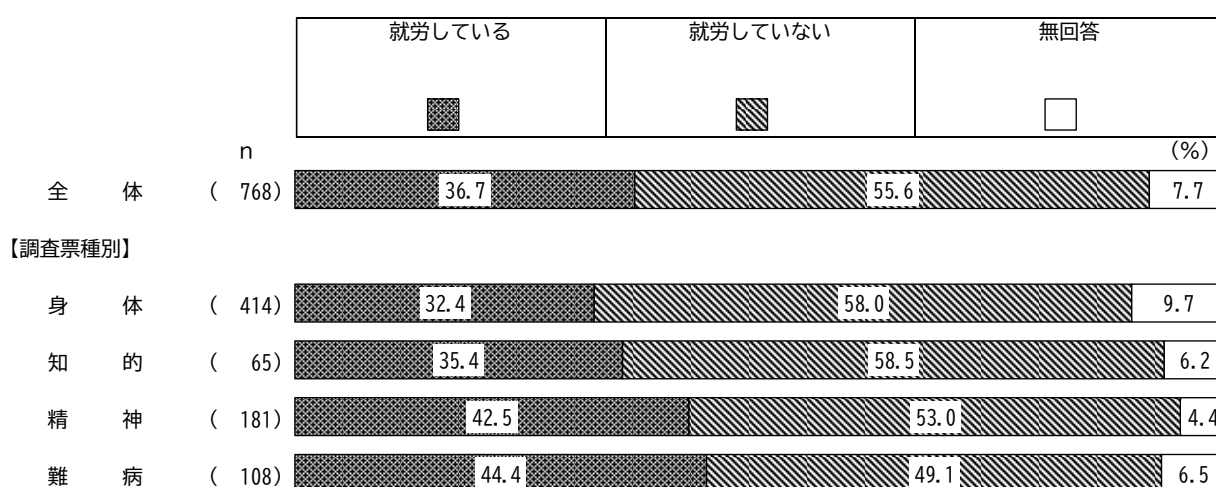
精神、難病では4割程度が就労しており、精神、難病ともに「会社勤めをしている」人の割合が最も高くなっている。

また、就労支援として、身体、知的では「障害に対する職場の理解がある」、精神では「障害に対する職場の理解がある」と「個人の適性を活かした働き方の相談が受けられる」、難病では「在宅勤務ができる」が最も必要とされている。

### (1) 就労の状況【身体、知的、精神、難病調査で「就労している」と答えた方への質問】

就労の状況について、全体で見ると、「就労している」が36.7%、「就労していない」は55.6%となっている。

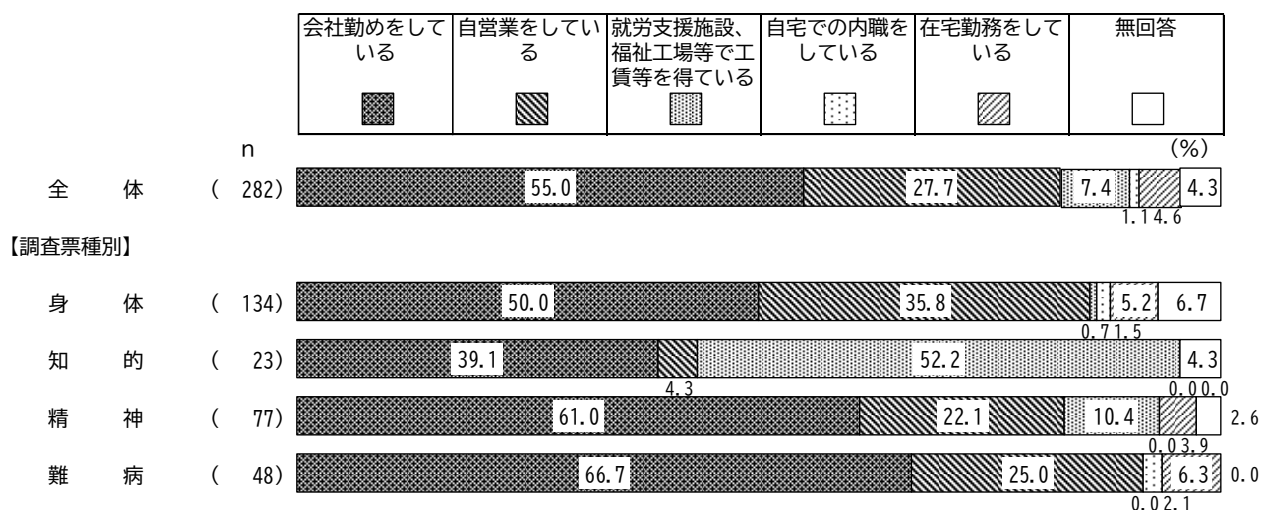
就労している場合の働き方 <全体（身体、知的、精神、難病）>



### (2) 就労している場合の働き方【身体、知的、精神、難病調査で「就労している」と答えた方への質問】

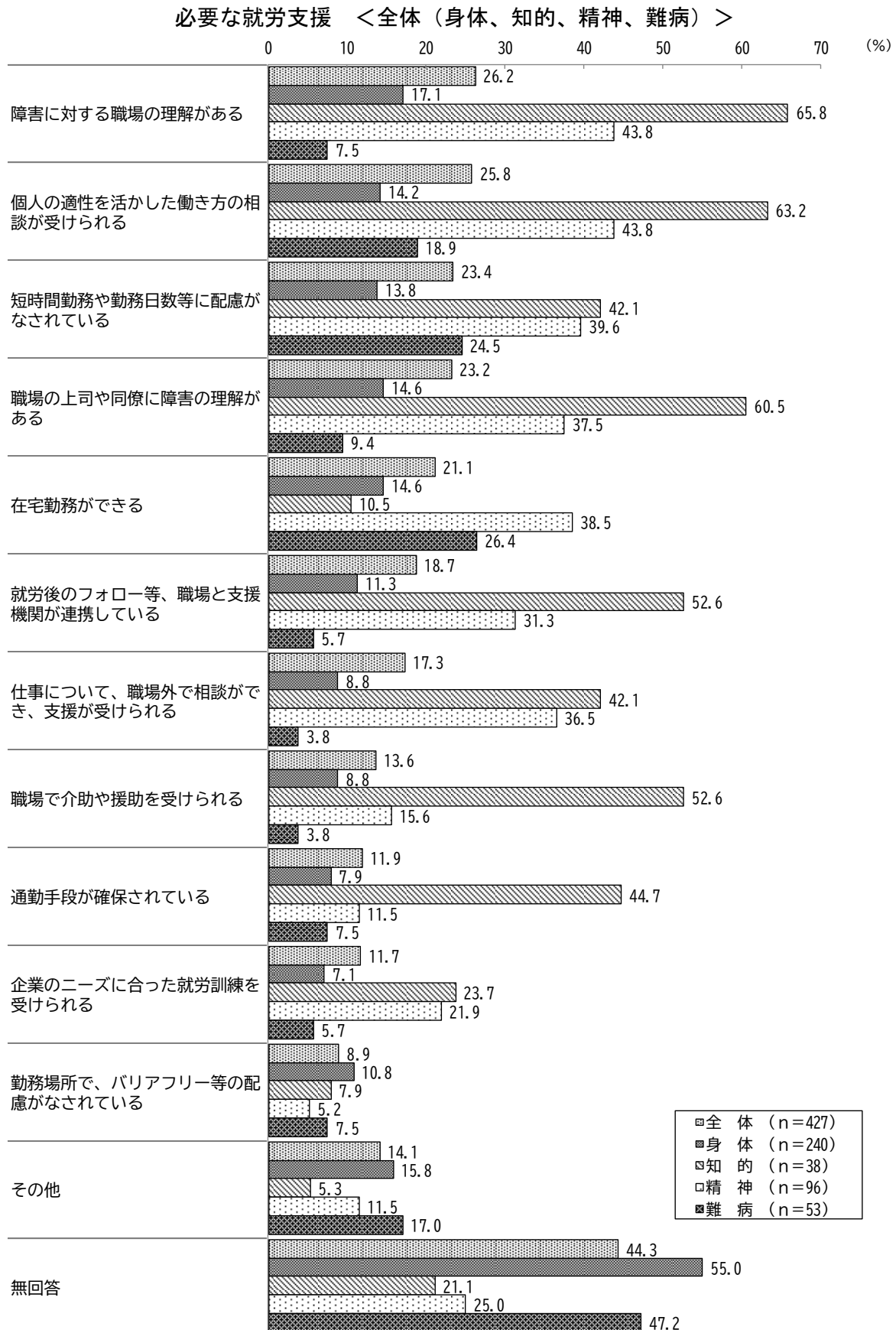
就労している場合の働き方について、全体で見ると、「会社勤めをしている」が55.0%で最も高く、次いで「自営業をしている」が27.7%などとなっている。

就労している場合の働き方 <全体（身体、知的、精神、難病）>

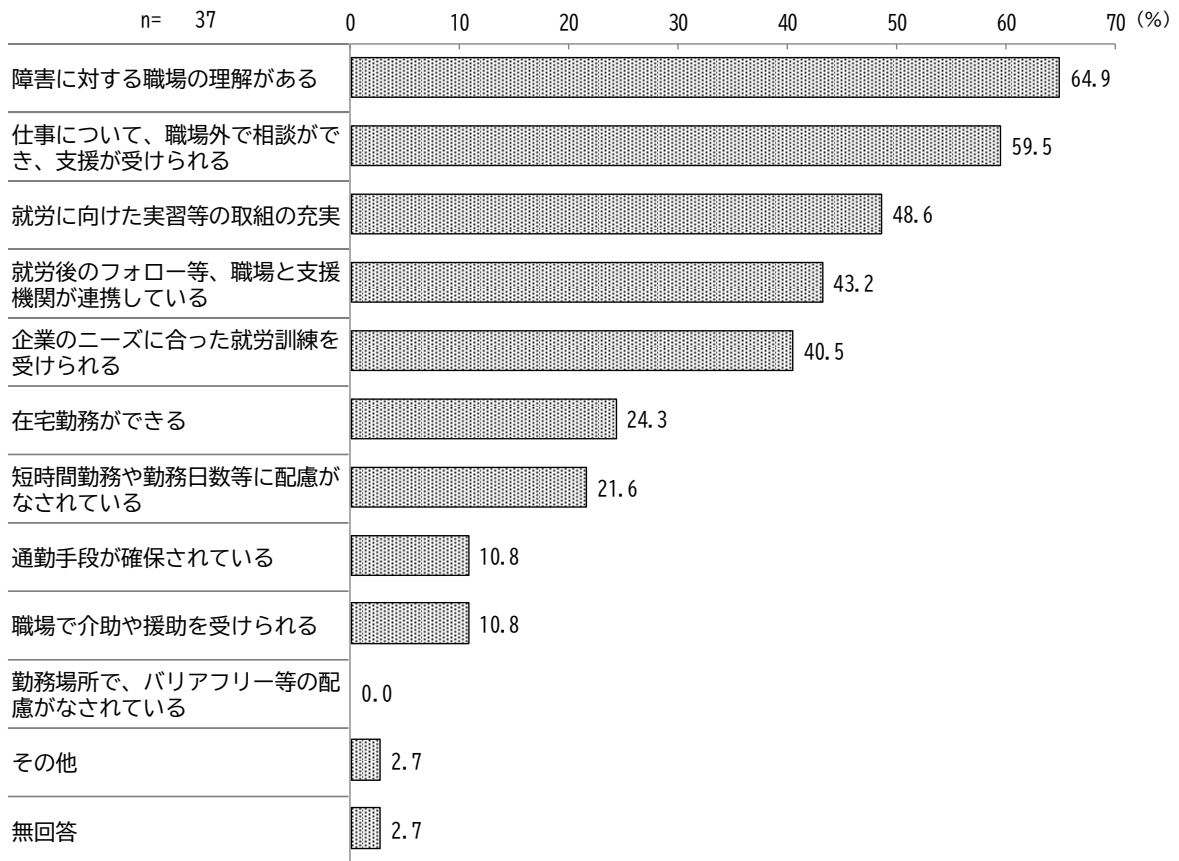


(3) 必要な就労支援【身体、知的、精神、難病調査では「就労していない」と答えた方、  
児童調査では一般就労を「希望する」と答えた方への質問】

必要な就労支援について、全体でみると、「障害に対する職場の理解がある」が26.2%で最も高くなっており、児童では、「障害に対する職場の理解がある」が64.9%で最も高くなっている。



### 必要な就労支援 <児童>

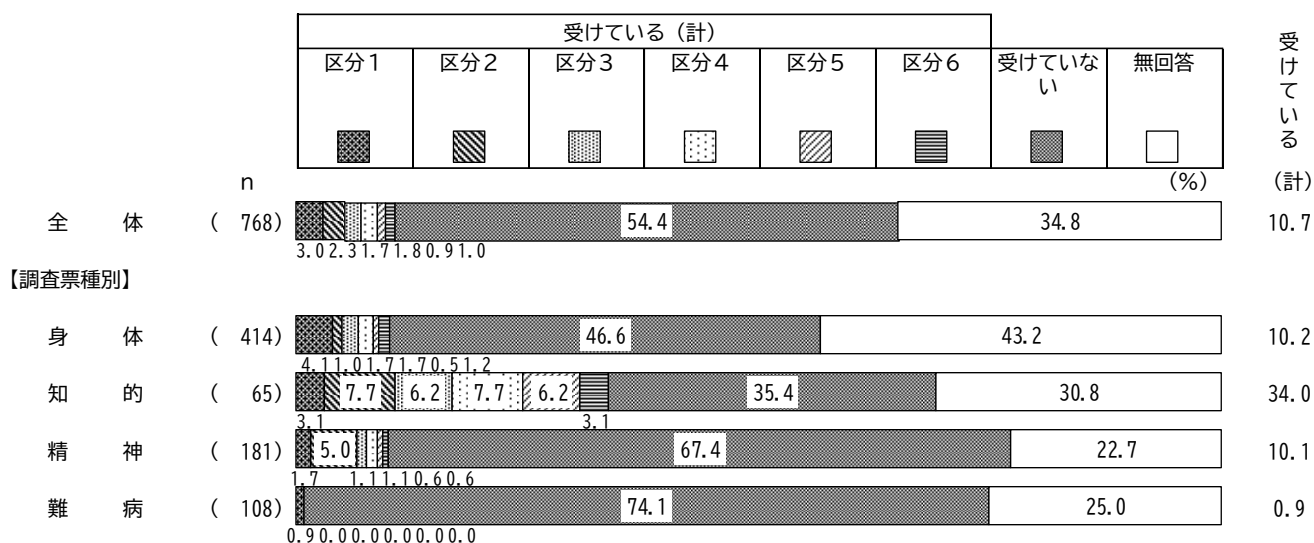


## 7 障害福祉サービス等の利用について

障害福祉サービスについては、全体では「相談支援」、「在宅サービス事業」、「日常生活用具給付等」の利用者が多く、児童では、「児童発達支援」、「子ども発達センター『さくらキッズ』」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」の利用者が多くなっている。

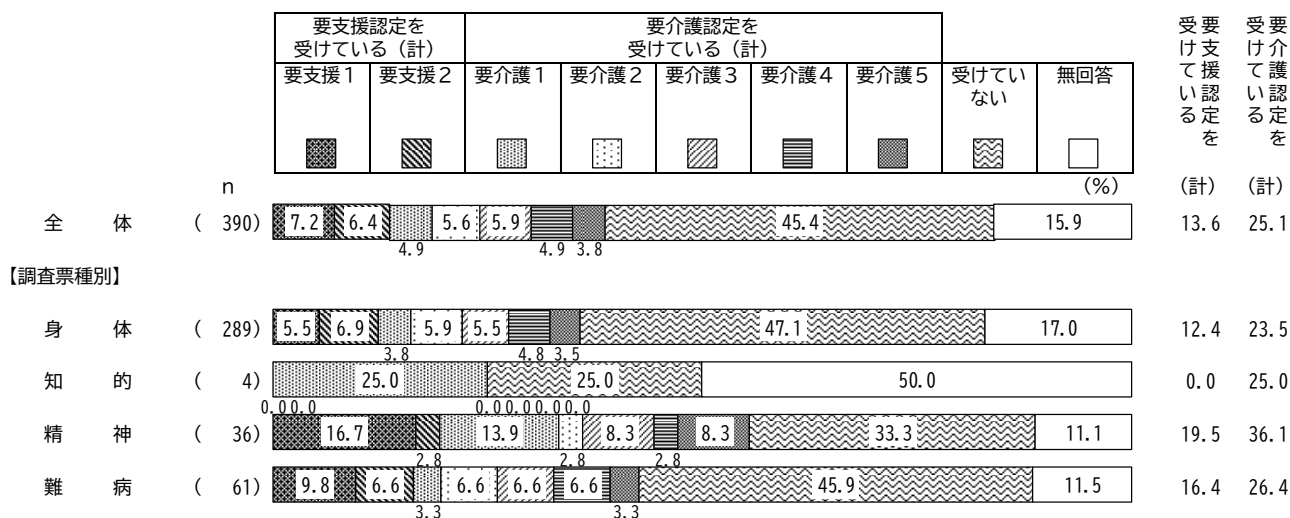
### (1) 障害支援区分の有無【身体、知的、精神、難病調査の質問】

障害支援区分の有無 <全体（身体、知的、精神、難病）>



### (2) 要介護認定【身体、知的、精神、難病調査の65歳以上への質問】

要介護認定 <全体（身体、知的、精神、難病）>



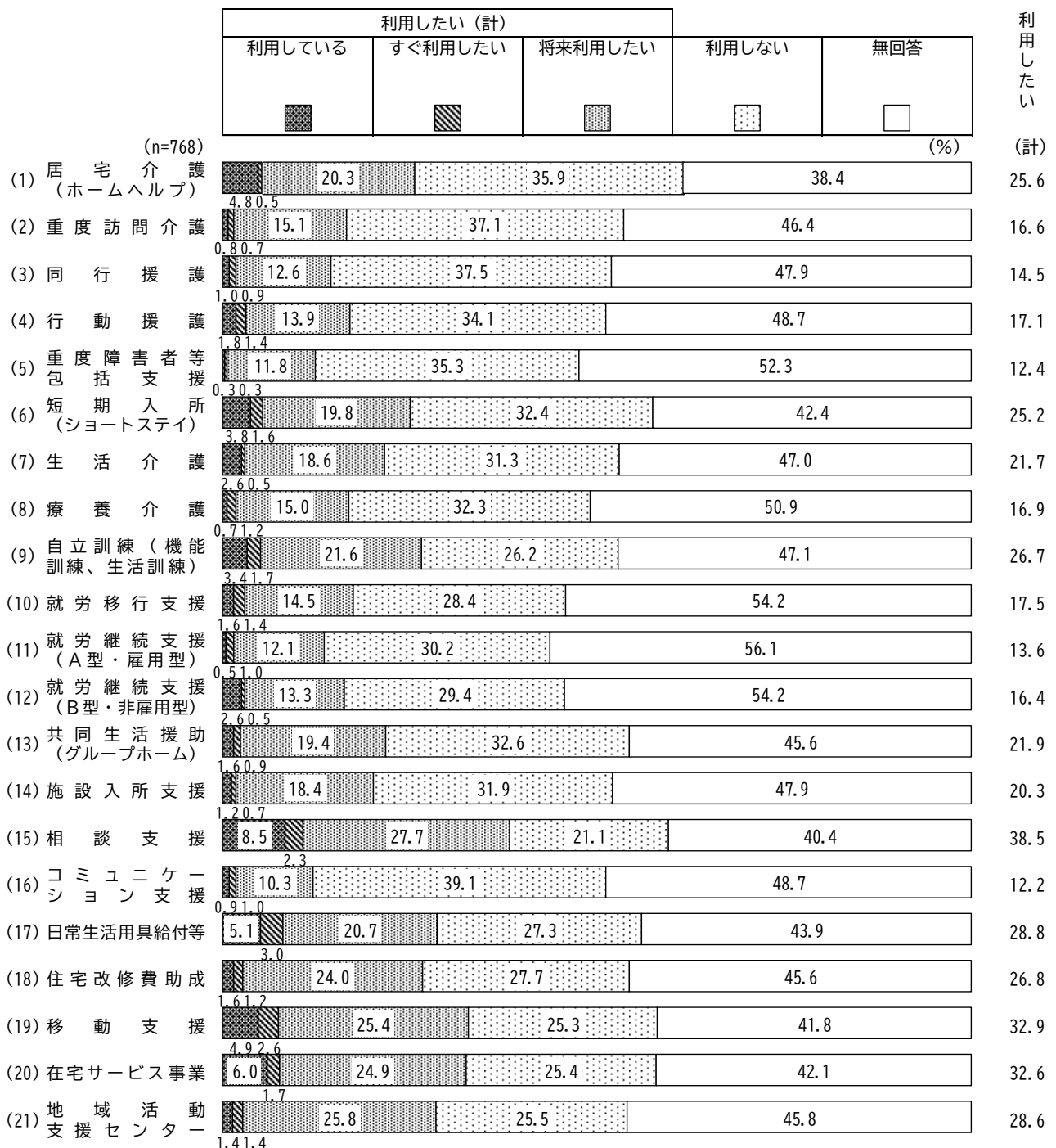
### (3) 障害福祉サービスの利用状況及び利用希望

問 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。以下のサービスについて、あなたの利用に関する意向等をお答えください。(○はそれぞれのサービスごとに1つずつ。「利用しない」を選んだ方はその理由に○を1つずつ)

障害福祉サービスの利用状況及び利用希望について、全体でみると、「利用している」、「すぐ利用したい」、「将来利用したい」を合わせた『利用したい(計)』は“相談支援”で38.5%と最も高く、次いで“移動支援”で32.9%、“在宅サービス事業”で32.6%などとなっている。

#### 障害福祉サービスの利用状況及び利用希望 <全体(身体、知的、精神、難病)>

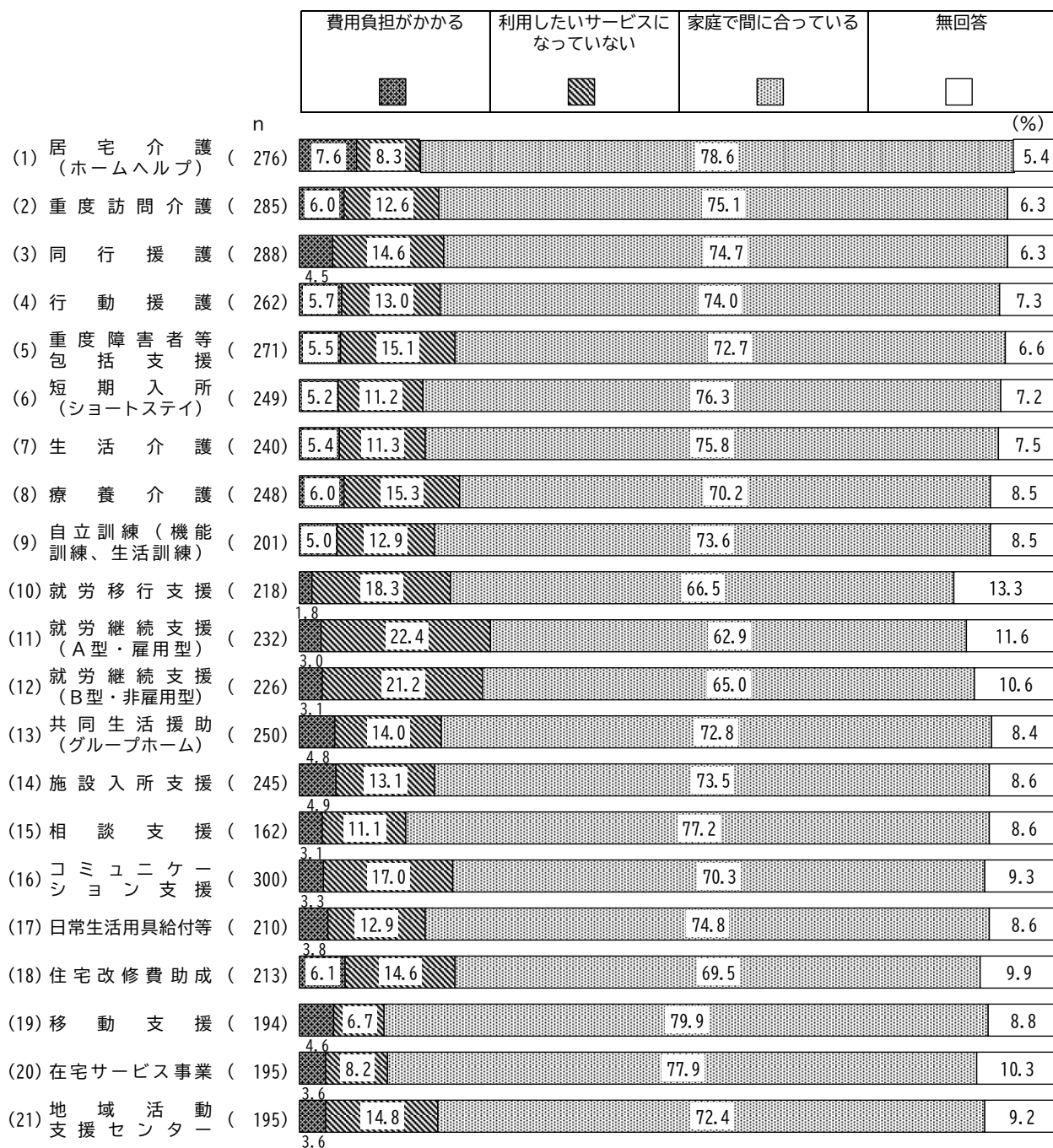
##### 【利用状況及び利用希望】



障害福祉サービスを「利用しない」と答えた方の理由を、全体でみると、すべての項目で「家庭で間に合っている」の割合が最も高くなっており、“移動支援”で79.9%と最も高く、次いで“居宅介護（ホームヘルプ）”で78.6%、“在宅サービス事業”で77.9%などとなっている。

「利用したいサービスになっていない」は“就労継続支援（A型・雇成型）”で22.4%と最も高く、次いで“就労継続支援（B型・非雇成型）”で21.2%、“就労移行支援”で18.3%などとなっている。

障害福祉サービスの利用状況及び利用希望 <全体（身体、知的、精神、難病）>  
【利用しない理由】



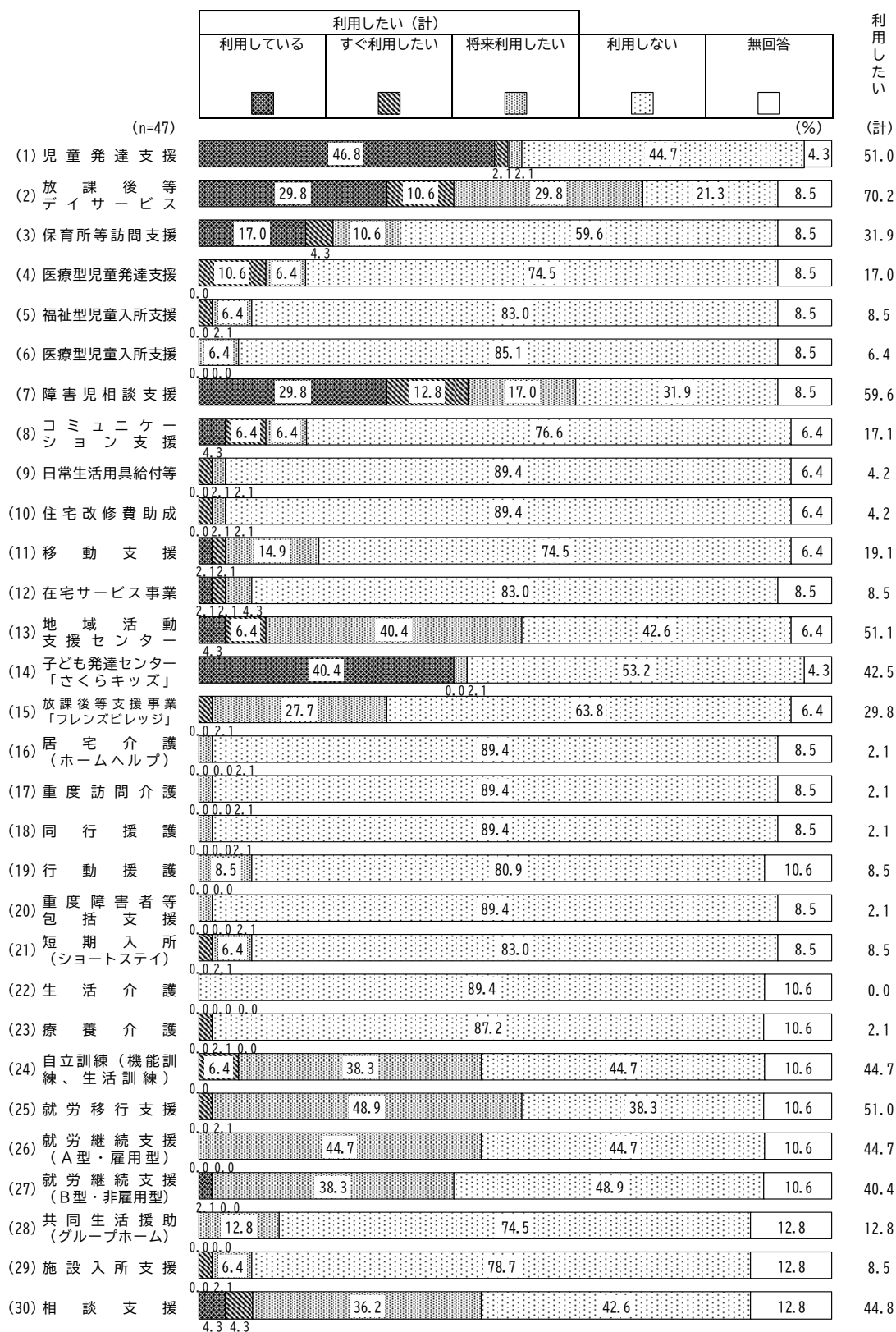


児童の障害福祉サービスの利用状況及び利用希望をみると、「利用している」は“児童発達支援”で46.8%と最も高く、次いで“子ども発達センター「さくらキッズ」”で40.4%、“放課後等デイサービス”と“障害児相談支援”で29.8%などとなっている。

『利用したい(計)』は“放課後等デイサービス”で70.2%と最も高く、次いで“障害児相談支援”で59.6%、“地域活動支援センター”で51.1%などとなっている。

### 障害福祉サービスの利用状況及び利用希望 <児童>

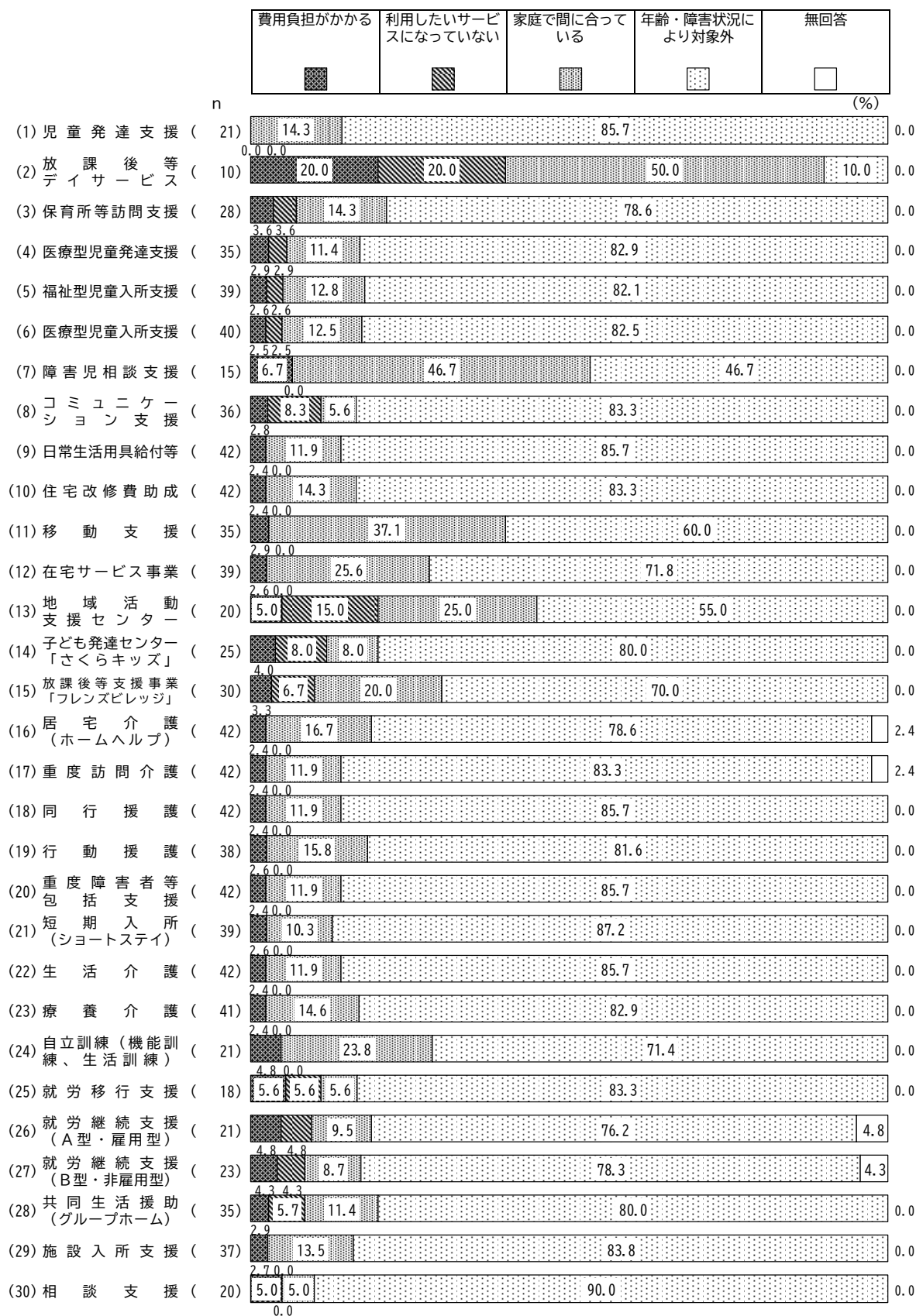
#### 【利用状況及び利用希望】



児童の障害福祉サービスを「利用しない」と答えた方の理由をみると、「利用したいサービスになっていない」は“放課後等デイサービス”で20.0%と最も高くなっている。「家庭で間に合っている」は“放課後等デイサービス”で50.0%と最も高くなっている。

### 障害福祉サービスの利用状況及び利用希望 <児童>

#### 【利用しない理由】



## 8 相談相手について

相談相手は「家族や親せき」の割合が最も高く、知的では「施設の指導員等」も4割台と高くなっている。

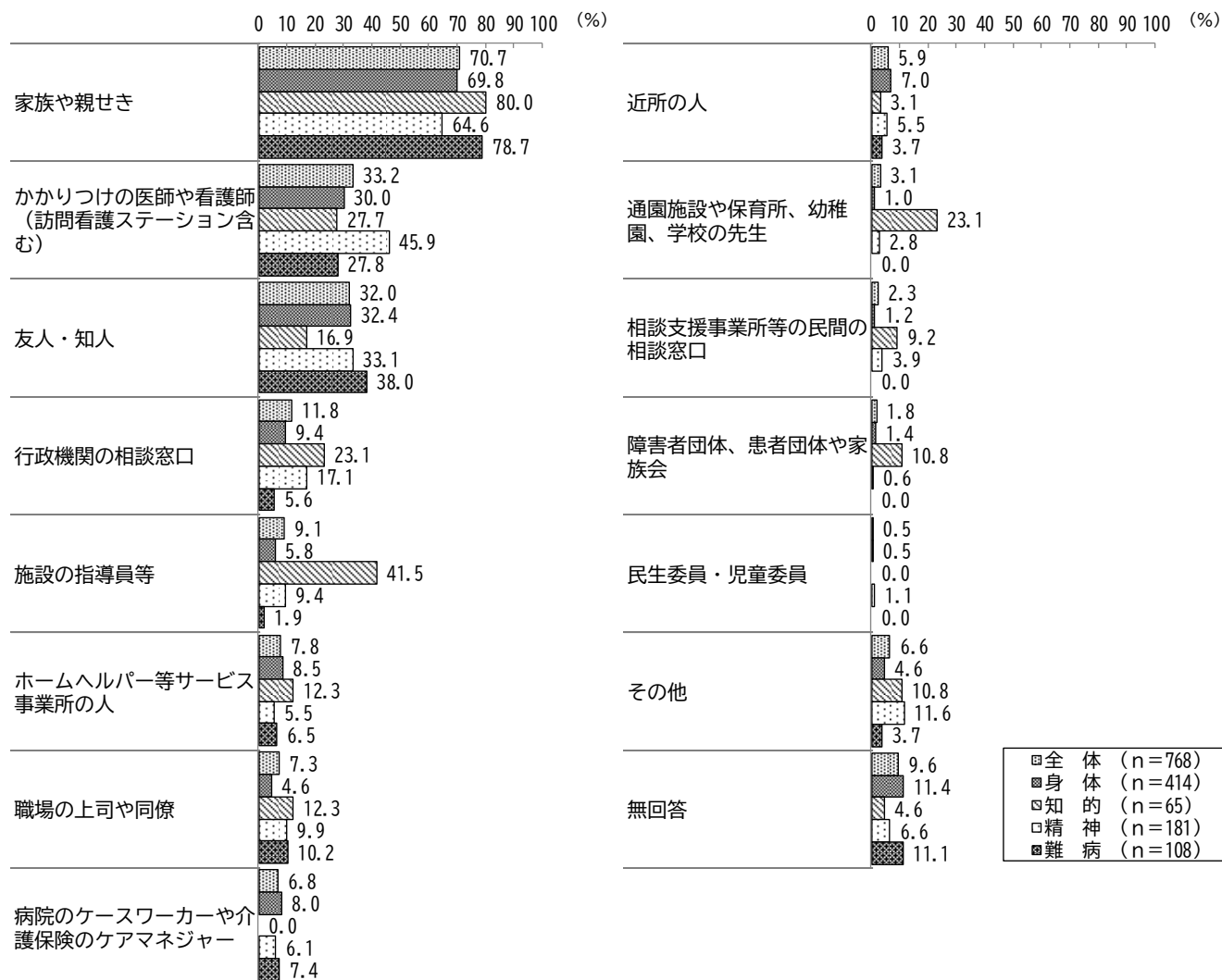
障害者障害福祉サービスの情報の入手先については、全体では「区や都の広報紙」、児童では「インターネット」が重要な情報源となっている。

### (1) 悩みや困り事の相談先

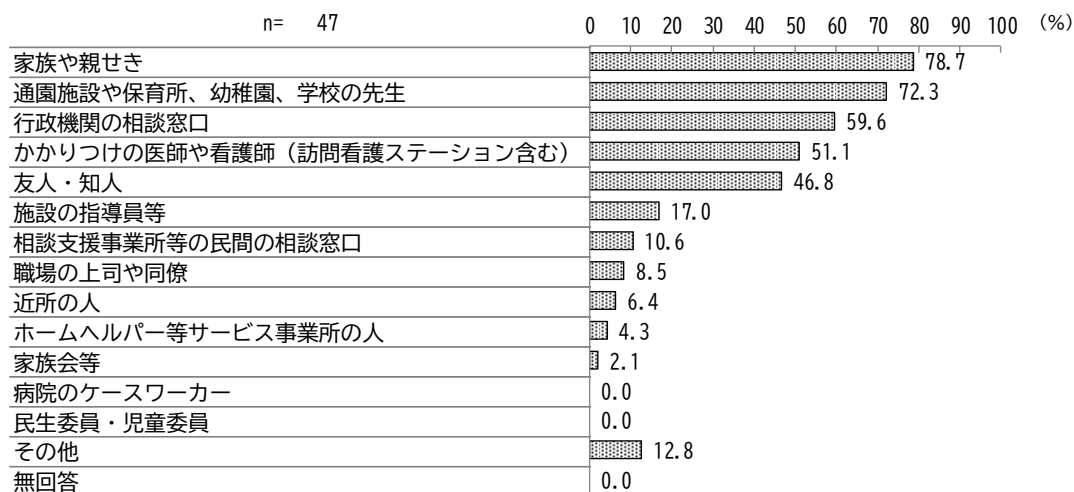
問 あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(〇はいくつでも)

悩みや困り事の相談先について、全体でみると、「家族や親せき」が70.7%で最も高くなっており、児童でも、「家族や親せき」が78.7%で最も高くなっている。

悩みや困り事の相談先 <全体(身体、知的、精神、難病)>



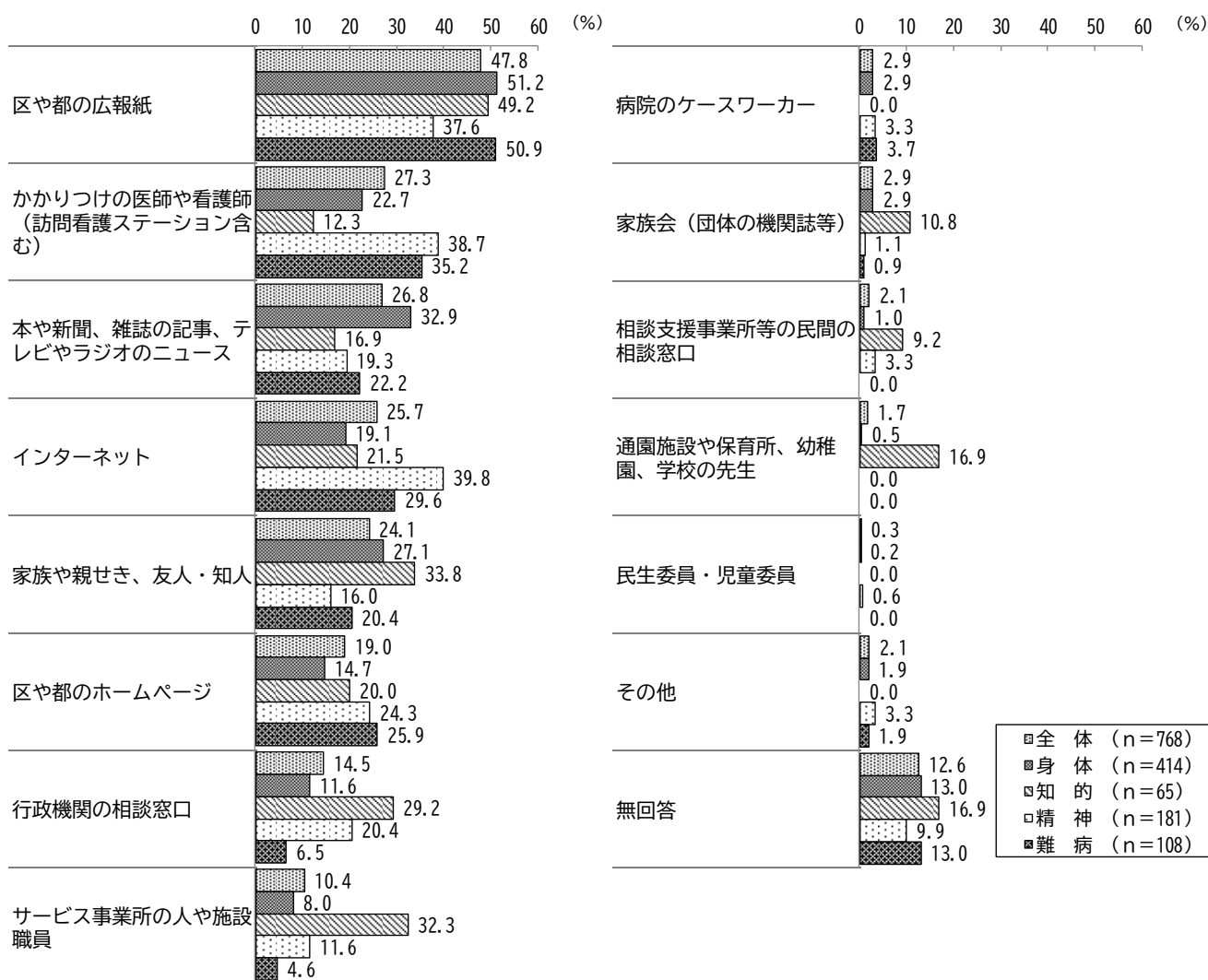
### 悩みや困り事の相談先 <児童>



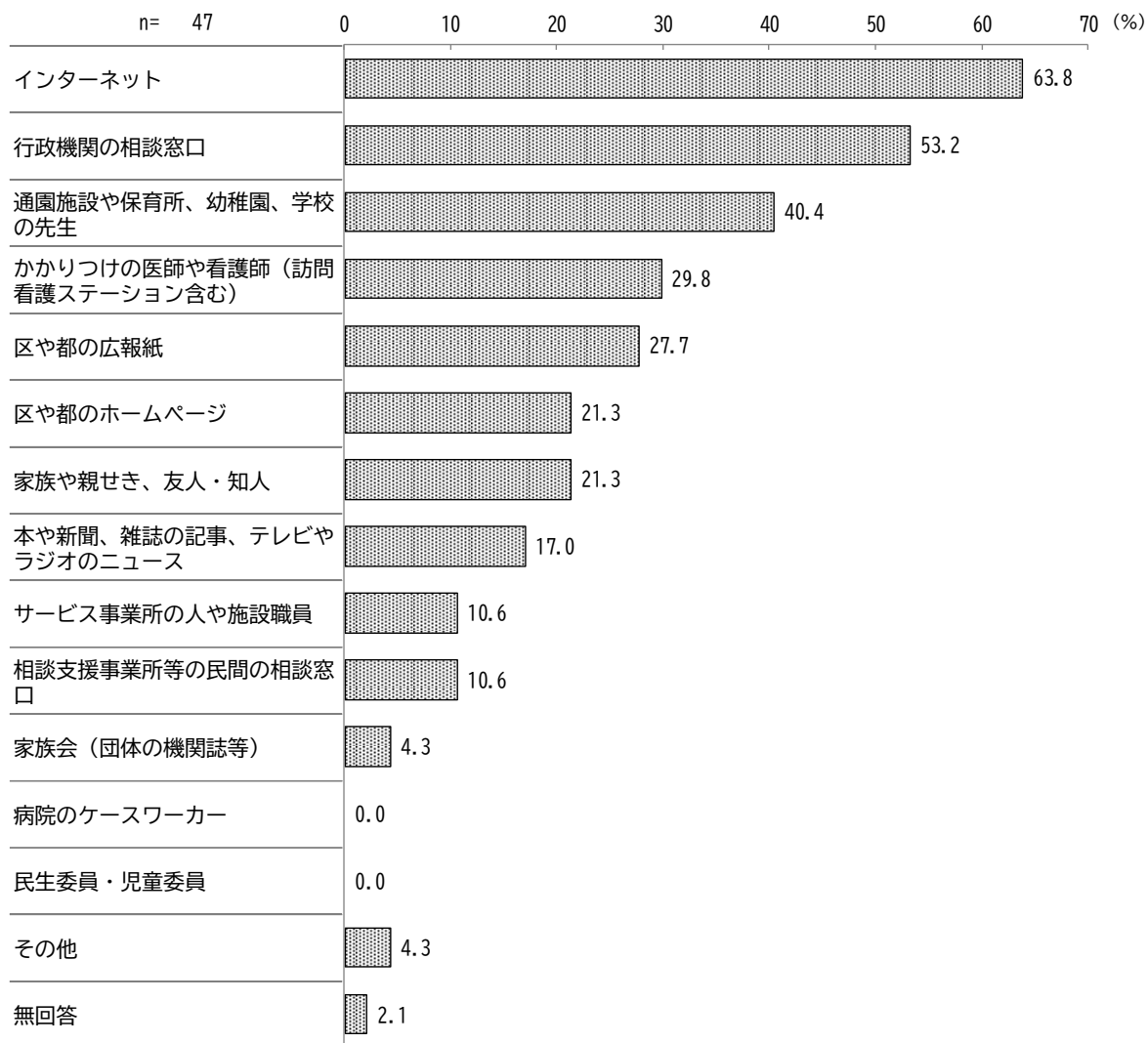
### (2) 障害や障害福祉サービスの情報の入手先

障害や障害福祉サービスの情報の入手先について、全体でみると、「区や都の広報紙」が47.8%で最も高くなっており、児童では、「インターネット」が63.8%で最も高くなっている。

### 障害や障害福祉サービスの情報の入手先 <全体（身体、知的、精神、難病）>



### 障害や障害福祉サービスの情報の入手先 <児童>



## 9 災害時の避難等について

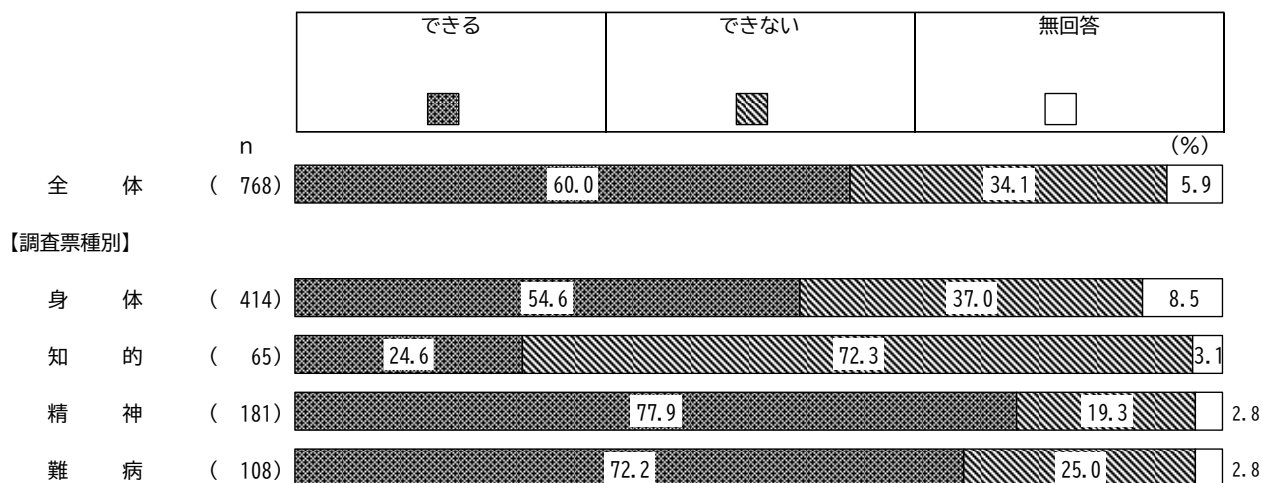
災害時に避難できないと答えた方は全体では約3割、児童では約5割で、近隣に援助者がいない人が全体・児童ともに約6割となっており、災害時の援助者の確保が課題となっている。

また、災害時に困ることとして、身体では「自宅に留まり、避難生活を続ける上での生活必需品の確保」、知的では「避難所等の慣れない場所で、周囲とコミュニケーションがとれない」、精神と難病では「投薬や治療、医療的ケアが受けられない」の割合が最も高くなっている。

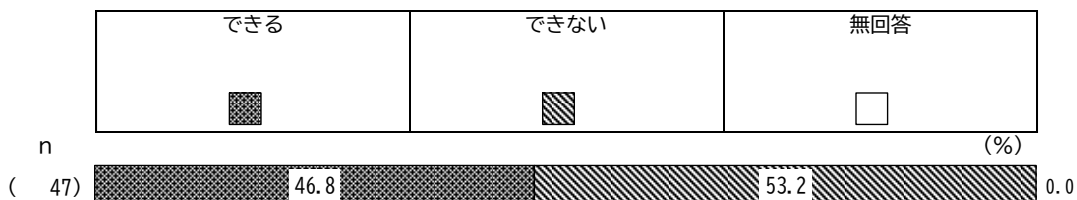
### (1) 災害時の一人での避難の可否

災害時の一人での避難の可否について、全体で見ると、「できる」が60.0%、「できない」は34.1%となっており、児童では、「できる」が46.8%、「できない」は53.2%となっている。

災害時の一人での避難の可否 <全体（身体、知的、精神、難病）>



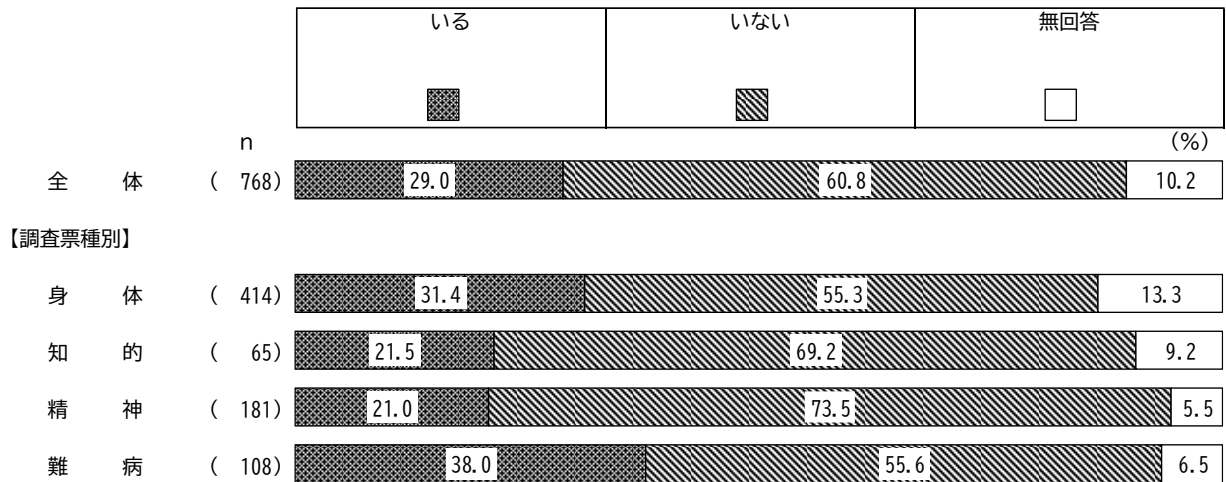
災害時の一人での避難の可否 <児童>



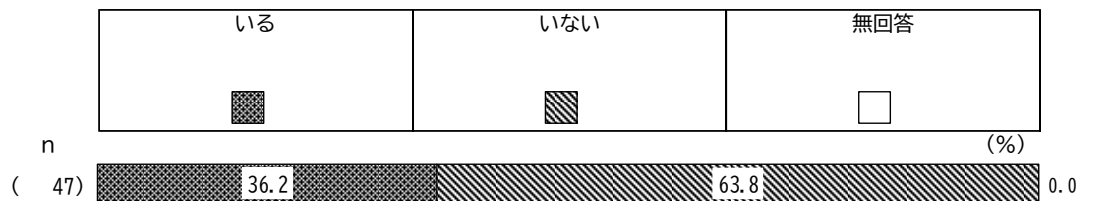
## (2) 近隣の援助者の有無

近隣の援助者の有無について、全体でみると、「いる」が29.0%、「いない」は60.8%となっており、児童では、「いる」が36.2%、「いない」は63.8%となっている。

### 近隣の援助者の有無 <全体（身体、知的、精神、難病）>

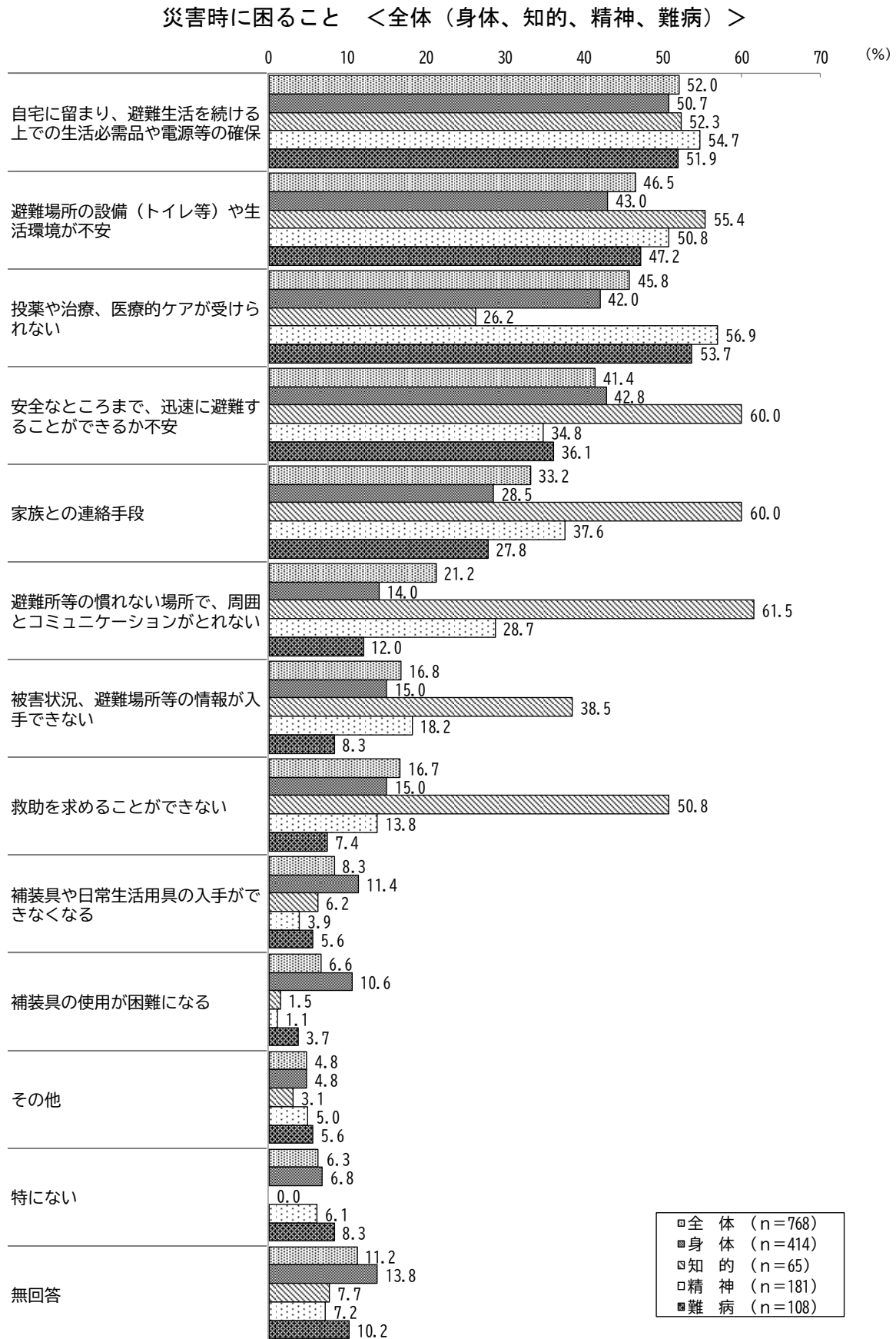


### 近隣の援助者の有無 <児童>



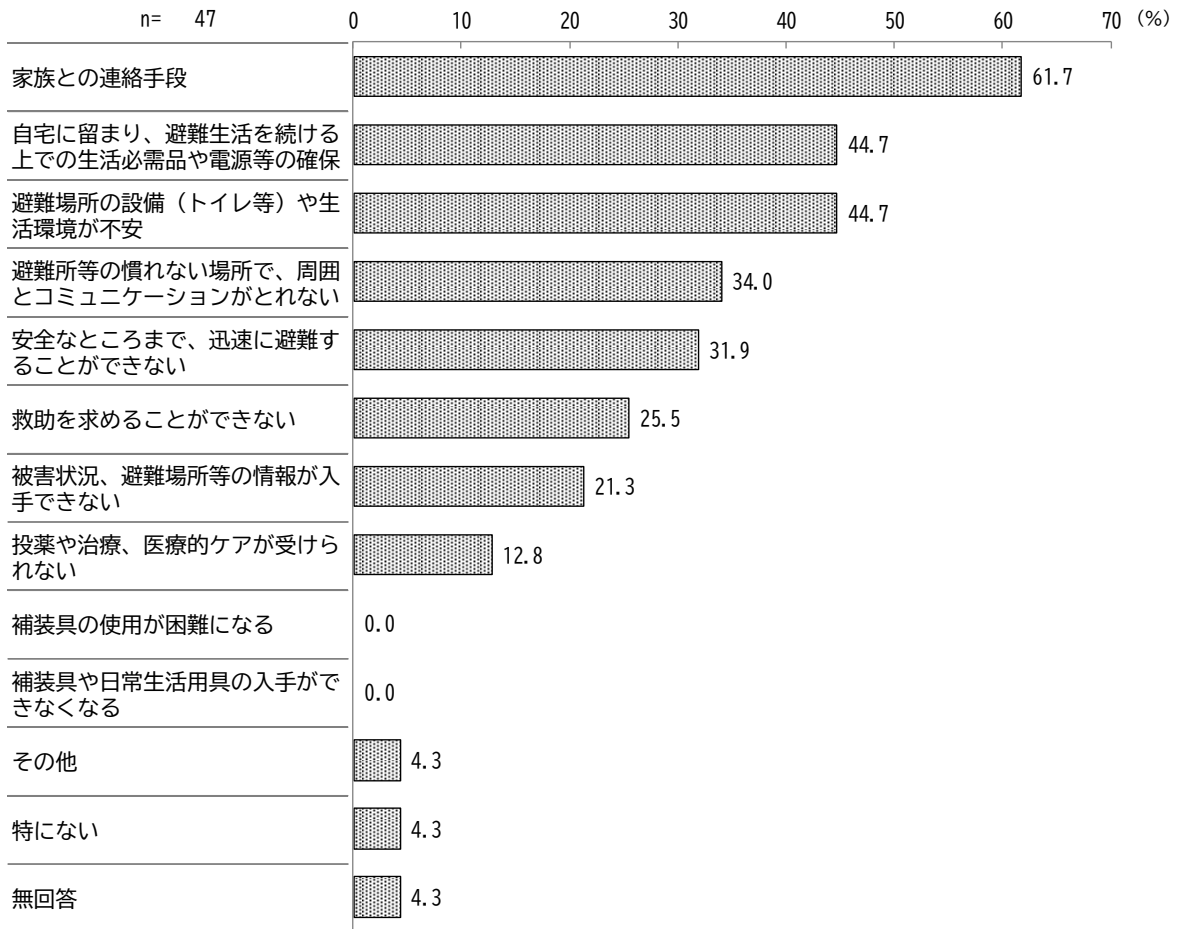
### (3) 災害時に困ること

災害時に困ることについて、全体で見ると、「自宅に留まり、避難生活を続ける上での生活必需品の確保」が52.0%で最も高くなっており、児童では、「家族との連絡手段」が61.7%で最も高くなっている。





### 災害時に困ること <児童>



## 10 障害者差別解消法について

障害者差別解消法の認知度は、全体・児童ともに約4割となっている。

障害特性にあった特別な配慮が得られていると感じている人は、全体では約5割、児童では約8割となっており、その場所は全体では「病院・福祉施設等」、児童では「学校」の割合が最も高くなっている。

一方、障害者特性にあった特別な配慮が得られていないと感じている人は、全体・児童ともに約2割となっており、その場所は全体では、「鉄道・バス等交通機関」、児童では「学校」の割合が最も高くなっている。

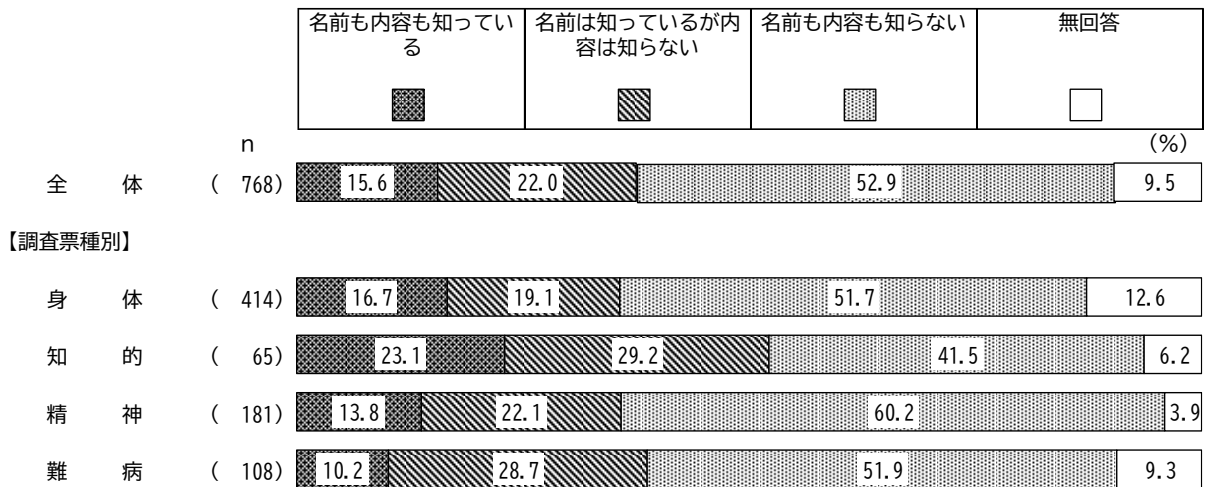
ヘルプマークやヘルプカードの認知度は、全体では約7割、児童では8割台半ばとなっている。

### (1) 障害者差別解消法の認知度

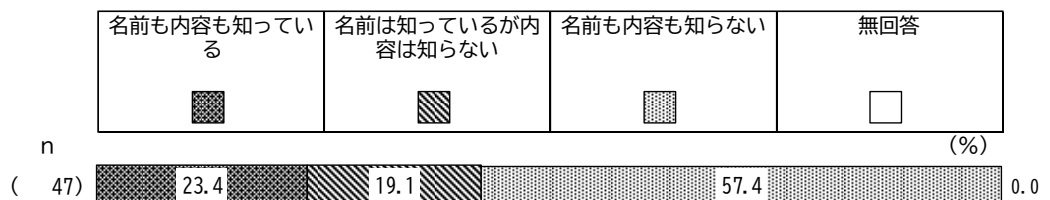
障害者差別解消法の認知度について、全体で見ると、「名前も内容も知っている」が15.6%、「名前は知っているが内容は知らない」が22.0%、「名前も内容も知らない」は52.9%となっている。

児童では「名前も内容も知っている」が23.4%、「名前は知っているが内容は知らない」が19.1%、「名前も内容も知らない」は57.4%となっている。

#### 障害者差別解消法の認知度 <全体（身体、知的、精神、難病）>



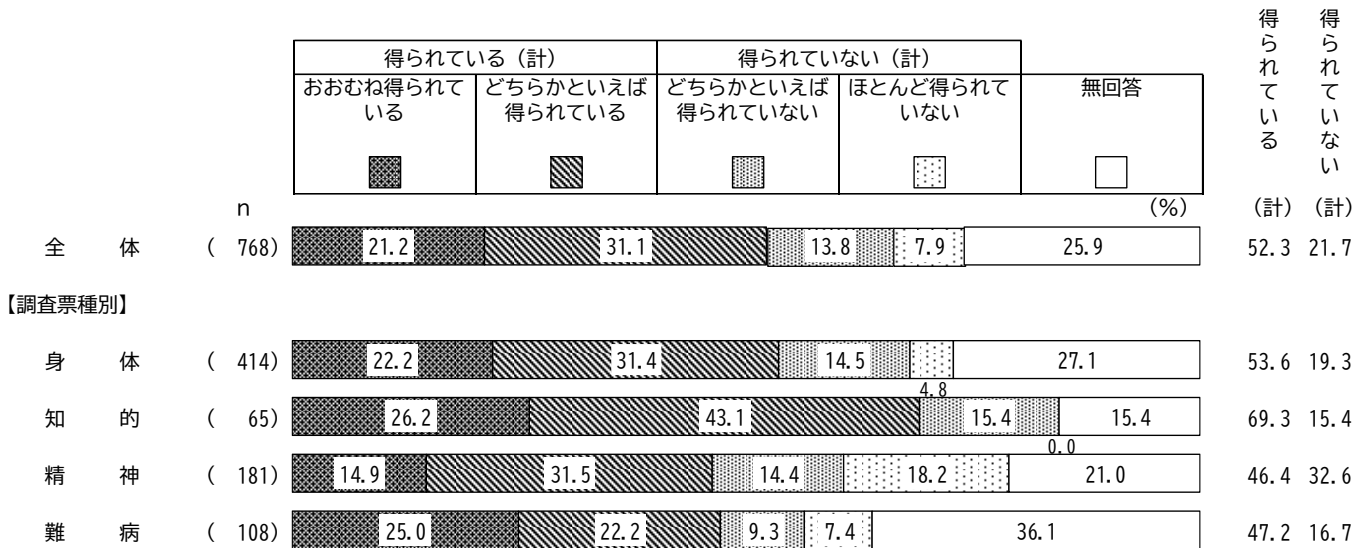
#### 障害者差別解消法の認知度 <児童>



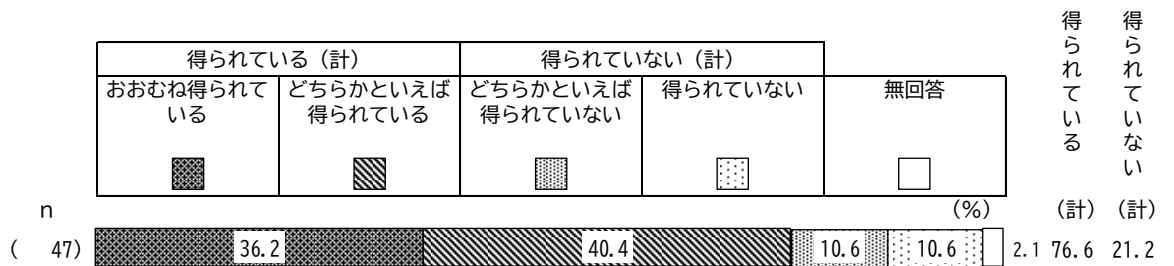
## (2) 障害特性にあった特別な配慮が得られているか

障害特性にあった特別な配慮が得られているかについて、「おおむね得られている」(21.2%)と「どちらかといえば得られている」(31.1%)を合わせた『得られている(計)』は全体では52.3%、児童では76.6%となっている。

### 障害特性にあった特別な配慮が得られているか <全体(身体、知的、精神、難病)>

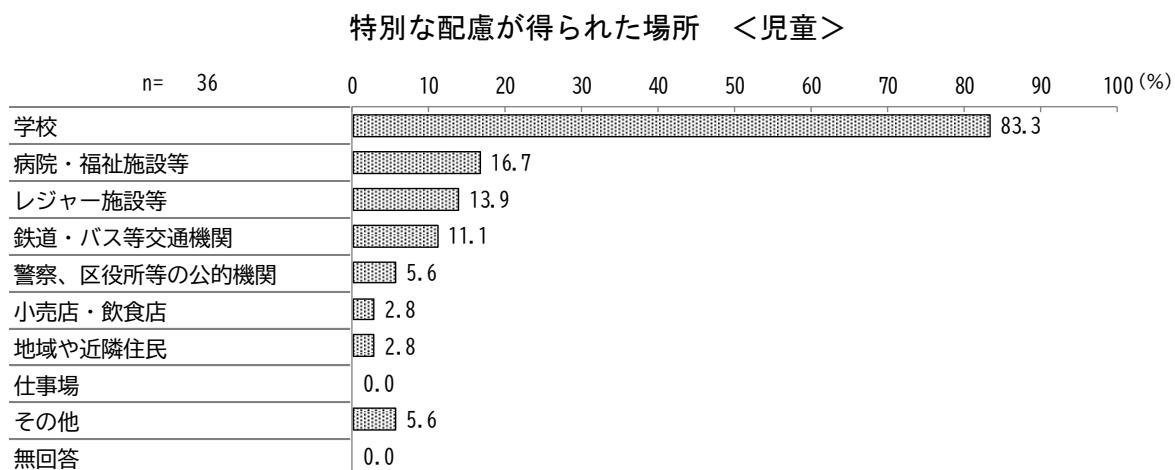
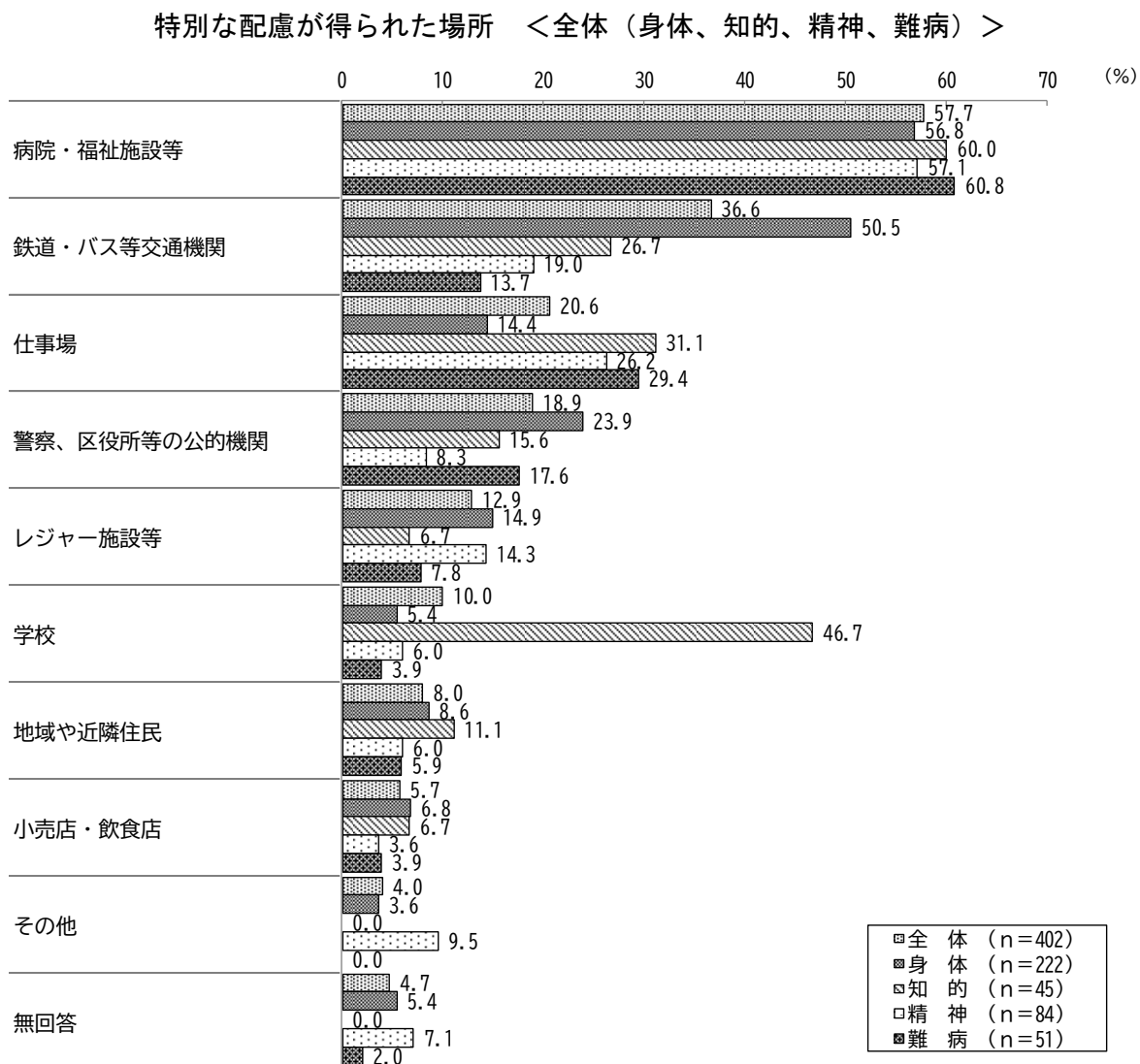


### 障害特性にあった特別な配慮が得られているか <児童>



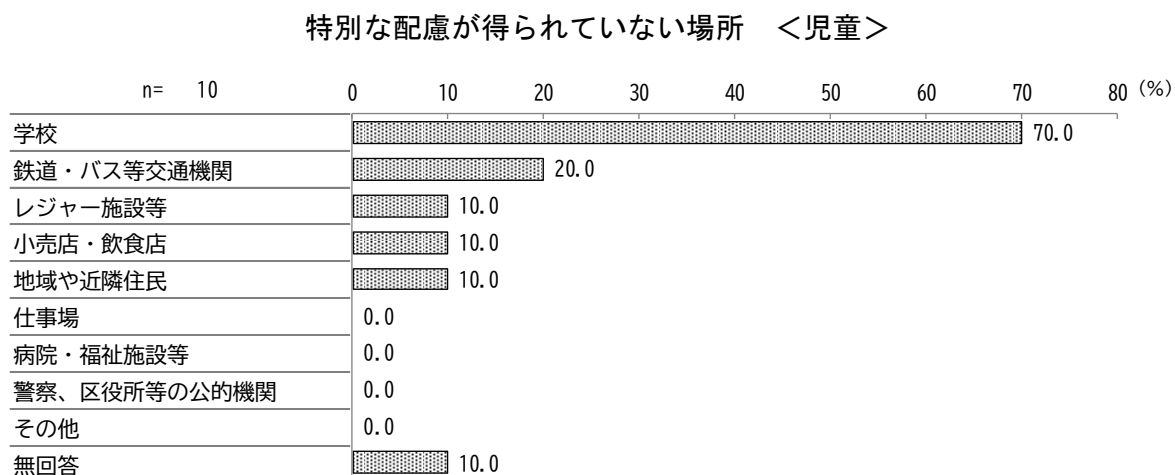
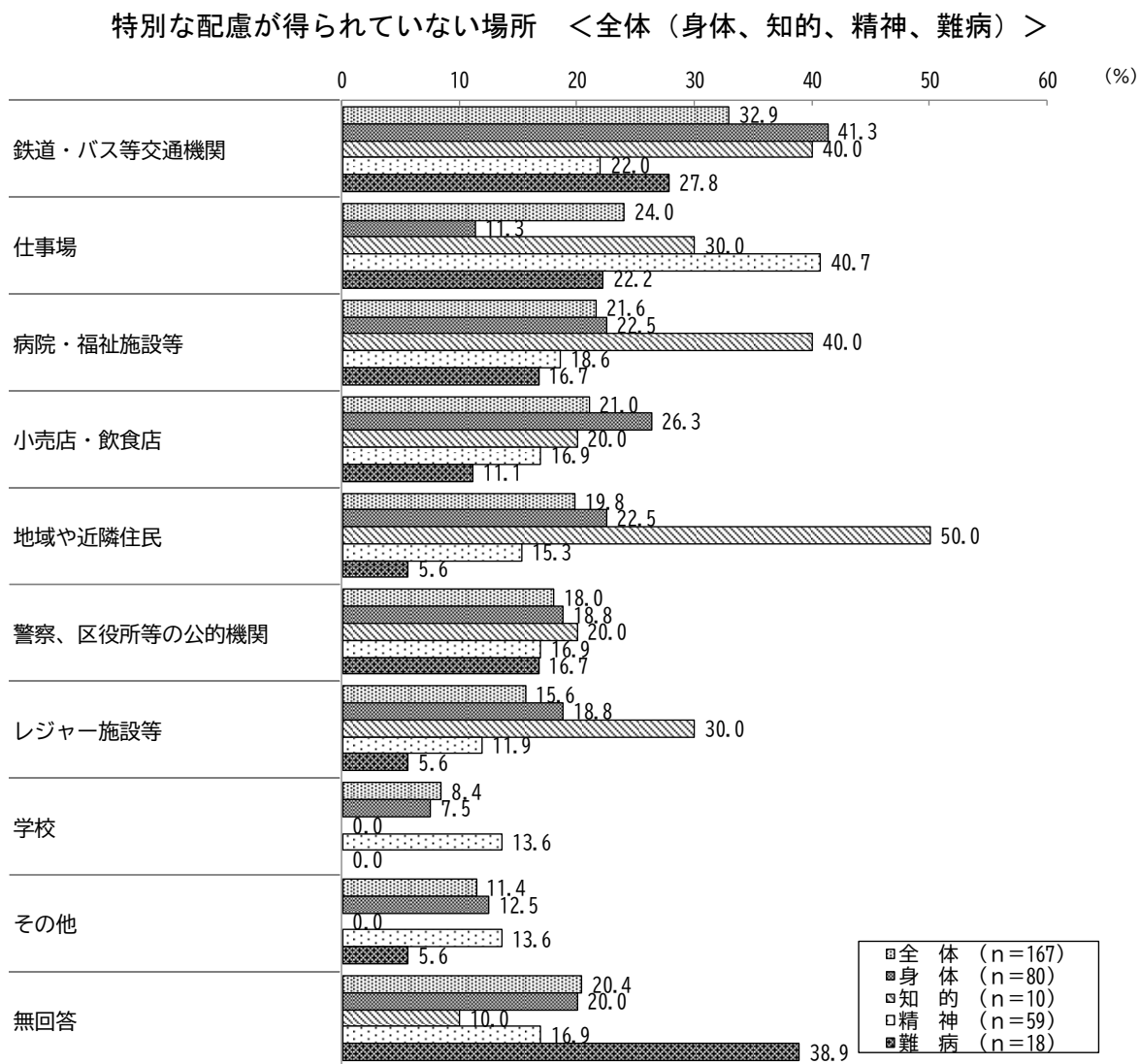
(3) 特別な配慮が得られた場所【障害特性にあった特別な配慮について、「おおむね得られている」「どちらかといえば得られている」と答えた方への質問】

特別な配慮が得られた場所について、全体でみると、「病院・福祉施設等」が57.7%で最も高くなっており、児童では、「学校」が83.3%で最も高くなっている。



(2) 特別な配慮が得られていない場所【障害特性にあった特別な配慮について、「どちらかといえば得られていない」「ほとんど得られていない」と答えた方への質問】

特別な配慮が得られていない場所について、全体でみると、「鉄道・バス等交通機関」が32.9%で最も高くなっており、児童では、「学校」が70.0%で最も高くなっている。

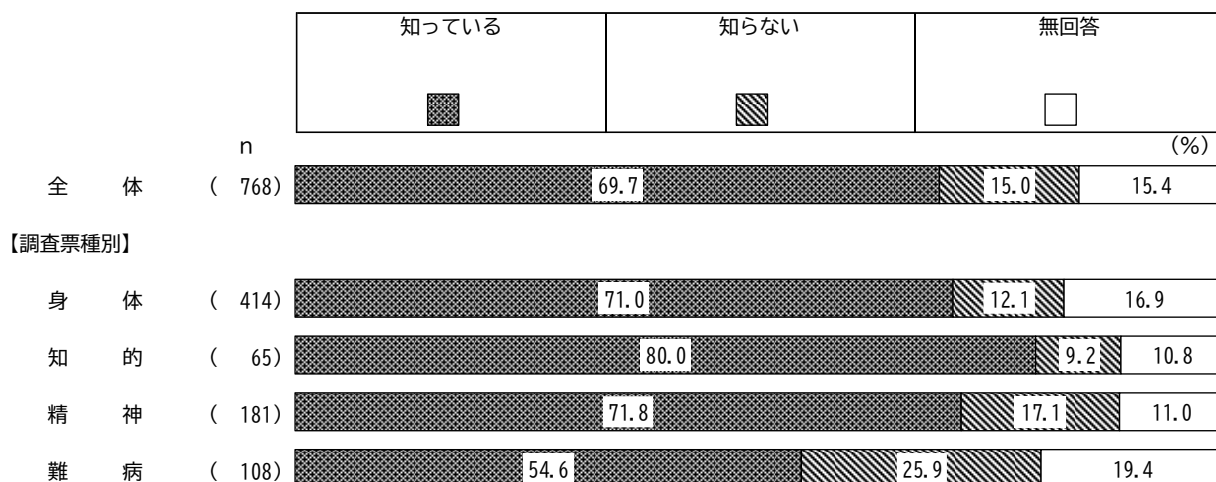


### (1) ヘルプマークやヘルプカードの認知度

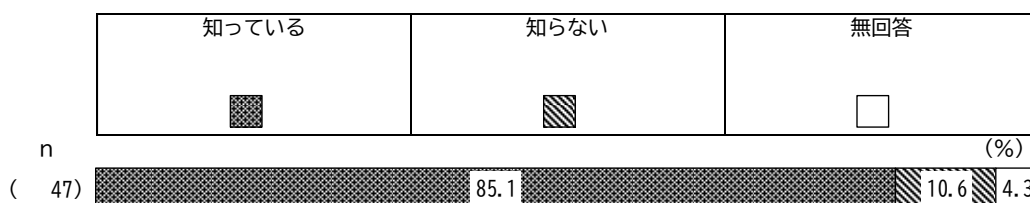
ヘルプマークやヘルプカードの認知度について、全体でみると、「知っている」が69.7%、「知らない」は15.0%となっている。

児童では「知っている」が85.1%、「知らない」は10.6%となっている。

#### ヘルプマークやヘルプカードの認知度 <全体（身体、知的、精神、難病）>



#### ヘルプマークやヘルプカードの認知度 <児童>

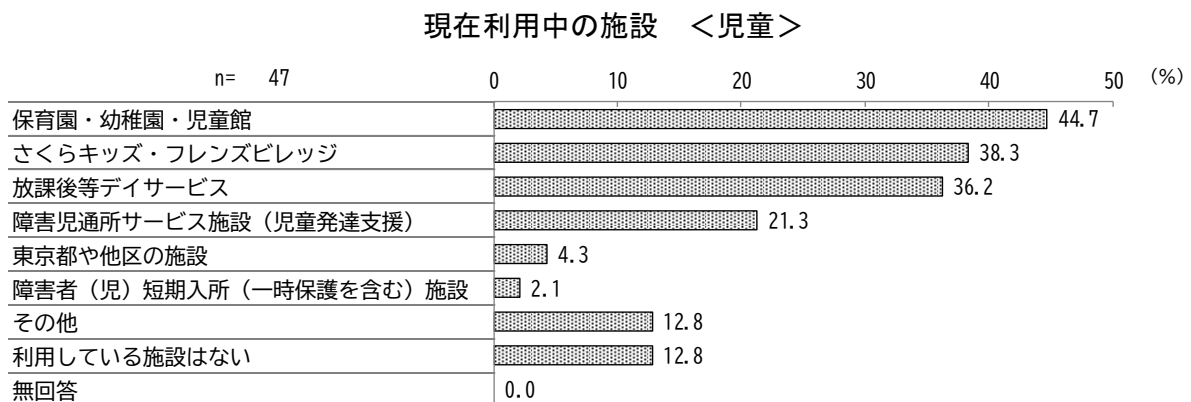
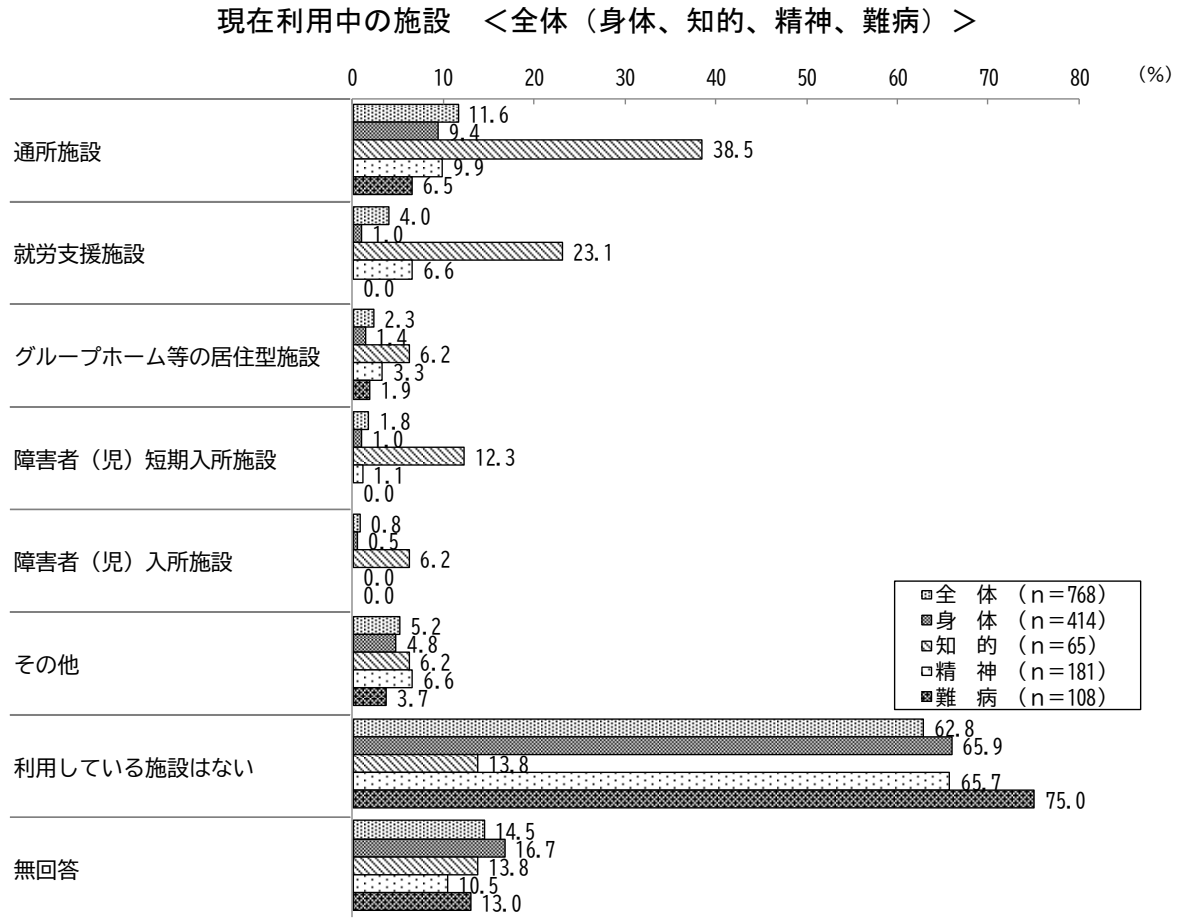


## 11 福祉施策等について

現在福祉施設を利用していない人は、全体では約6割、児童では約1割となっており、通所している人でみると、全体では「通所施設」、児童では「保育園・幼稚園・児童館」の割合が最も高くなっている。

### (1) 現在利用中の施設

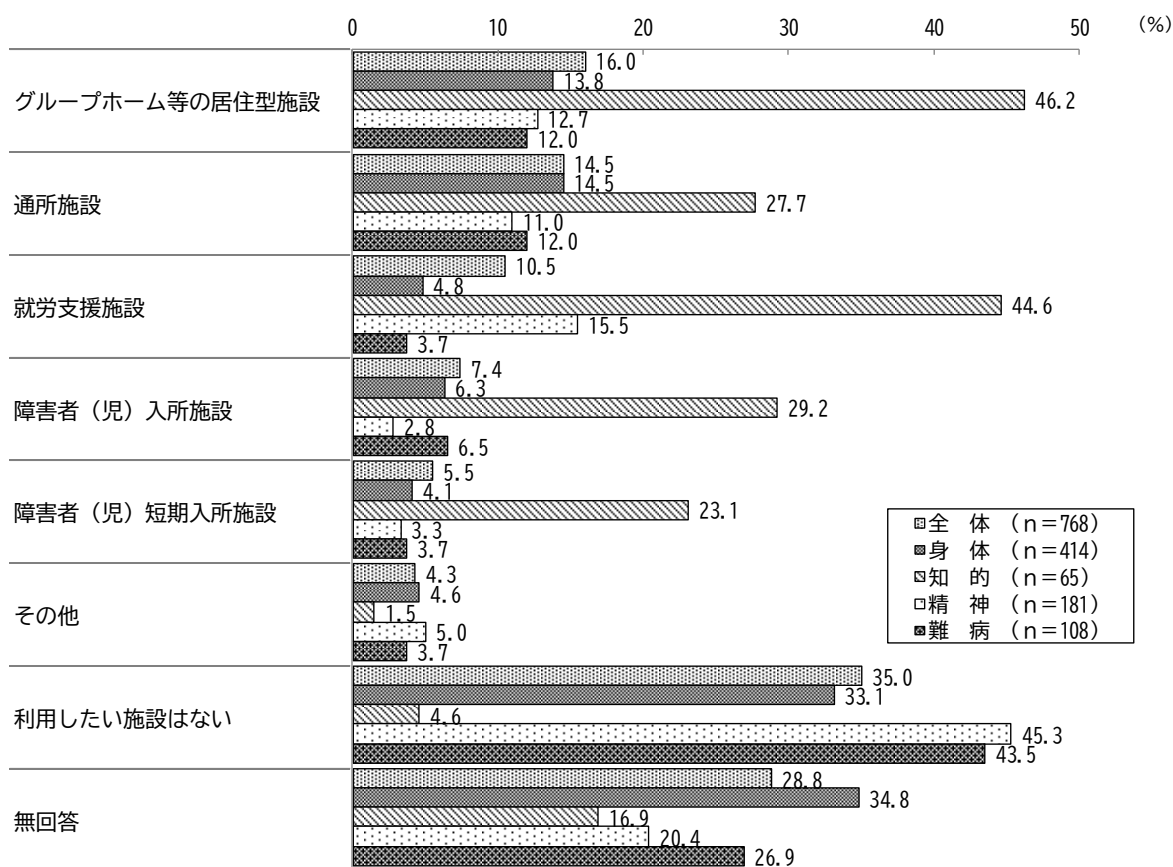
現在利用中の施設について、全体でみると、「通所施設」が11.6%で最も高くなっており、児童では「保育園・幼稚園・児童館」が44.7%で最も高くなっている。



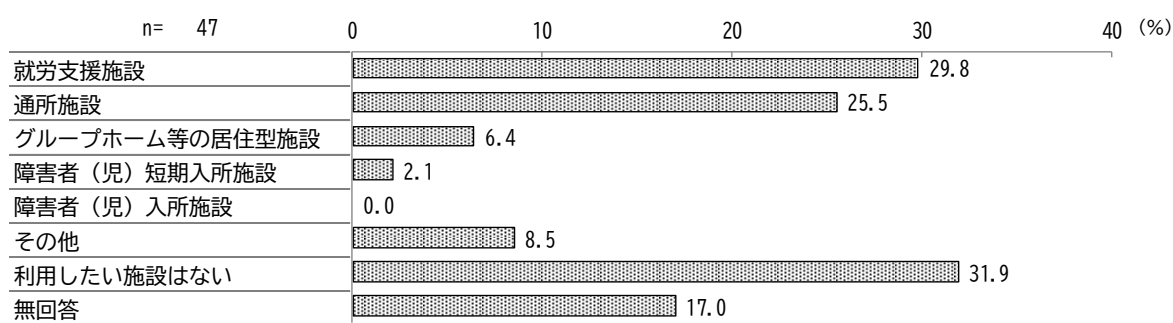
## (2) 将来利用したい施設と利用したい時期

将来利用したい施設について、全体でみると、「グループホーム等の居住型施設」が16.0%で最も高くなっており、児童では「就労支援施設」が29.8%で最も高くなっている。

将来利用したい施設 <全体（身体、知的、精神、難病）>



将来利用したい施設 <児童>

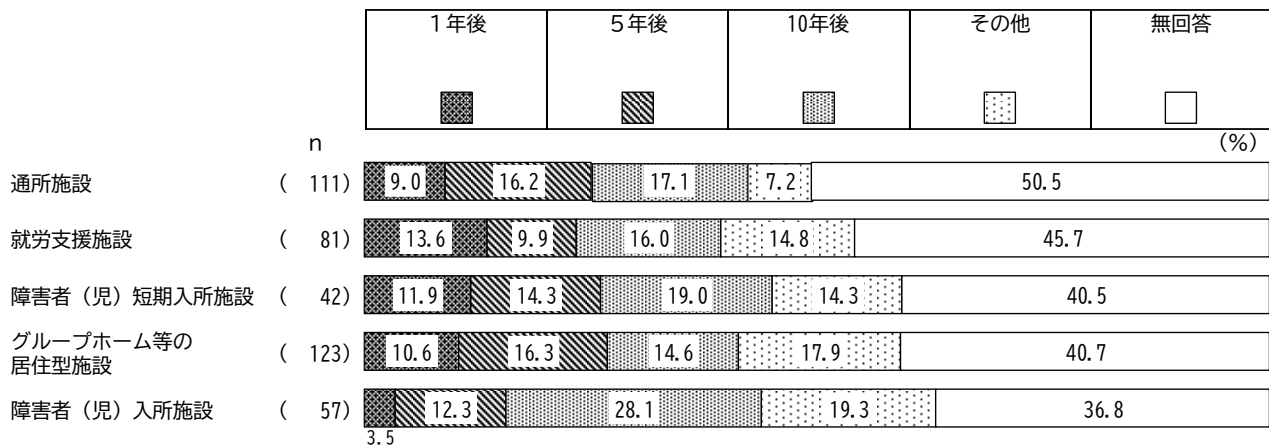




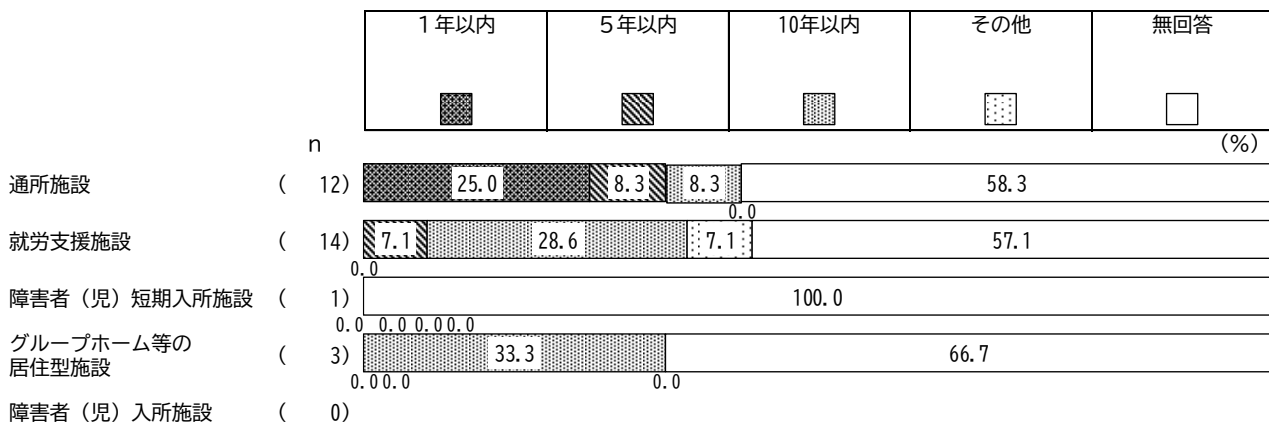
利用したい時期について、全体でみると、「1年後」は“就労支援施設”で13.6%、「5年後」は“グループホーム等の居住型施設”で16.3%、「10年後」は“障害（児）入所施設”で28.1%とそれぞれ最も高くなっている。

児童では、「1年以内」は“通所施設”で25.0%、「10年以内」は“就労支援施設”で28.6%とそれぞれ最も高くなっている。

### 施設を利用したい時期＜全体（身体、知的、精神、難病）＞



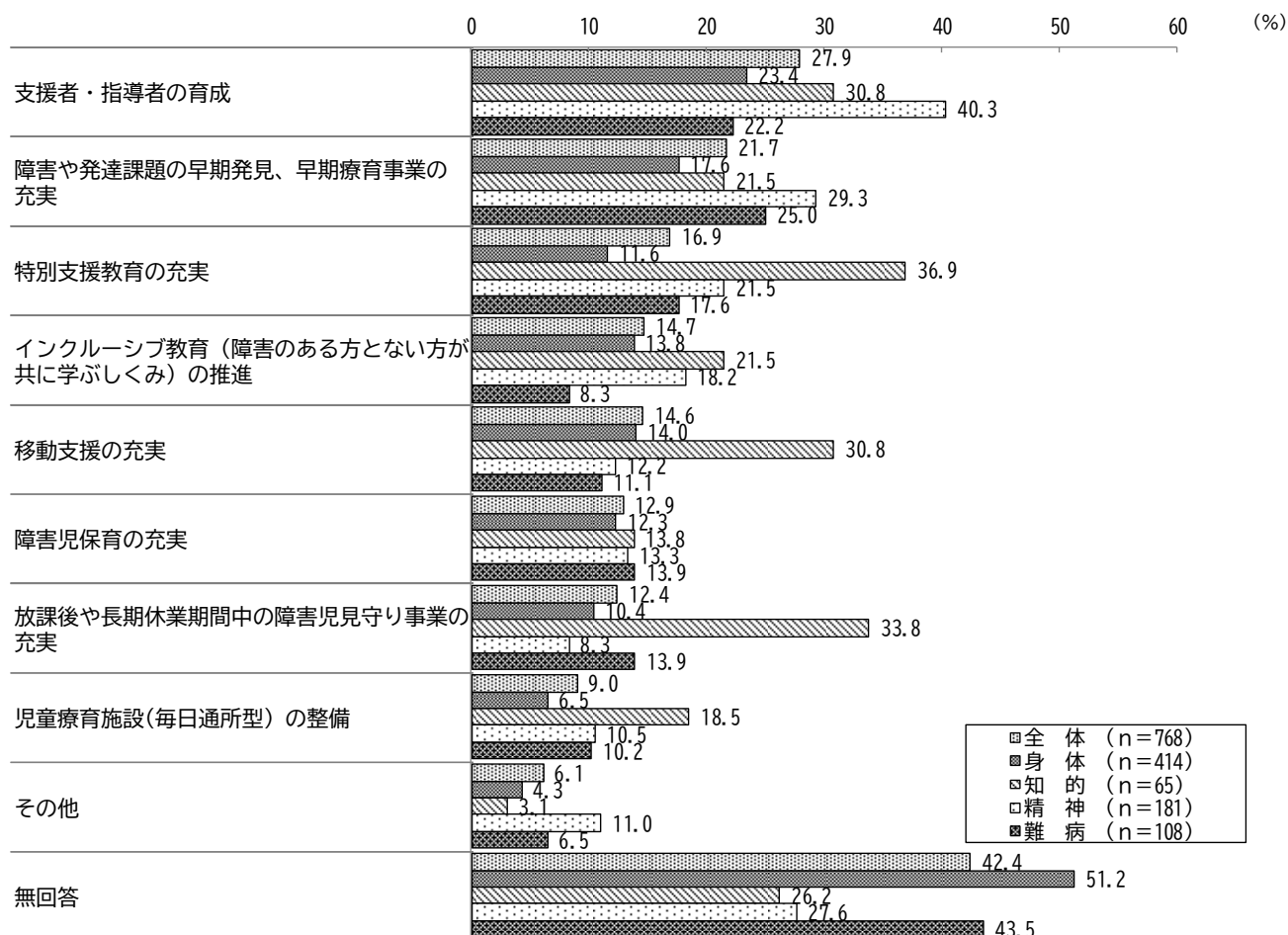
### 施設を利用したい時期＜児童＞



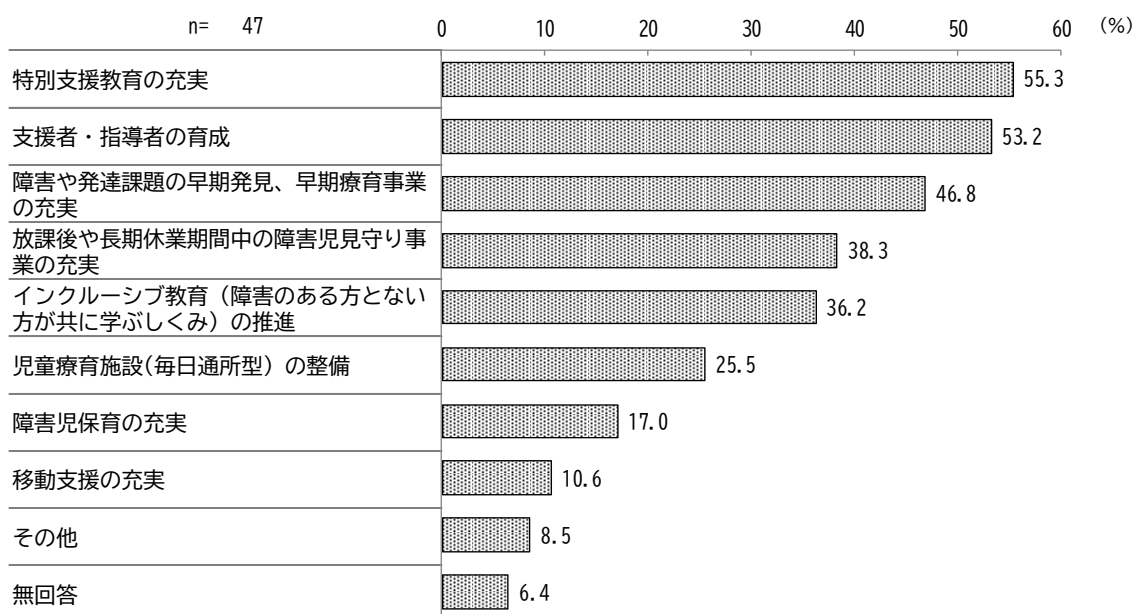
### (3) 障害児について特に力を入れてほしい施策

障害児について特に力を入れてほしい施策を、全体でみると、「支援者・指導者の育成」が27.9%で最も高くなっており、児童では力を入れてほしい施策をみると、「特別支援教育の充実」が55.3%で最も高くなっている。

障害児について特に力を入れてほしい施策 <全体（身体、知的、精神、難病）>

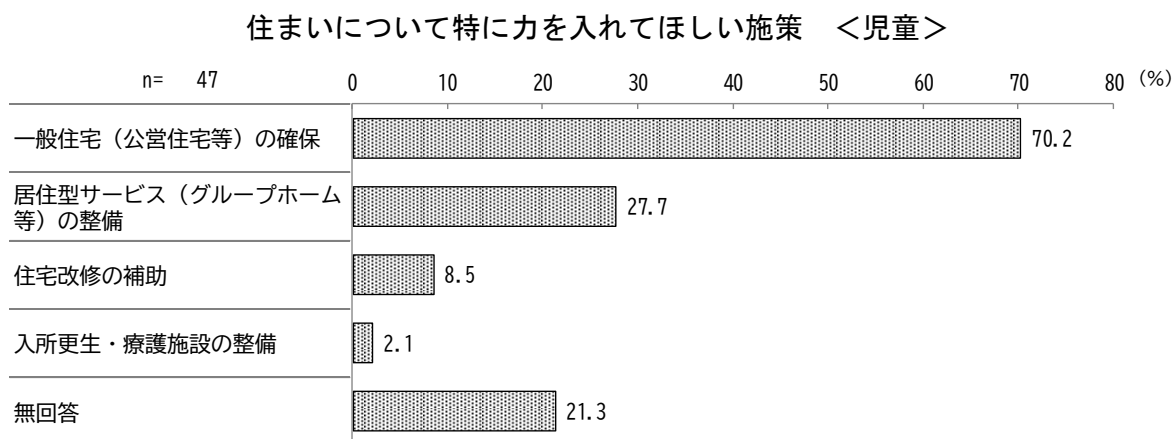
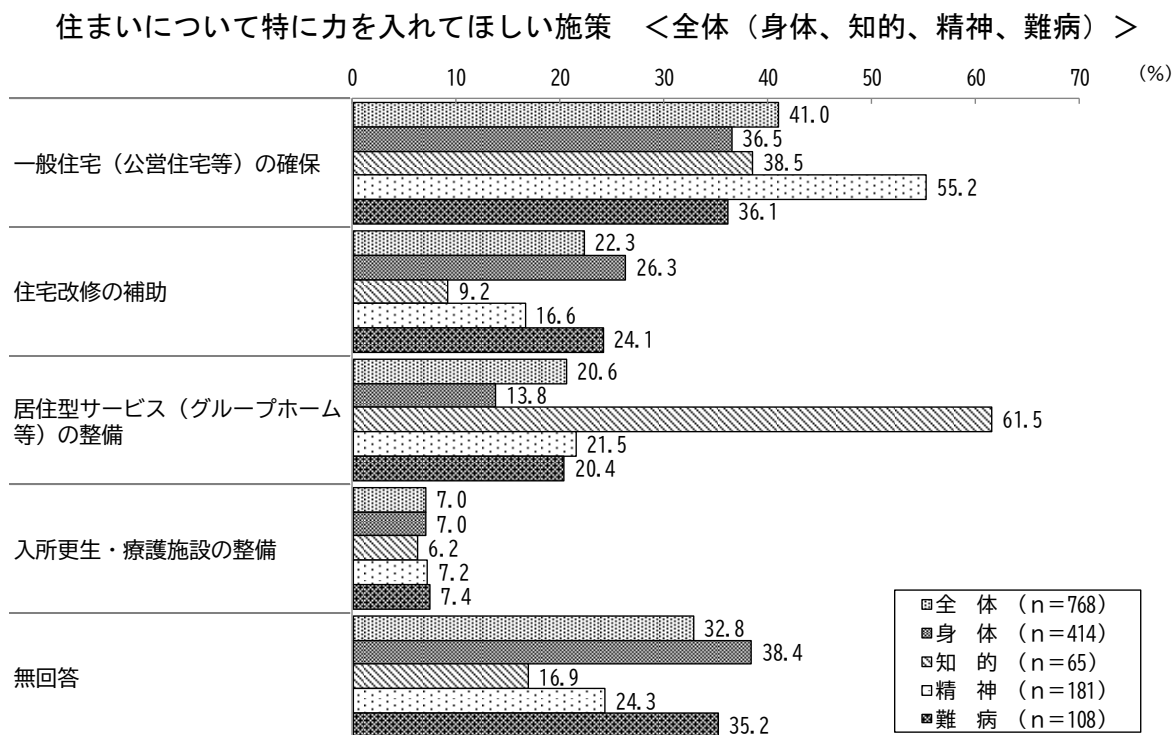


障害児について特に力を入れてほしい施策 <児童>



#### (4) 住まいについて特に力を入れてほしい施策

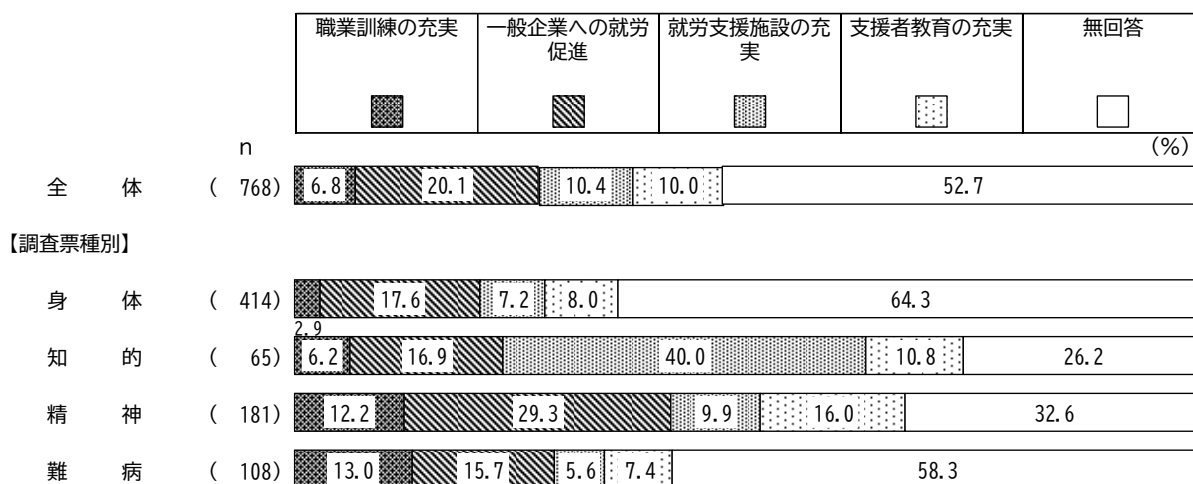
住まいについて特に力を入れてほしい施策を、全体でみると、「一般住宅（公営住宅等）の確保」が41.0%で最も高くなっており、児童では「一般住宅（公営住宅等）の確保」が70.2%で最も高くなっている。



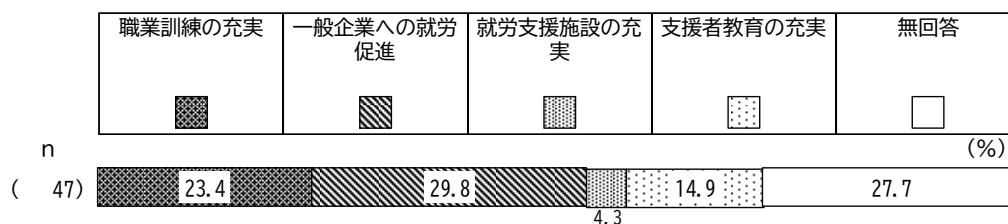
### (5) 就労について特に力を入れてほしい施策

就労について特に力を入れてほしい施策を、全体で見ると、「一般企業への就労促進」が20.1%で最も高くなっており、児童では「一般企業への就労促進」が29.8%で最も高くなっている。

#### 就労について特に力を入れてほしい施策 <全体（身体、知的、精神、難病）>



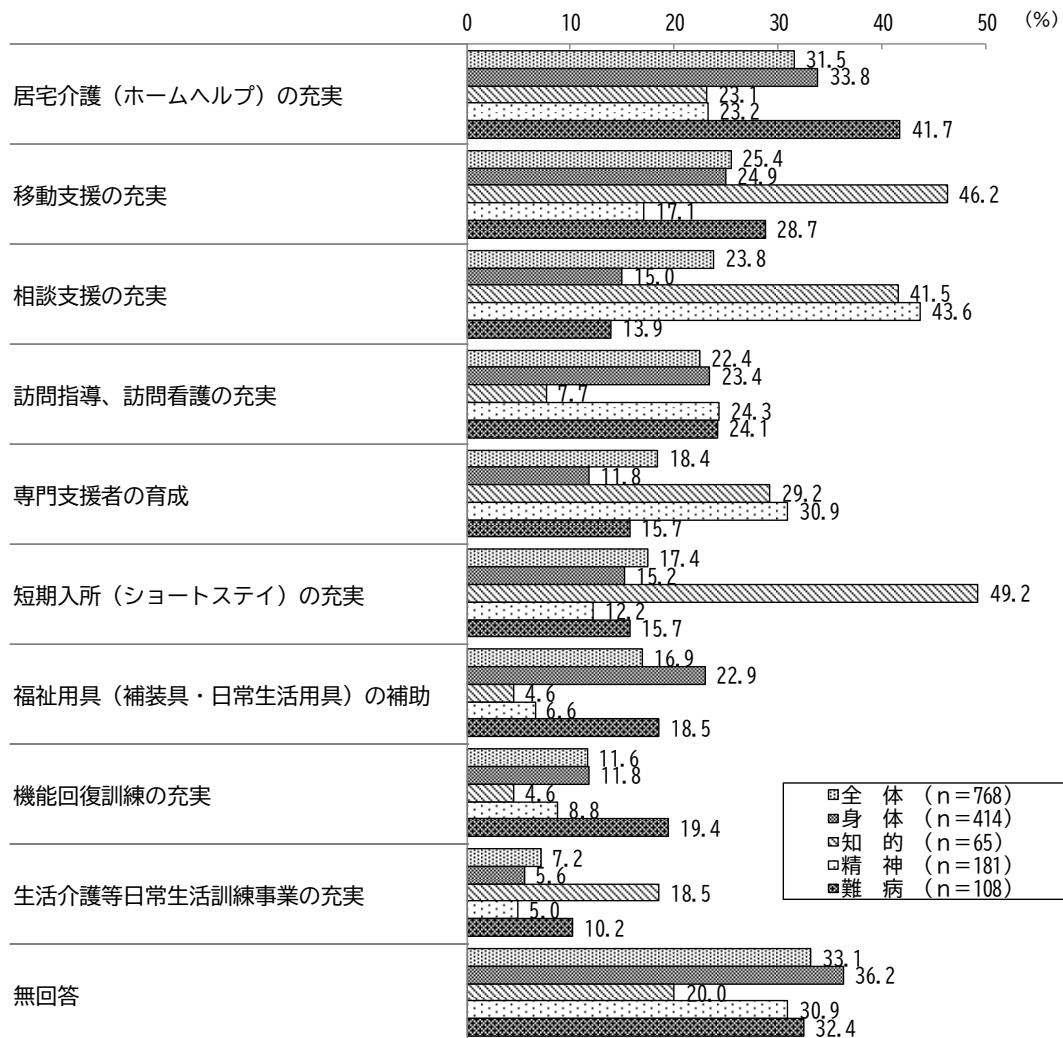
#### 就労について特に力を入れてほしい施策 <児童>



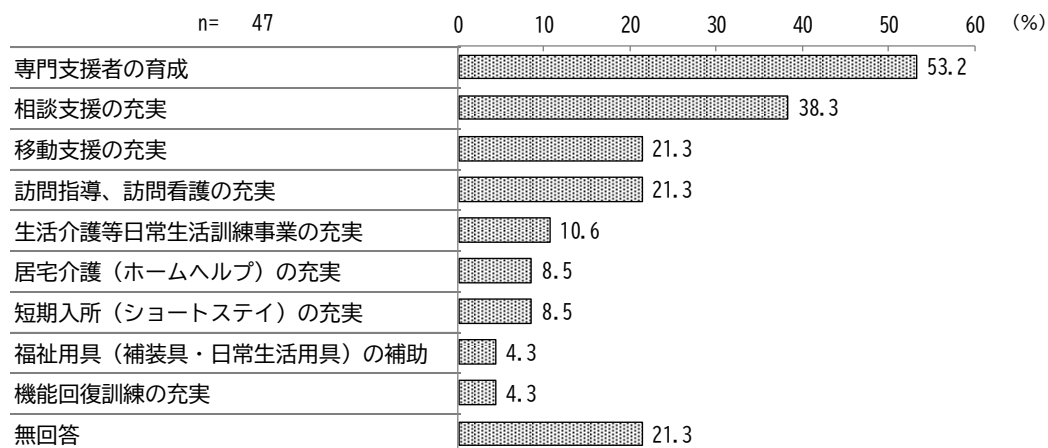
## (6) 生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策

生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策を、全体で見ると、「居宅介護（ホームヘルプ）の充実」が31.5%で最も高くなっており、児童では「専門支援者の育成」が53.2%で最も高くなっている。

### 生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策 <全体（身体、知的、精神、難病）>



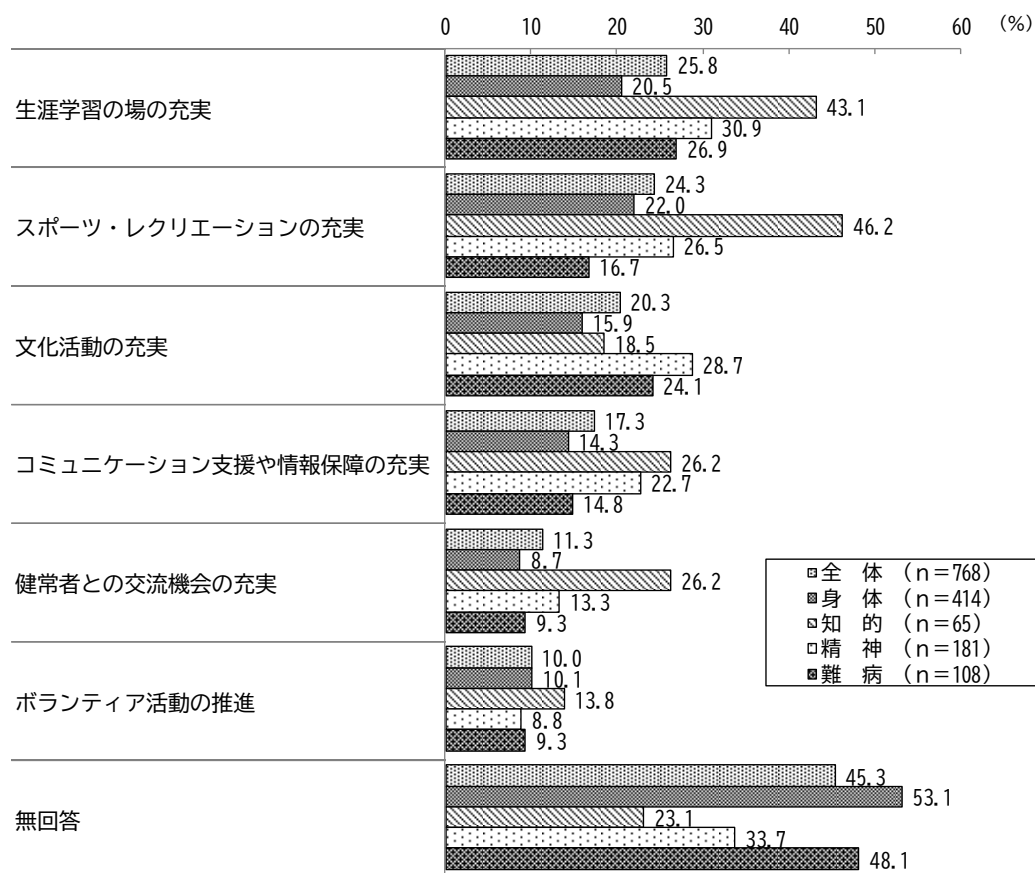
### 生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策 <児童>



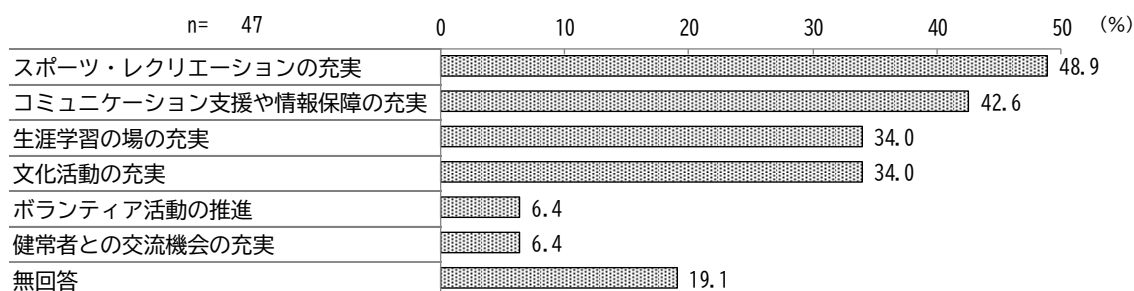
## (7) 余暇活動等について特に力を入れてほしい施策

余暇活動等について特に力を入れてほしい施策を、全体で見ると、「生涯学習の場の充実」が25.8%で最も高くなっており、児童では「スポーツ・レクリエーションの充実」が48.9%で最も高くなっている。

余暇活動等について特に力を入れてほしい施策 <全体（身体、知的、精神、難病）>



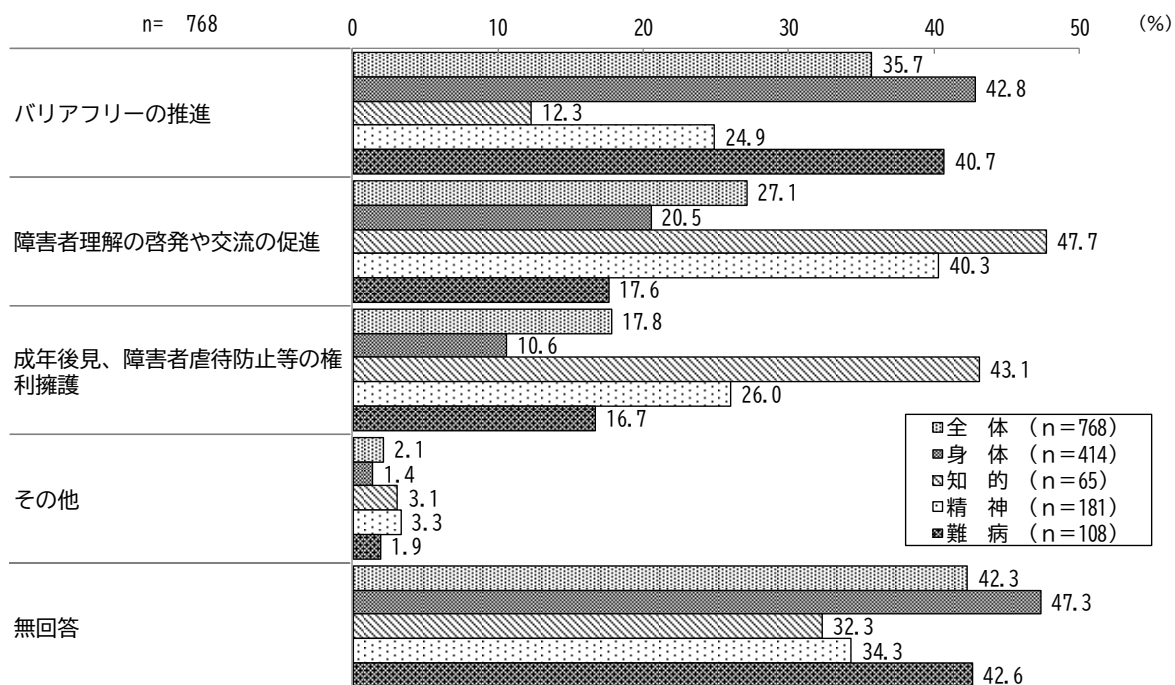
余暇活動等について特に力を入れてほしい施策 <児童>



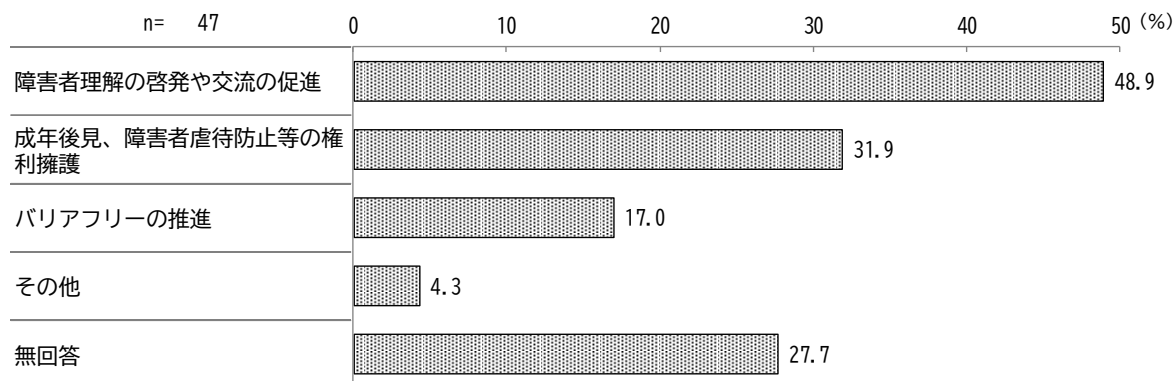
### (8) その他の特に力を入れてほしい施策

その他の特に力を入れてほしい施策を、全体で見ると、「バリアフリーの推進」が35.7%で最も高くなっており、児童では「障害者理解の啓発や交流の促進」が48.9%で最も高くなっている。

その他の特に力を入れてほしい施策 <全体（身体、知的、精神、難病）>



その他の特に力を入れてほしい施策 <児童>



千代田区第7期障害福祉計画、第3期障害児  
福祉計画策定のためのアンケート調査

報 告 書

令和5年3月

千代田区 保健福祉部 障害者福祉課

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
電話：03-3264-2111（代表） F A X：03-3239-8606  
U R L <https://www.city.chiyoda.lg.jp>



## 第 9 期千代田区介護保険事業計画等について

### 1 計画策定の目的

介護保険事業計画は、保険者である区が介護保険給付等対象サービスや地域支援事業の見込み量を定めるなど、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものです。一方、高齢者福祉計画は、高齢者福祉サービスの目標を定め、高齢者福祉サービスの供給に関して必要な事項を定めるものとなります。

介護保険法及び老人福祉法では、これらの 2 つの計画を一体のものとして作成することとされています。

### 2 計画の位置づけ

- (1) 第 9 期介護保険事業計画（介護保険法第 117 条による法定義務計画）
- (2) 高齢者福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8 による法定義務計画）

### 3 計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

### 4 第 9 期介護保険事業計画において記載を充実する事項

厚生労働省では、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、第 9 期介護保険事業計画において、主に以下の事項について記載を充実するよう検討を行っています。

- (1) 介護サービス基盤の計画的な整備
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

### 5 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査（別紙：概要版参照）

第 9 期介護保険事業計画の策定に先立って、要介護状態になる前の高齢者のリスク、社会参加状況の把握及び第 8 期介護保険事業計画に定めた介護予防等の「取組と目標」の進捗管理のため、令和 4 年度に上記の調査を実施し、基礎資料となるデータの収集及び分析を行いました。

## 6 認知症基本計画の策定について

### (1) 計画策定の背景

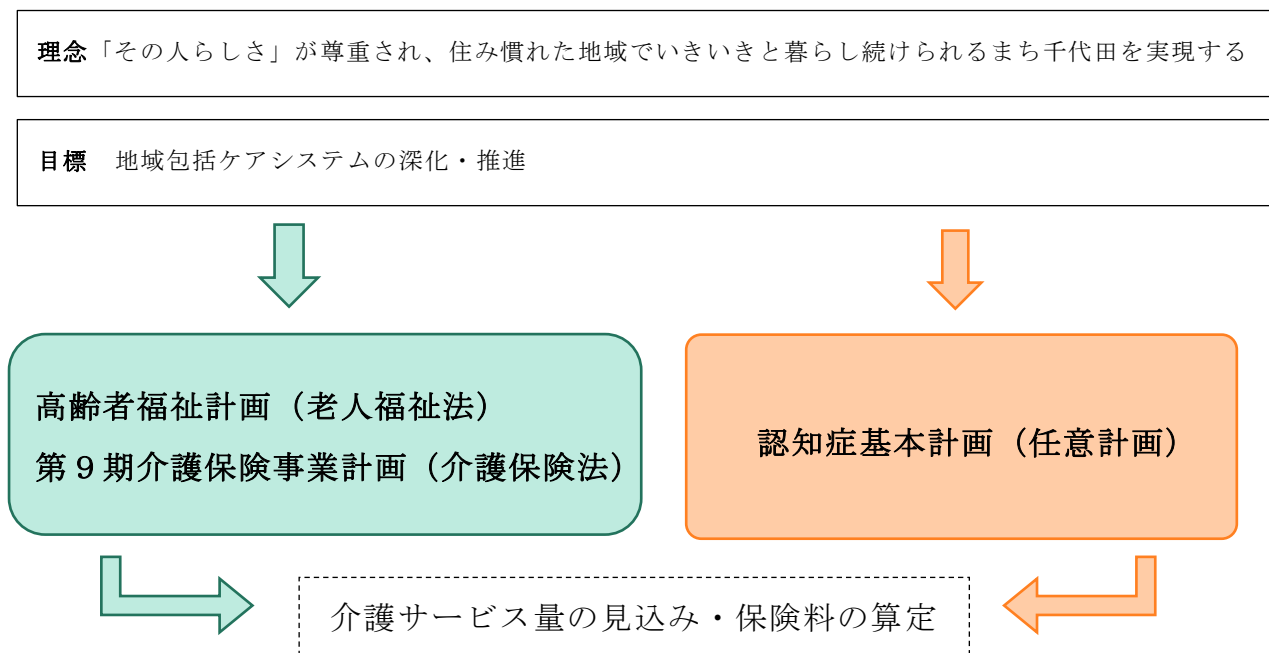
わが国の認知症の人の数は、令和7年には約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると言われていています。認知症はいまや誰もがなりうるもの・身近なものであり、認知症の人にやさしい地域づくりを一層推進していく必要があります。認知症の人の増加を見据え、国では、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が策定されました。また、令和5年6月には「認知症基本法」が成立し、各区市町村において当該区市町村の実情に即した認知症施策推進計画策定の努力義務が課されることとなりました。

そこで、区は、国がとりまとめた大綱と法の趣旨に基づき、本区の認知症施策推進計画として「認知症基本計画」を第9期介護保険事業計画と一体的に策定し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

### (2) 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、区の任意計画ですが、国の大綱と法の趣旨に基づき、第9期介護保険事業計画と調和のとれた計画を策定します。

### (3) 計画体系図



## 7 スケジュール

令和4年12月	認知症ケア推進チーム定例会にて認知症基本計画策定を提案	月1回、定例会で内容を議論
令和5年4月	介護保険運営協議会	第9期介護保険事業計画等に関する諮問
令和5年6月	在宅医療・介護連携推進協議会 認知症連携推進部会	認知症計画重点事項等確認
令和5年8月	介護保険運営協議会	第9期介護保険事業計画等の骨子・重点事項等審議
令和5年9月	在宅医療・介護連携推進協議会 認知症連携推進部会	認知症計画素案
令和5年10月	介護保険運営協議会	第9期介護保険事業計画等の素案等審議
令和5年11月	第9期介護保険事業計画等素案	
令和5年12月	パブリックコメント	
令和6年1月	介護保険運営協議会	第9期介護保険事業計画等に関する答申
令和6年3月	第9期介護保険事業計画等策定	

## 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査〈概要版〉

### 1 調査の目的

第9期千代田区介護保険事業計画の策定にあたり、要介護状態になる前の高齢者のリスク、社会参加状況の把握及び第8期千代田区介護保険事業計画に定めた介護予防等の「取組と目標」の進捗管理のためにニーズ調査を実施し、基礎資料となるデータの収集及び分析を行い、地域の抱える課題を特定することを目的とする。

### 2 調査の種類

調査名	調査対象
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	千代田区の65歳以上の区民で要介護1～5以外の方
在宅介護実態調査	千代田区の在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている区民のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方

### 3 調査方法と回収状況

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査  
調査方法：郵送によるアンケート調査  
調査期間：令和4年12月5日～12月27日

○在宅介護実態調査  
調査方法：介護認定調査員による聞き取り調査  
調査期間：令和4年12月～令和5年2月

〈回収状況〉

調査名	発送・ 聞き取り数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	4,000件	2,485件	62.1%
在宅介護実態調査	166件	166件	100.0%

### 4 調査項目

調査名	調査項目
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 【設問数：70問】	1. あなたと家族の生活状況 2. からだを動かすこと 3. 食べること 4. 毎日の生活 5. 地域での活動 6. たすけあい 7. 健康 8. 認知症

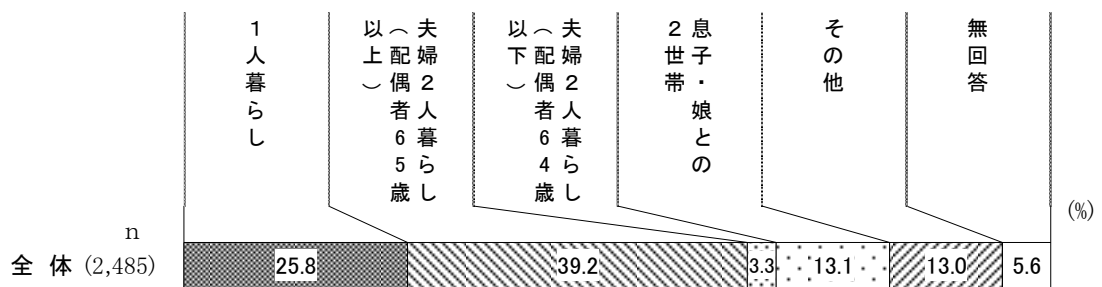
調査名	調査項目
在宅介護実態調査 【設問数：9問】	1. 世帯類型 2. 家族等による介護の頻度 3. 主な介護者の年齢 4. 入所・入居の検討状況 5. 主な介護者の勤務形態 6. 介護をしながら働き続けることの見込み 7. 主な介護者が不安に感じている介護

## 5 調査結果

### (1) あなたと家族の生活状況

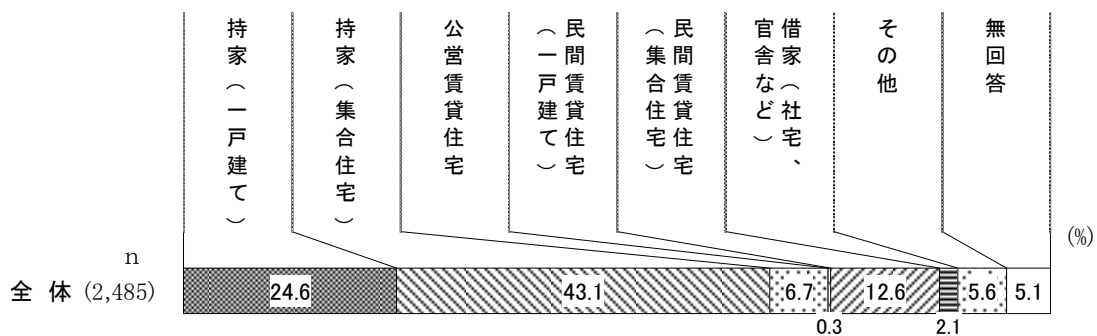
#### 家族構成（ニーズ調査 問3）

家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が39.2%と最も高く、「1人暮らし」が25.8%となっている。



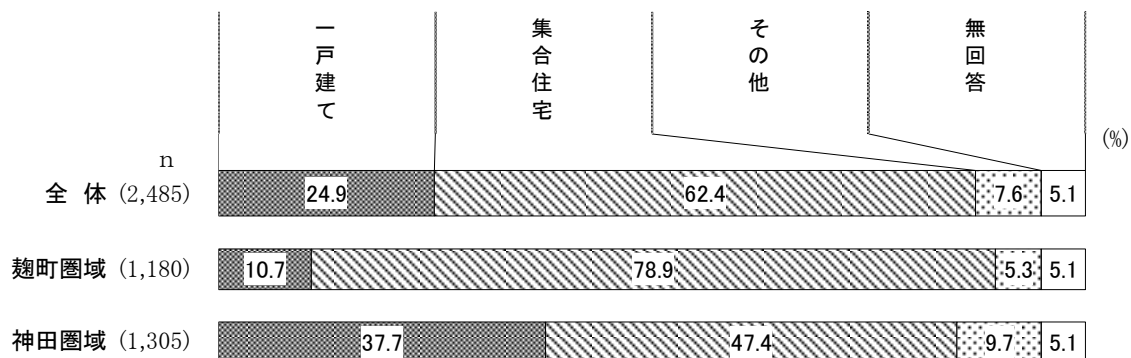
#### 住居形態（ニーズ調査 問7）

住居形態は、「持家(集合住宅)」が43.1%と最も高く、「持家(一戸建て)」が24.6%、「民間賃貸住宅(集合住宅)」が12.6%と続く。



[圏域別／住居形態]

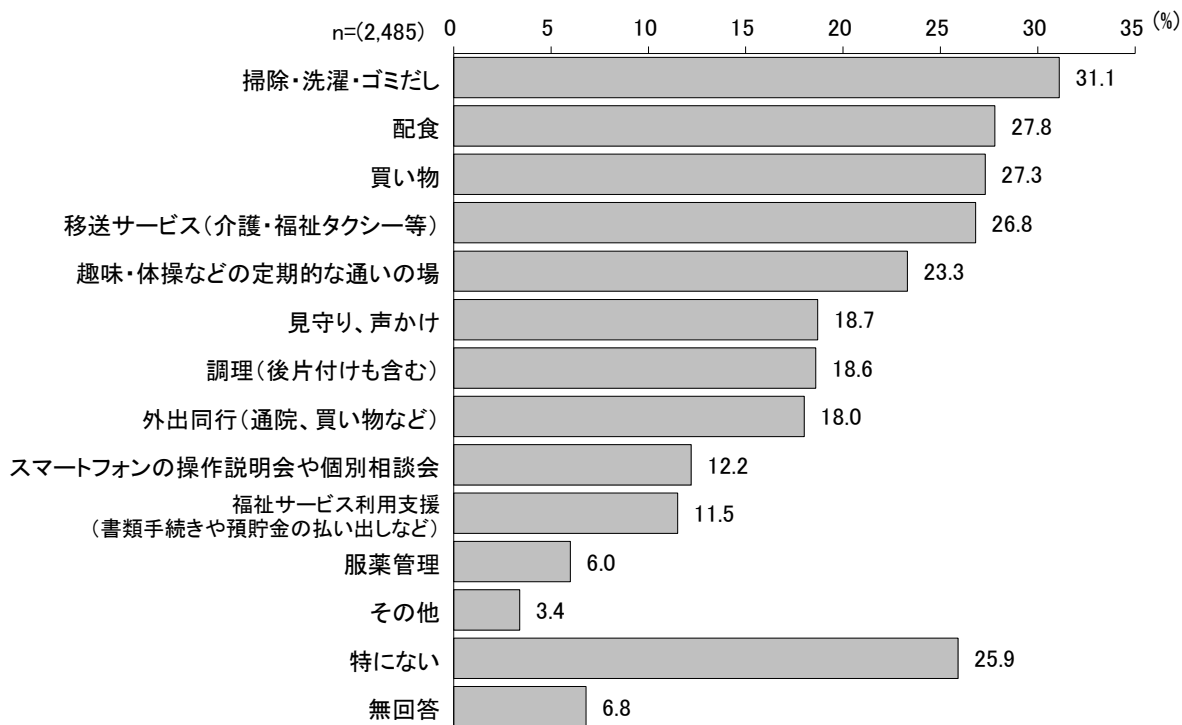
圏域別にみると、「集合住宅」は“麴町圏域”の方が“神田圏域”より約30ポイント以上高く、一方、「一戸建て」は“神田圏域”の方が“麴町圏域”より27ポイント高くなっている。



在宅生活に必要な支援・サービス (ニーズ調査 問10)

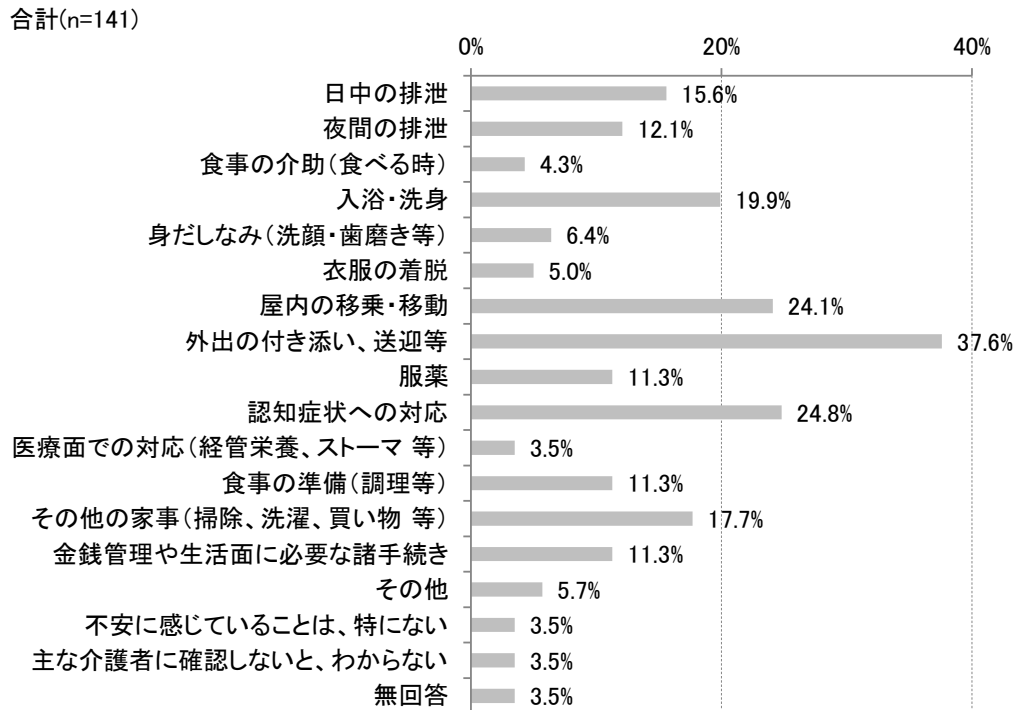
在宅生活に必要な支援・サービスは、「掃除・洗濯・ゴミだし」が31.1%と最も高く、「配食」が27.8%、「買い物」が27.3%、「移送サービス (介護・福祉タクシー等)」が26.8%と続く。

(複数回答)



主な介護者が不安に感じている介護（在宅介護実態調査 問6）

主な介護者が不安に感じている介護は、「外出の付き添い、送迎等」が37.6%と最も高く、「認知症状への対応」が24.8%、「屋内の移乗・移動」が24.1%と続く。



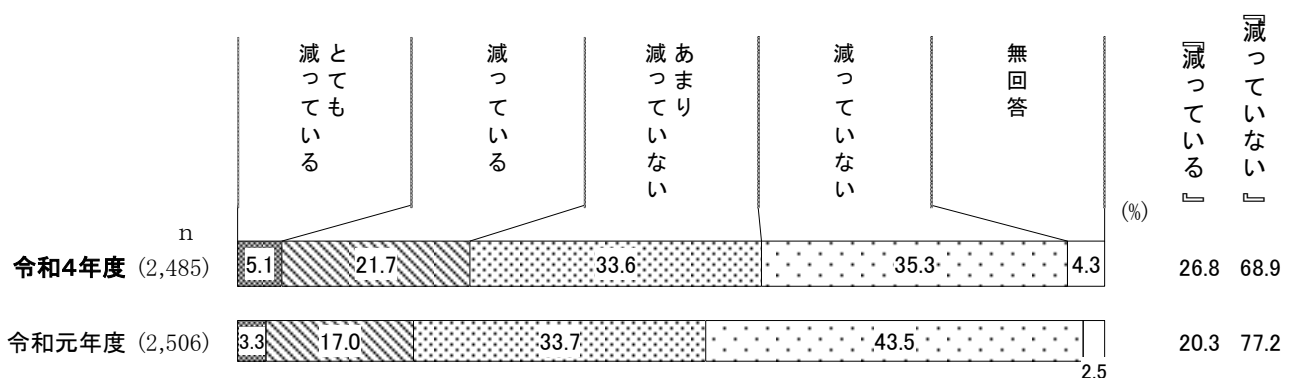
(2) からだを動かすことについて

昨年と比べた外出の回数（ニーズ調査 問18）

昨年と比べた外出の回数は、「とても減っている」と「減っている」を合わせた『減っている』は26.8%、一方、「あまり減っていない」と「減っていない」を合わせた『減っていない』は68.9%となっている。

[経年比較／昨年と比べた外出の回数]

過去の調査と比較すると、『減っている』は前回（20.3%）より6.5ポイント増加している。

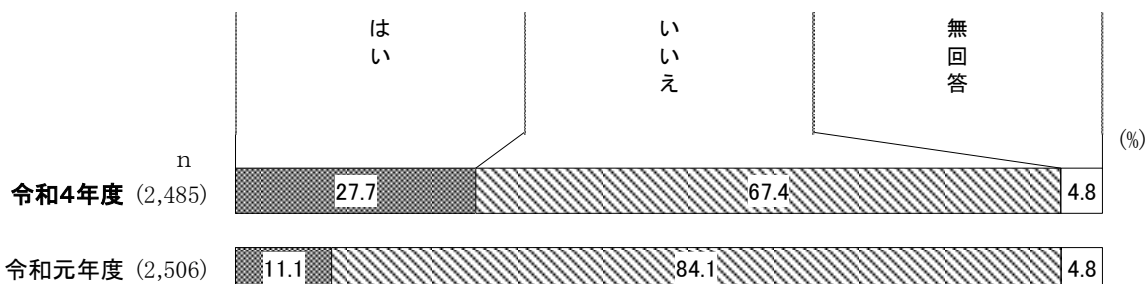


外出を控えているか（ニーズ調査 問19）

外出を控えているかは、「はい」が27.7%、「いいえ」が67.4%となっている。

[経年比較／外出を控えているか]

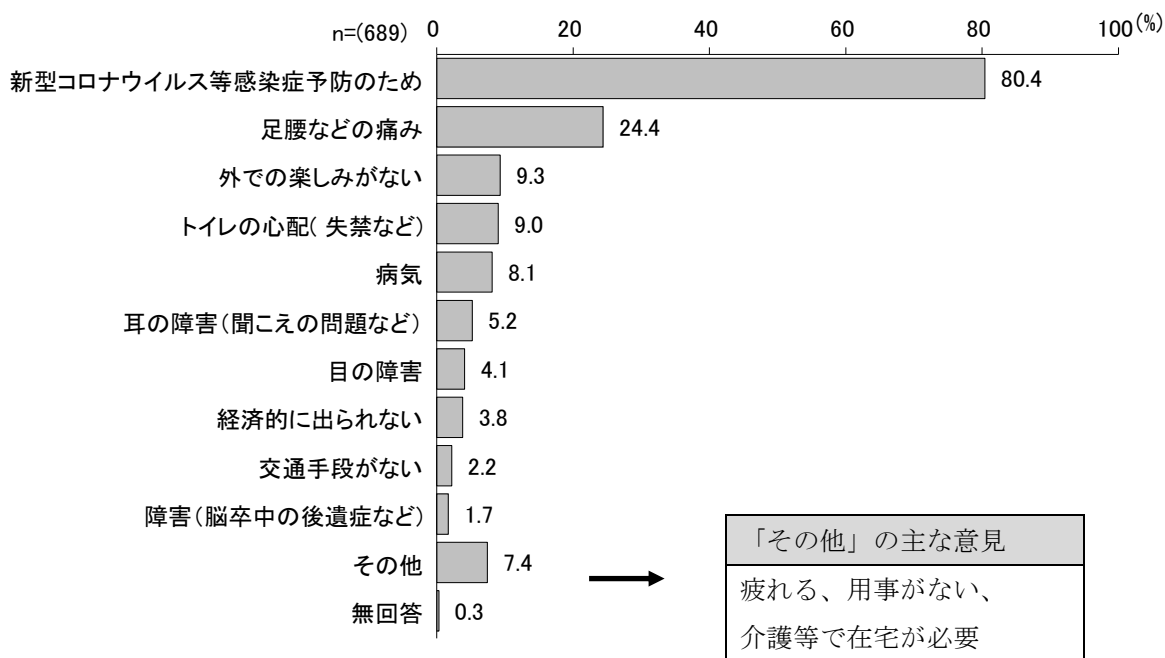
過去の調査と比較すると、「はい」は前回（11.1%）より16.6ポイント増加している。



外出を控えている理由（ニーズ調査 問19-1）

外出を控えている理由は、「新型コロナウイルス等感染症予防のため」が80.4%と最も高く、「足腰などの痛み」が24.4%、「外で楽しみがない」が9.3%、「トイレの心配(失禁など)」が9.0%と続く。

(複数回答)





(3) 毎日の生活について

他世代との会話の機会（ニーズ調査 問40）

■子どもや20代の若者

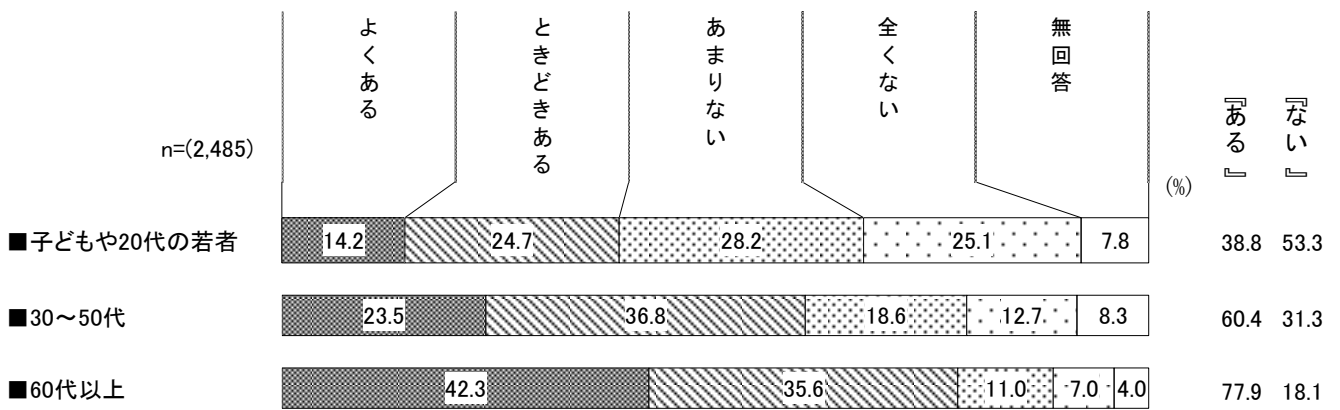
子どもや20代の若者との会話の機会は、「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』は38.8%、「あまりない」と「全くない」を合わせた『ない』は53.3%となっている。

■30～50代

30～50代との会話の機会は、「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』は60.4%、「あまりない」と「全くない」を合わせた『ない』は31.3%となっている。

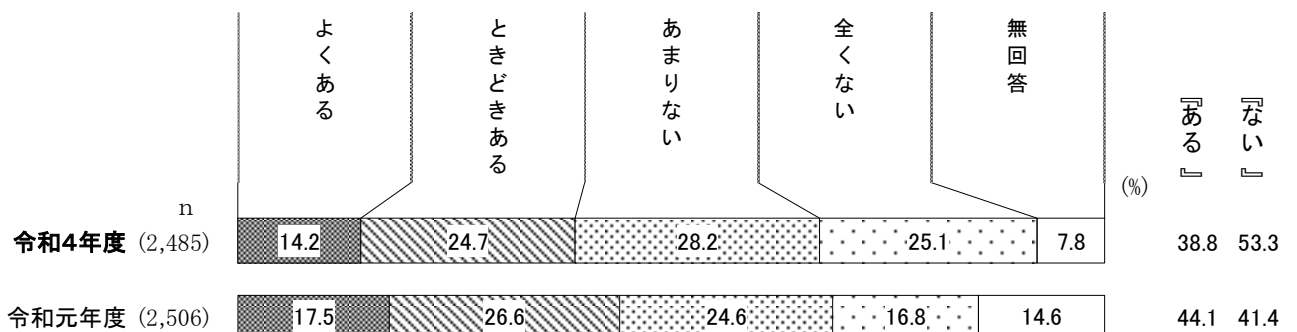
■60代以上

60代以上との会話の機会は、「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』は77.9%、「あまりない」と「全くない」を合わせた『ない』は18.1%となっている。



[経年比較／他世代との会話の機会 ■子どもや20代の若者]

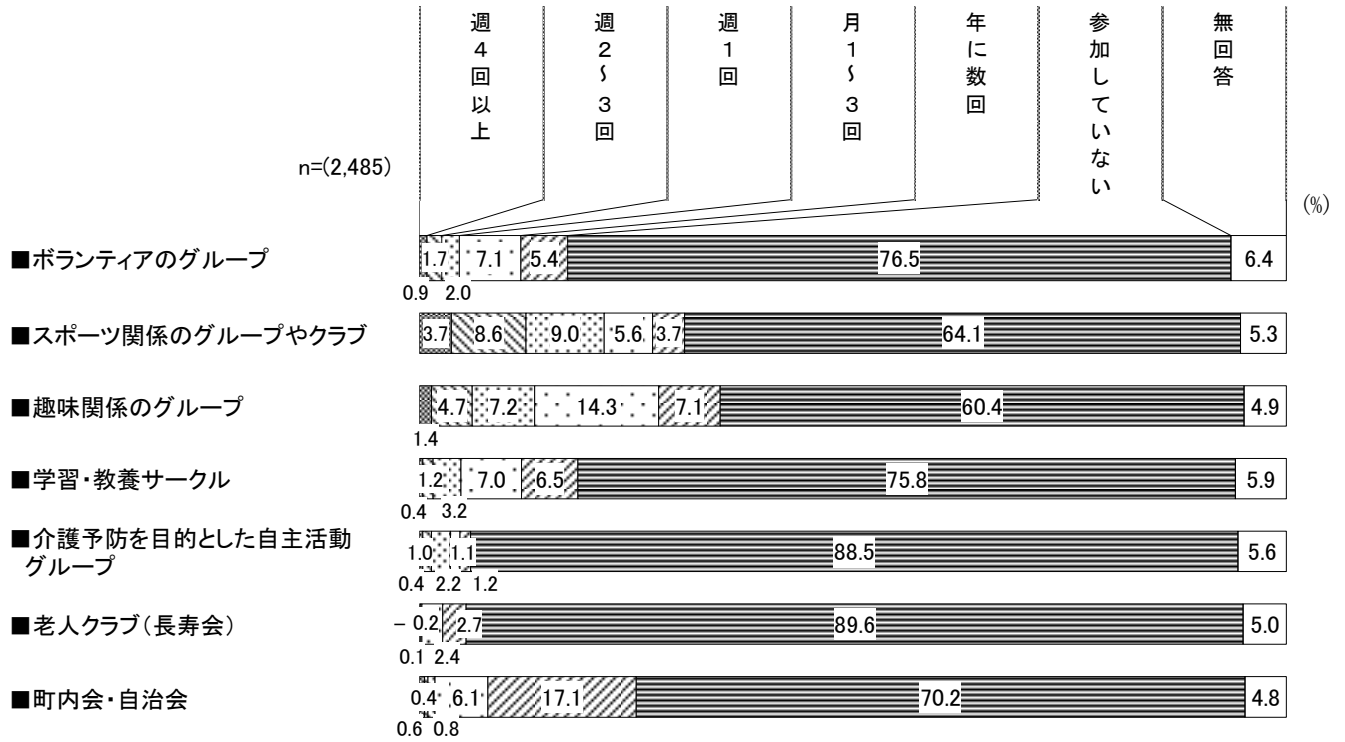
過去の調査と比較すると、『ある』は前回（44.1%）より5.3ポイント減少している。



(4) 地域での活動について

地域活動の参加状況 (ニーズ調査 問42)

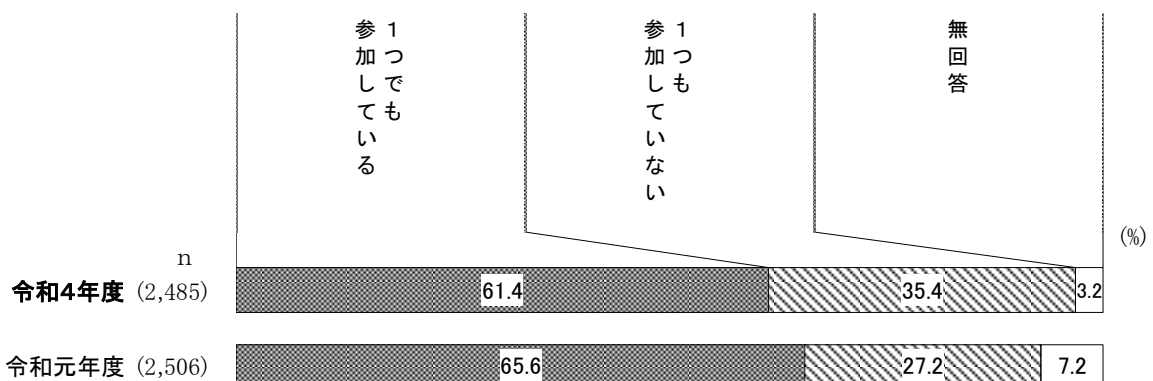
(複数回答)



地域活動の参加状況は、「1つでも参加している」は61.4%、「1つも参加していない」は35.4%となっている。

[経年比較/★地域活動の参加状況]

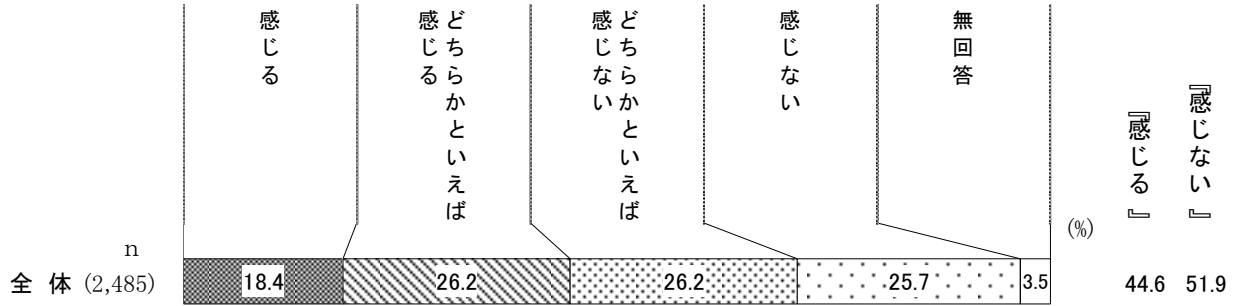
過去の調査と比較すると、「1つも参加していない」は前回(27.2%)より8.2ポイント増加している。



(5) たすけあいについて

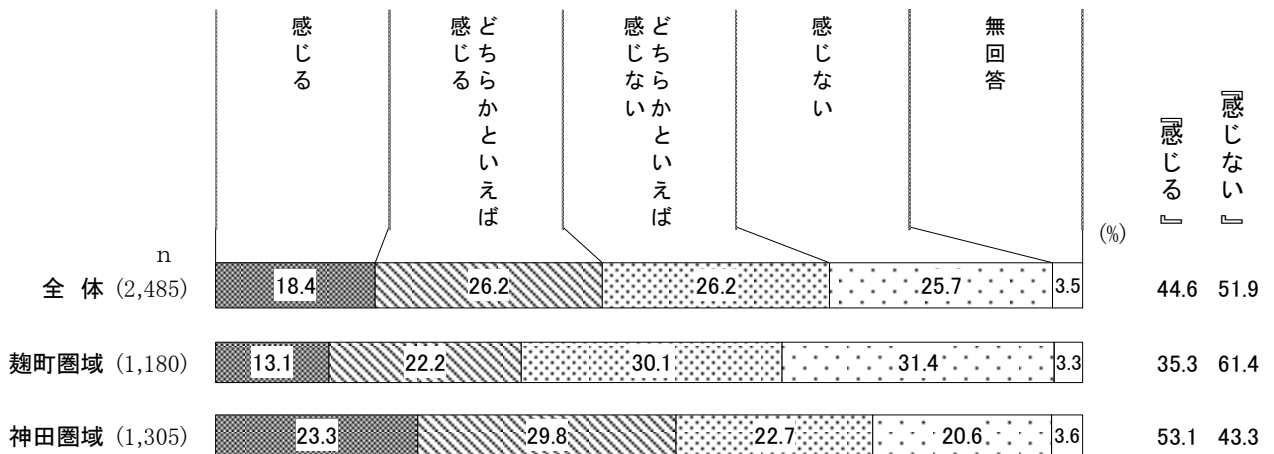
地域とのつながり (ニーズ調査 問45)

地域とのつながりは、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた『感じる』は44.6%、「どちらかといえば感じない」と「感じない」を合わせた『感じない』は51.9%となっている。



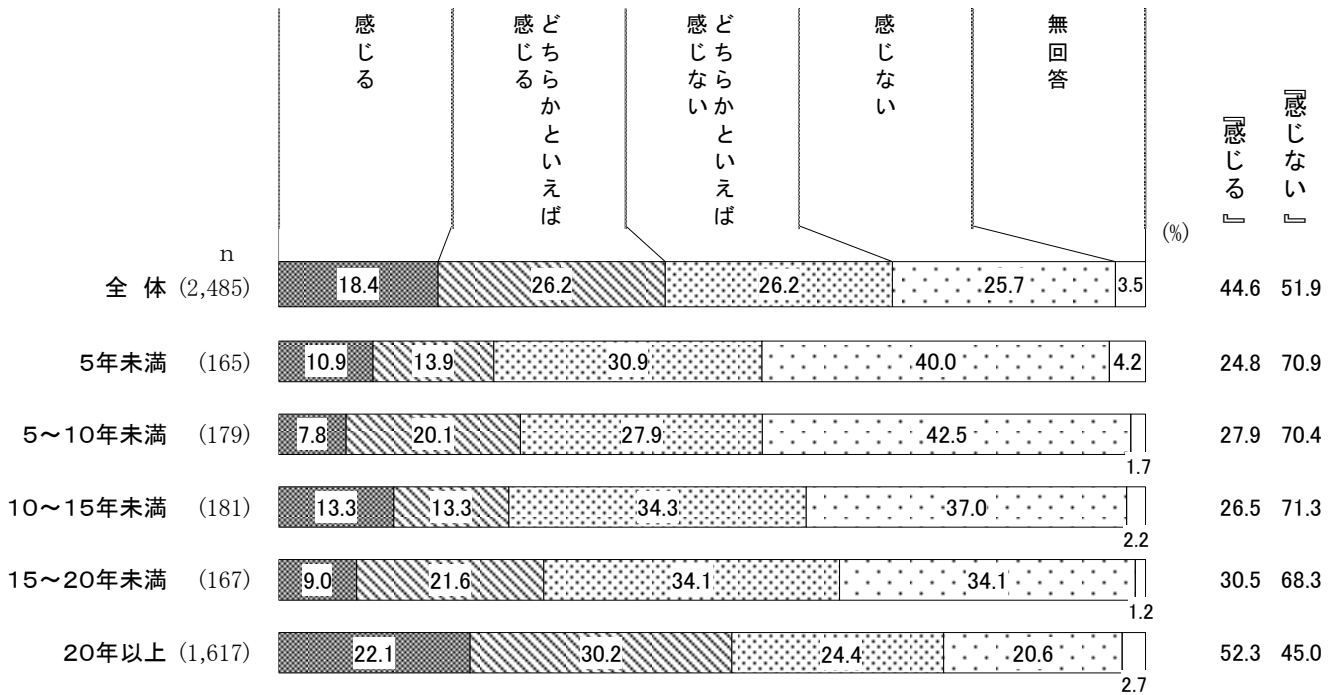
[圏域別／地域とのつながり]

圏域別にみると、『感じる』は“神田圏域”の方が“麴町圏域”より17.8ポイント高くなっている。



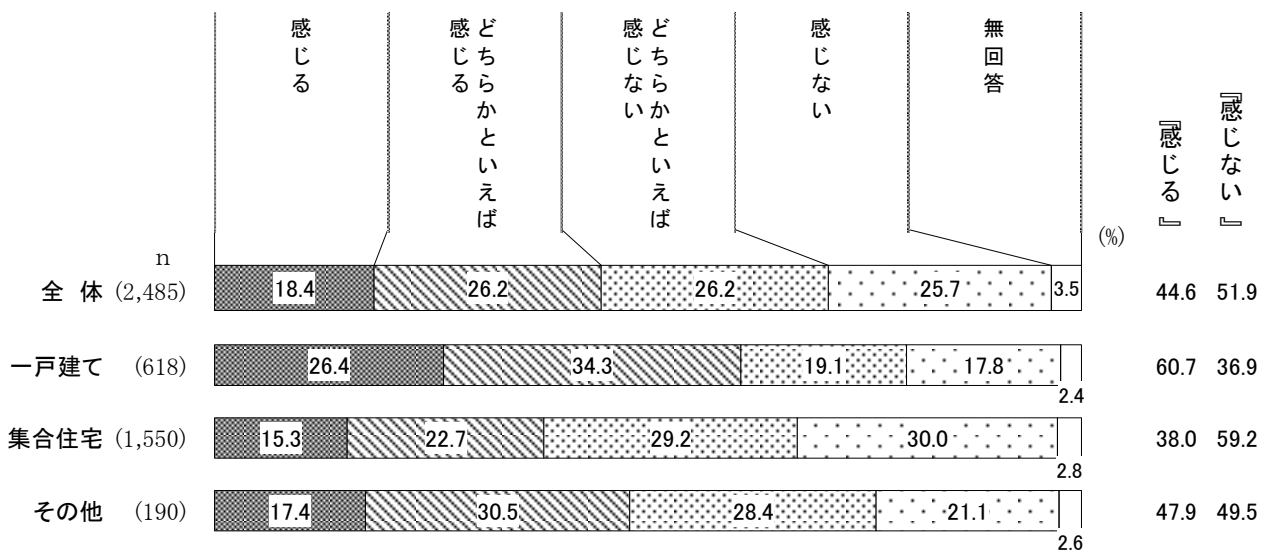
[千代田区での居住年数別／地域とのつながり]

千代田区での居住年数別にみると、『感じる』は概ね居住年数が長いほど高くなる傾向にある。



[住居形態別／地域とのつながり]

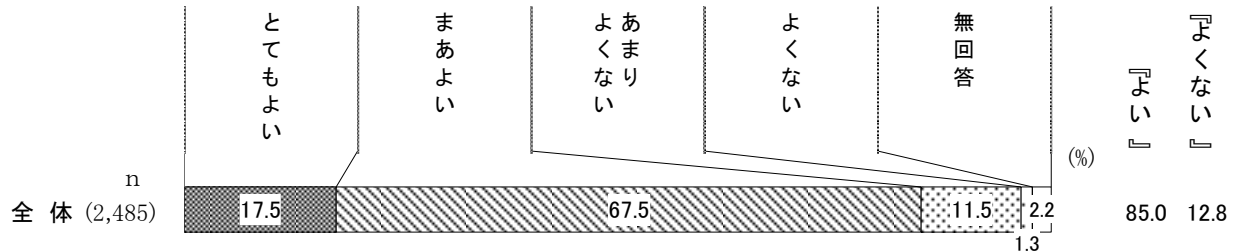
住居形態別にみると、『感じる』は“一戸建て”の方が“集合住宅”より22.7ポイント高くなっている。



(6) 健康について

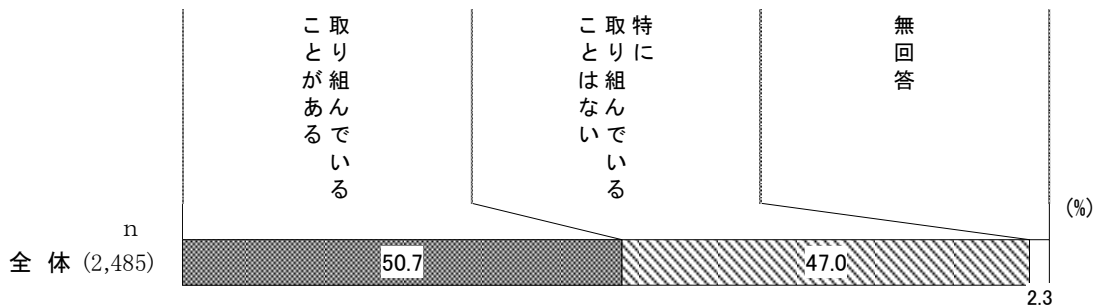
現在の健康状態 (ニーズ調査 問53)

現在の健康状態は、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『よい』は85.0%、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた『よくない』は12.8%となっている。



介護予防やフレイル予防に関する取組の実施状況 (ニーズ調査 問60)

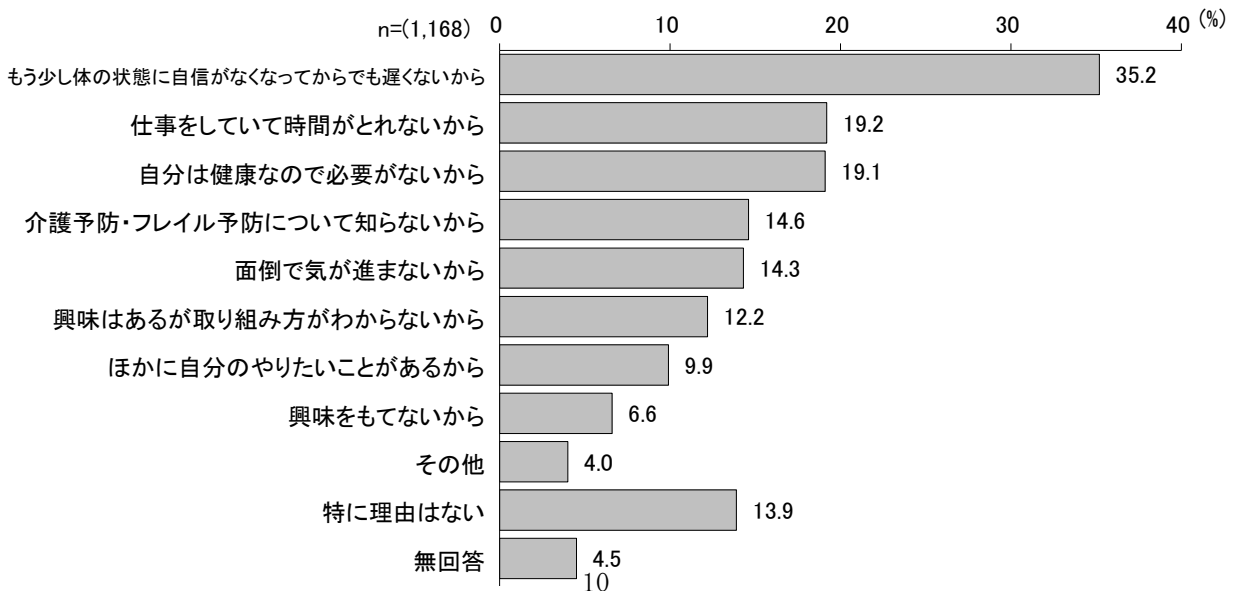
介護予防やフレイル予防に関する取組の実施状況は、「取り組んでいることがある」が50.7%、「特に取り組んでいることはない」が47.0%となっている。



取り組んでいない理由 (ニーズ調査 問60-2)

取り組んでいない理由は、「もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから」が35.2%と最も高く、「仕事をしていて時間がとれないから」は19.2%、「自分は健康なので必要がないから」は19.1%と続く。また、「特に理由はない」は13.9%となっている。

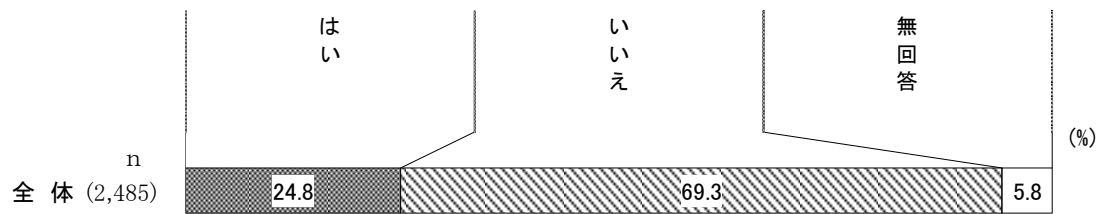
(複数回答)



(7) 認知症について

認知症に関する相談窓口の認知度 (ニーズ調査 問67)

認知症に関する相談窓口の認知度は、「はい」が24.8%、「いいえ」が69.3%となっている。



## データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の改定について

### 1 計画の目的

被保険者の「健康寿命の延伸」及び「医療費の適正化」に取り組んで行くことを目的とし、短期的に取り組むべき対策と、中長期的に取り組むべき対策について、それぞれの段階にあった事業を行うことを計画する。

### 2 計画改定の背景

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療費の適正化に向け各医療保険者は、生活習慣病対策として特定健康診査・特定保健指導を実施していくこととされ、千代田区では「特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健康診査・特定保健指導を開始した。

その後、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、「健康・医療戦略」（平成25年6月14日関係大臣申合せ）を踏まえ、平成26年4月「国民健康保険法に基づく保健事業実施等に関する指針」が一部改正された。この指針により、全ての保険者は、レセプト・健診情報等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととされ、千代田区においても「千代田区国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）」を策定（第一期：平成28年度～）し、保健事業を実施している。

令和5年度は、平成30年度に策定した第二期データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の計画期間の最終年度を迎えるため、現行計画の振り返りを行うと共に、令和6年度～令和11年度の6か年を計画期間とする各計画に改定する。

### 3 現行計画における事業

事業名	目的
(1) 特定健康診査受診勧奨	健康状態の把握と疾病予防・早期発見
(2) 特定保健指導	メタボリックシンドロームの減少及び改善
(3) 健診異常値放置者受診勧奨	疾病の早期治療や生活習慣改善
(4) 糖尿病重症化予防事業	糖尿病の早期治療や生活習慣改善
(5) ジェネリック医薬品差額通知	ジェネリック医薬品への切り替え促進

※特定健康診査等実施計画の対象事業は(1)、(2)のみ

#### 4 スケジュール

- |      |     |  |
|------|-----|--|
| 令和5年 | 8月  | ・千代田区国民健康保険運営協議会での意見交換                         |
|      | 11月 | ・医師会定例会での意見交換<br>・計画（素案）を議会報告                  |
|      | 12月 | ・パブリックコメント実施                                   |
| 令和6年 | 2月  | ・千代田区国民健康保険運営協議会、医師会定例会への報告<br>・議会報告<br>・計画の策定 |